

宇和島市地域防災計画（原子力災害対策編）

# 宇和島市避難行動計画



宇和島  
uwajima

令和3年3月  
宇和島市



## 目 次

1	避難行動計画の基本的事項	
1-1	避難行動計画の目的	1
1-2	避難行動計画の位置付け	1
1-3	避難行動計画の性格（緊急事態の段階）	2
2	避難行動計画の基本方針等	
2-1	避難行動計画の基本方針	4
2-2	避難にあたっての基本的な考え方	4
2-3	緊急事態の段階	11
2-4	屋内退避、避難等に関する指標	18
2-5	自然災害との複合災害時における避難等	20
2-6	新型コロナウイルスを含む感染症の流行下における避難等	20
3	避難行動計画の対象範囲	
3-1	避難行動計画の対象とする地域	21
3-2	避難等の対応方針	21
4	避難に関する情報伝達	
4-1	住民等への情報伝達	23
4-2	住民等からの問い合わせに対する対応	24
5	避難誘導及び住民の輸送	
5-1	一時集結所、避難所、広域避難所等	25
5-2	避難（輸送）経路	25
5-3	学校施設からの輸送	26
5-4	避難誘導、確認	26
5-5	嘉島地区の避難体制	29
6	避難行動要支援者に対する避難支援等	
6-1	避難行動要支援者の避難	30
6-2	避難行動要支援者以外の要配慮者に対する避難支援	31
6-3	社会福祉施設の避難体制	31
7	避難住民の支援体制等	
7-1	避難所及び救護所、避難経由所の開設、運営等	32
7-2	避難者への情報提供	32

## 8 資料編

8-1	一時集結所	33
8-2	避難先候補施設	34
8-3	避難ルート	40
8-4	広域避難ルート	58
8-5	関係機関連絡先	63
8-6	市内福祉施設	68
8-7	市内公民館施設	69
8-8	市内保育所施設	70
8-9	市内幼稚園、小学校、中学校、高等学校施設	71
8-10	避難時輸送車両	72
8-11	安定ヨウ素剤配布対象者数	77
8-12	広報文例・メール配信追記事項	79
8-13	環境放射線測定地点（宇和島市内）	83
8-14	避難者カード	84

## 1 避難行動計画の基本的事項

### 1-1 避難行動計画の目的

平成23年3月の東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）の事故では、原発から半径10km圏内に設定されていた防護対策重点地域（EPZ）を越えて放射性物質が拡散したことから、従来の原子力防災対策について、広域的な住民避難への備えが十分でなかった等の課題が明らかになった。

これらの教訓を踏まえ、平成24年9月に発足した原子力規制委員会は、同年10月に「原子力災害対策指針」を制定し、原発から概ね半径5km圏を「予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」という。）」、概ね半径30km圏を「緊急防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）」と設定し、原子力防災対策重点区域を原発から30km圏に拡大した。

（ただし、廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が告示した施設（以下「冷却告示された施設※」という。）に係る原子力災害対策重点区域については、原子力施設を中心としておおむね半径5kmの地域をUPZと定め、当該地域以西の佐田岬半島地域については、原子力災害対策重点区域外とする。）

宇和島市は、四国電力株式会社伊方発電所（以下「伊方発電所」という。）から半径30km圏域（UPZ）に一部の地域が含まれている。

このため、宇和島市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、宇和島市避難行動計画（以下「本計画」という。）を策定し、伊方発電所で原子力災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、円滑な住民避難及び防護措置等を実施するために必要な事項を定めるものである。

※伊方発電所1号機が該当する

### 1-2 避難行動計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、宇和島市地域防災計画（原子力災害対策編）の下部計画となるものである。

なお、本計画は、国の防災基本計画、原子力災害対策指針、愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）、愛媛県広域避難計画、宇和島市地域防災計画と連動し、これらの指標、基準等の見直しが行われた場合には、適宜、見直しを行うものとする。

### 1-3 避難行動計画の性格（緊急事態の段階）

原子力災害発生時の緊急事態における防護措置は、準備段階、初期対応段階、中期対応段階、復旧段階に分けることができる。

各段階の主な取り組みとして、

準備段階では、

- 緊急時を想定した行動計画の策定と関係者への周知、訓練等での検証、評価、改善

初期対応段階では、

- 限られた情報の中で放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するための迅速な防護措置等の対応

中期対応段階では、

- 放射線状況の把握に基づく初期の防護措置の変更や解除、長期防護措置の検討

復旧段階では、

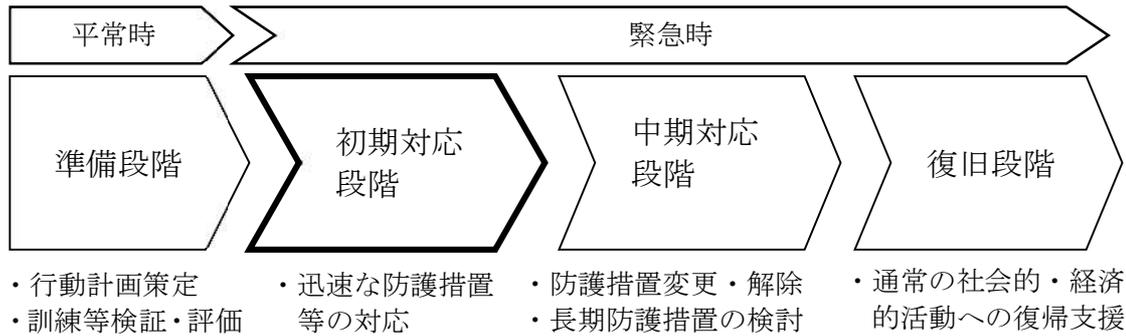
- 被災地域の長期的な復旧計画の策定、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援

を行うことである。

特に、初期対応段階においては、住民等へ放射線等の影響発生を回避するため、原子力施設の状況に応じた予防的防護措置及び緊急時モニタリングに基づく緊急防護措置を講じなければならない。

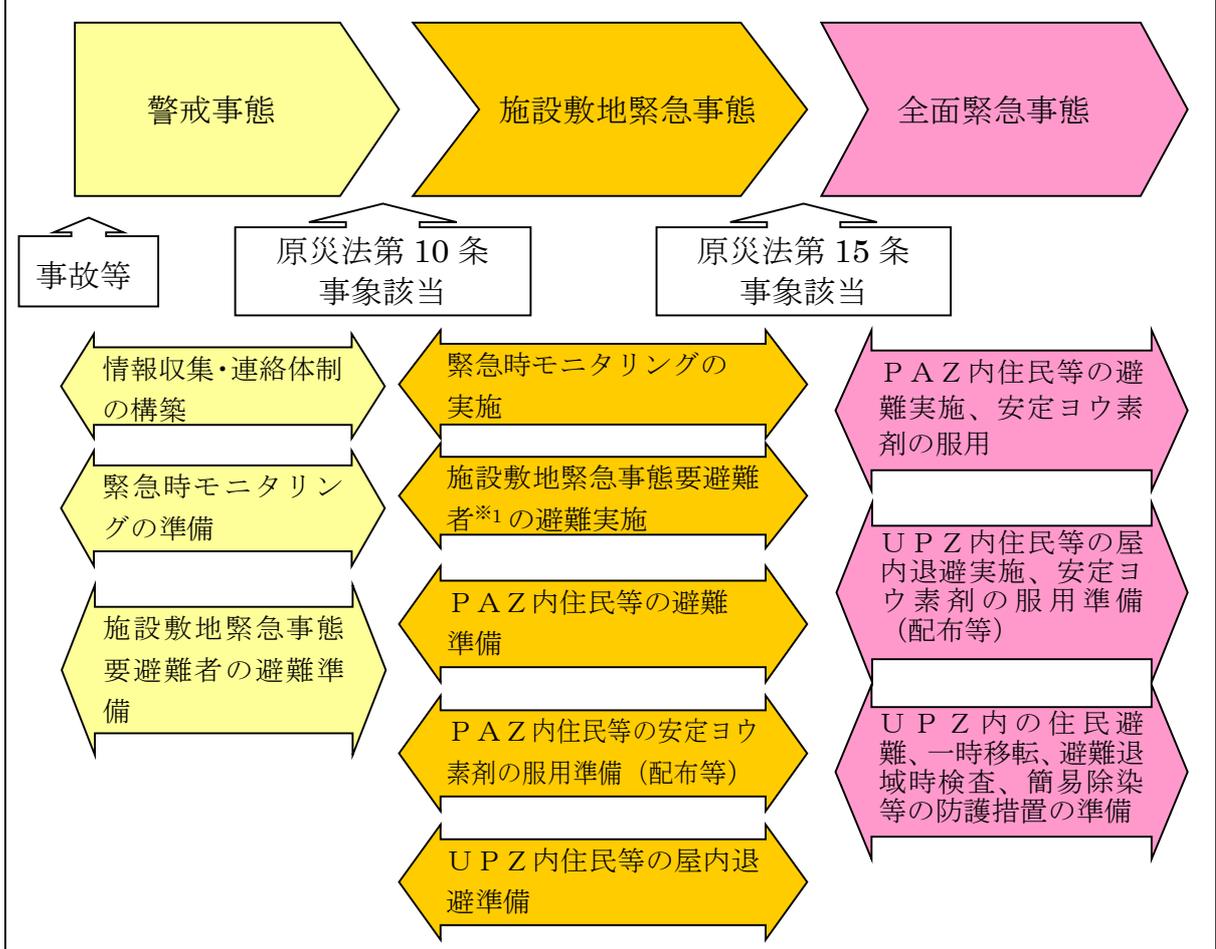
この初期対応段階における予防的防護措置及び緊急防護措置を混乱なく円滑に実行するため、本計画は、伊方発電所での事故の連絡を受けた直後から避難完了までの対応を定めるものである。

## 《緊急事態の段階》



## 《緊急事態の初期対応段階における防護措置》

### 緊急事態区分及び避難等防護措置の概要



※1 施設敷地緊急事態要避難者は次に掲げるものをいう。

- 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの
- 要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの
  - (ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの
  - (イ) (ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの

## 2 避難行動計画の基本方針等

### 2-1 避難行動計画の基本方針

- UPZにおける住民等への情報伝達体制の整備、避難先、避難ルート、避難手段を明示する。
- 原子力災害対策重点区域外の安全な避難先を確保し、陸・海・空あらゆる避難手段を用いて、迅速に避難する。
- 緊急事態区分ごとの対応方法を明示する。
- 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）、運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）の基準に応じて、段階的に避難等指示がなされるものと想定し、大量の放射性物質放出前までの避難完了を目指す。
- 避難により時間を必要とする要配慮者の安全かつ迅速な避難を実施する。

### 2-2 避難にあたっての基本的な考え方

#### (1) UPZへの避難指示等について

- ① 警戒事態段階（以下「Aレベル」という。）  
要配慮者に対し、避難の事前準備を連絡する。  
保育所、幼稚園、小学校、中学校に帰宅準備を連絡する。

（住民等の留意事項）

- 住民は外出を控え、今後の情報に注意する。
- 要配慮者及び関係者は、避難手段の確保等の準備を行う。
- 市外からの就労・就学者及び観光客等一時滞在者（以下「観光客等」という。）は、直ちに市外へ退去する。

- ② 施設敷地緊急事態段階（以下「Bレベル」という。）  
保育所、幼稚園、小学校、中学校の児童、生徒等は、保護者の迎えまたはスクールバス等により帰宅させる。  
住民に対し、屋内退避、避難指示に備え、帰宅を促す。  
要配慮者に対し、避難準備を連絡する。

（住民等の留意事項）

- 自宅へ帰宅し、屋内退避の準備を行う。
- 帰宅退避後は、顔や手を洗い、うがいを行う。
- 要配慮者及び関係者は、避難所等への避難準備を行う。

- ③ 全面緊急事態段階（以下「Cレベル」という。）  
原子力規制委員会の判断に基づき、安定ヨウ素剤を配布する。  
屋内退避を指示する。

（住民等の留意事項）

- 無用な外出を控え、屋内退避する。なお、自宅での屋内退避が困難な場合には、近隣の屋内退避施設に移動し、屋内退避を行う等、柔軟な対応を取る。
- 帰宅退避後は、顔や手を洗い、うがいを行う。
- 退避建物はすべての窓やドアを閉め、換気を止めて外気を遮断する。
- 正確な情報収集に努める。
- 要配慮者及び関係者は、避難所等へ避難を行う。

- ④ 放射性物質の放出後  
O I Lに基づき、対象地域に避難を指示する。  
避難又は一時移転と同時に安定ヨウ素剤の服用を指示する。

（住民等の留意事項）

- O I Lに基づく避難指示等が出た場合、避難等を開始する。
- 帰宅等ができない観光客等は、最寄りの一時集結所から住民とともにバス等により避難を行う。
- 安定ヨウ素剤の服用指示があった場合は、配布に先立ち実施する注意事項の説明並びに資料等を確認し服用する。

(以下避難指示後の対応)

自力で避難可能な住民は、

避難区域単位で定める一時集結所に「避難者カード(資料8-14)」

(※市が事前に準備)を提出し、自家用車等により避難を行う。(渋滞を避けるため、隣近所で乗合わせるなどの方法で避難する。)

自力で避難できない住民は、

市が手配する車両(市バス、公用車等)により、避難区域単位で定める一時集結所に搬送し、一時集結所からバス等により避難を行う。

※ 愛媛県に対する一時集結所へのバス等の手配は、Aレベルにおいて取りまとめ、OILに基づく避難基準に達した場合、即避難できるよう調整する。

(住民等の留意事項)

- 避難時の持ち物は、貴重品、携帯用ラジオ、携帯電話、常用している薬、着替え、菓子類などとする。(自然災害時のものと同様)
- 避難時は、長そで上着やマスク、帽子を着用する。
- 自宅の電気、ガス、水道の元栓を閉め、戸締りを確認する。
- 「避難者カード」の取り扱いと避難先を確認する。
  - ・各世帯において「避難者カード」に普段から必要な事項を事前に記入しておく。
  - ・一時集結所(又は集会所)において「避難者カード」を提出し、あわせて避難先を確認する。
  - ・行政区単位で「避難者カード」を収集した場合は、取りまとめて一時集結所に提出する。
  - ・知人宅等へ避難する場合についても同様に「避難者カード」に必要な事項を記入し、自治会長、自主防災組織等に提出する。

(2) 安定ヨウ素剤の取扱い

安定ヨウ素剤の取扱いについては、平成25年7月19日制定、令和元年7月3日全部改正の原子力規制庁「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」に示されている。

上記資料および令和2年1月一部改正の愛媛県「愛媛県原子力災害医療活動実施要領」に基づき、安定ヨウ素剤の取扱いを下記のとおりとする。

① 服用対象者

安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）とする。また、原則40歳未満の方を配布対象者とするが、40歳以上であっても妊婦、授乳婦及び妊娠・出産を希望する女性は対象とする。ただし、40歳以上であっても希望者には配布するものとする。

※3歳未満の乳幼児については、ゼリー剤もしくは薬剤師等が粉末剤を用いて調整した液状の安定ヨウ素剤を服用させる。

服用不適切項目該当者	ヨウ素過敏症の既往歴のある者 (ポピドンヨード液及びルゴール液使用后並びにヨウ化カリウム丸服用後に、じんま疹、呼吸困難、血圧低下等のアレルギー反応を経験した者)
慎重投与者	・ヨード造影剤過敏症の既往歴のある者 ・甲状腺機能亢進症、機能低下症の既往歴のある者 ・腎機能障害の既往歴のある者 ・先天性筋強直症の既往歴のある者 ・高カリウム血症の既往歴のある者 ・低補体血症性蕁麻疹様血管炎の既往歴のある者 ・肺結核（カリエス、肋膜炎なども含む）の既往歴のある者 ・ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者 ・次の薬を服用している場合には、相互作用を起こす可能性がある。 カリウム含有製剤、カリウム貯留性利尿剤、エプレレノンリチウム製剤 抗甲状腺薬（チアマゾール、プロピルチオウラシル） ACE阻害剤、アンジオテンシンⅡ受容体拮抗剤、アリスキレンフマル酸塩

※慎重投与者のうち、ヨード造影剤過敏症、低補体血症性蕁麻疹様血管炎、ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者は、服用不適切者として取扱い、服用対象者から除外する。

## ② 配布および服用の時期

原則として、原子力規制委員会が原子力施設の状況、緊急時モニタリング結果等を勘案し、避難又は一時移転と併せた防護措置として、安定ヨウ素剤の配布及び服用の必要性を判断する。原子力災害対策本部又は地方公共団体がその判断に基づき安定ヨウ素剤の配布及び服用の指示を出し、住民はその指示に従う。

### 【安定ヨウ素剤の投与時期と効果】

安定ヨウ素剤の投与時期	抑制効果
放射性ヨウ素が摂取される前の24時間以内又は直後	90%以上の抑制効果
放射性ヨウ素が摂取された後8時間以内	40%以上の抑制効果

※安定ヨウ素剤は、放射線ヨウ素による甲状腺への内部被ばくを抑えるのみであり、放射線ヨウ素が体内に取り込まれる事それ自体を防ぐことはできない。

## ③ 安定ヨウ素剤の配布

一時集結所等集合した場所において、原則として医師の関与の下で、服用対象者に安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示する。ただし、時間的制約等のため医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求めるなど状況に応じて適切な方法により配布及び服用を行うものとする。

安定ヨウ素剤の配布にあたっては、服用対象者に対し服用の方法、注意事項等を記載した説明書等を添付のうえ説明を行うなどし、次の事項の説明を徹底し、心理的動揺、混乱等を起こさないよう留意する。

- ・安定ヨウ素剤の服用の決定及びその理由
- ・安定ヨウ素剤の服用方法、服用対象者、服用回数及び服用量
- ・安定ヨウ素剤の服用に際しての注意事項

住民等には、安定ヨウ素剤予防服用に関する問診票への記入を要請する。

住民等のうち、服用により副作用のおそれのある者、妊婦、新生児、乳幼児は、申し出るよう伝える。

## ④ 配布後

安定ヨウ素剤の配布後、配布担当者は安定ヨウ素剤配布状況確認リストを作成して配布責任者に提出し、配布責任者はこれを保管する。

## ⑤ 服用回数

原則1回とする。連続服用は、原則として原子力規制委員会が再度の服用の必要を判断した場合のみであり、24時間の間隔を空けて服用するようしなければならない。

⑥ 服用量

次表に示す年齢区分に応じた量を服用方法に基づき服用するものとする。

【安定ヨウ素剤予防服用に対する規定量及び服用方法】

対象者	ヨウ素量 (mg) ※ヨウ化カリウム量 に対する相当量	ヨウ化 カリウム量(mg)	服用方法
新生児	12.5	16.3	ゼリー剤16.3mg
生後1ヶ月以上3歳未満	25	32.5	ゼリー剤32.5mg
3歳以上13歳未満	38	50	丸剤1丸
13歳以上	76	100	丸剤2丸

(注1) 内服液は、医療品ヨウ化カリウムの原薬を水に溶解したものをを用いる。

(注2) 丸剤やゼリー剤を服用できない場合は、内服液を服用させる。

この場合の服用量は、13歳以上は6ml、3歳以上13歳未満は3ml、  
生後1か月以上3歳未満は2ml、生後1か月未満の新生児は1mlとする。

(注3) 内服液の調製に必要な物品等については、あらかじめ準備するとともに、  
適正に管理する。

(3) 避難退域時検査体制の整備

放射性物質が放出された後O I Lに基づく防護措置として避難や一時移転を実施する際は、一時集結所と受入自治体との間で県が設定する場所において避難退域時検査及び簡易除染等を実施し、市は、県が実施する避難退域時検査及び簡易除染等に協力する。

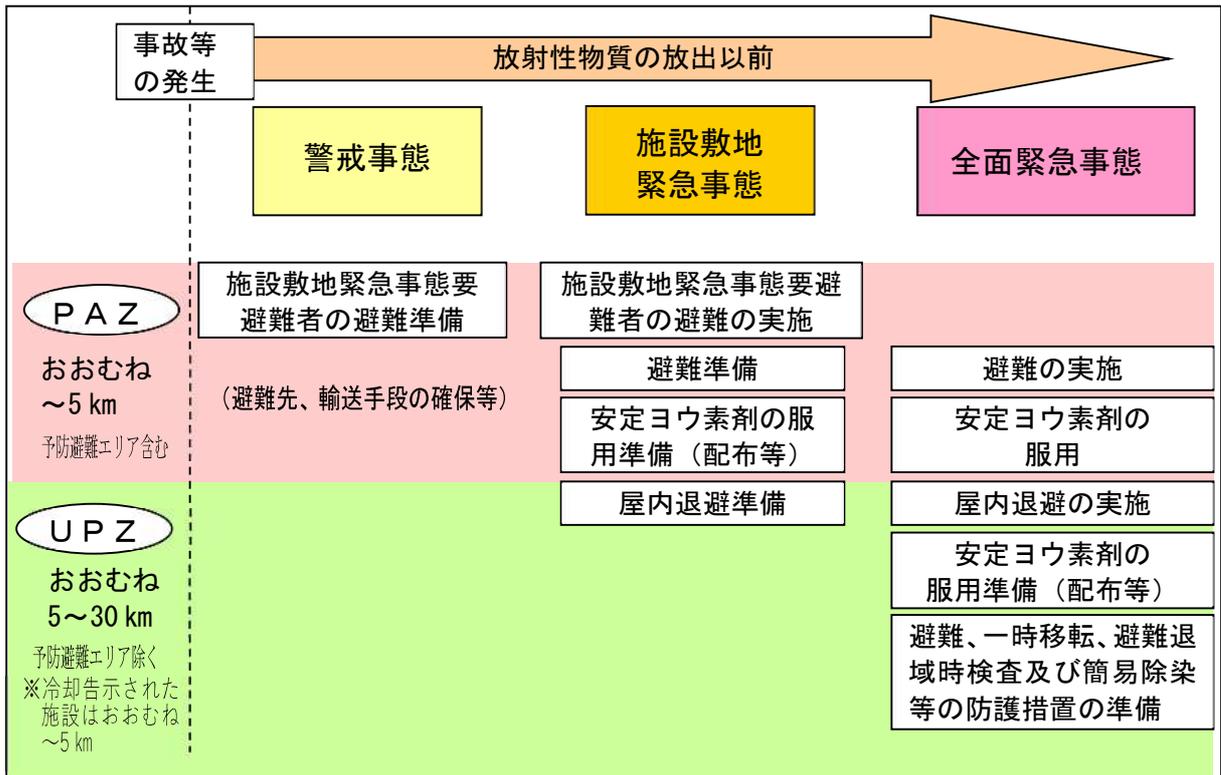
なお、検査場所は「コスモスホール三間」とし、具体的な手順は、原子力規制庁が定める「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」によるものとする。

(4) その他避難時の注意事項

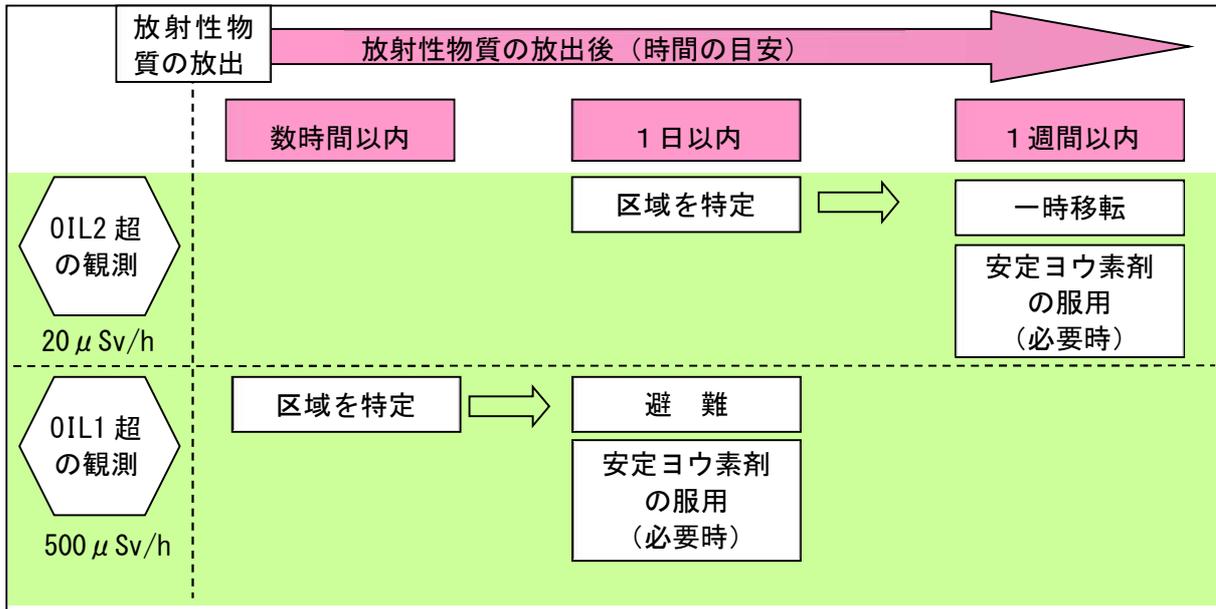
避難する住民は、伊方発電所から遠ざかる方向に移動することを基本とする。

避難指示があった対象地域の住民で、避難指示があった時点で、市外に滞在している場合は、直接、避難経路所に移動する。

### 《放射性物質放出前避難等防護措置実施フロー》



### 《放射性物質放出後のUPZの避難等防護措置実施フロー》



※UPZ外についても、OILに基づき避難等を実施

## 2-3 緊急事態の段階

伊方発電所の事故等の情報を国、愛媛県、四国電力株式会社等から、迅速かつ正確に収集、整理し、必要に応じた段階的な対策の体制を図り、住民に混乱が生じないよう配慮する。

### 【EALの概要】

レベル	避難体制・主な対応事項	対応主体
A	事故等 「警戒事態」 市災害警戒本部の設置 災害警戒本部会議の開催 愛媛県との対策協議 住民広報の実施 報道機関への発表 立入検査の実施 防災関係機関への連絡 緊急時モニタリングの準備への協力 情報収集・連絡体制の構築	愛媛県 市災害警戒本部
↓		
B	原災法第10条事象該当 「施設敷地緊急事態」 市災害対策本部の設置 災害対策本部会議の開催 愛媛県との対策協議 住民広報の実施 報道機関への発表 緊急時モニタリングの実施への協力 原子力災害医療の実施 国の専門家の派遣要請	国 愛媛県 市災害対策本部
↓		
C	原災法第15条事象該当 「全面緊急事態」 原子力緊急事態宣言発令 災害対策本部会議の開催 愛媛県との対策協議 住民広報の実施 報道機関への発表 緊急時モニタリングの実施への協力 原子力災害医療の実施 原子力災害合同対策協議会への参画 UPZ区域の屋内退避指示 OILの基準により、放射性物質の放出量、気象条件、モニタリング結果を考慮し、概ね30km圏域の避難等指示	国 愛媛県 市災害対策本部

- (1) 警戒事態  
平成29年10月30日付け原子力規制庁長官内閣府政策統括官（原子力防災担当）「原子力災害対策初動対応マニュアル」中の特別警戒事象を採用
- (2) 施設敷地緊急事態  
原災法第10条の通報すべき基準を採用  
(一部事象については、全面緊急事態に変更)
- (3) 全面緊急事態  
原災法第15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用  
(一部事象については、原災法第10条より変更)

警戒事態を判断するEAL	
1. 敷地境界付近の空間ガンマ線量率の上昇 (AL01)	【1、2、3号機】
(1) 発電所の事故により、放射性物質が外部に放出され、モニタリングステーションまたはモニタリングポストの空間ガンマ線量率が0.15 $\mu$ Sv/hを超えたとき。	
(2) 愛媛県又は山口県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポストによる空間ガンマ線量率が、0.15 $\mu$ Sv/hを超えたことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。	
2. 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ (AL11)	【3号機】
原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないとき、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないとき、若しくは停止したことを確認することができないとき。	
3. 原子炉冷却材の漏えい (AL21)	【3号機】
原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したとき。	
4. 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (AL24)	【3号機】
原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失したとき。	
5. 非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ (AL25)	【3号機】
非常用交流高圧母線が一となった場合において当該非常用交流高圧母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続したとき、全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止したとき、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき。	
6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29)	【3号機】
原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失したとき。	
7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (3号機) (AL30)	【3号機】
使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき。	
8. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (2号機) (AL31)	【2号機】
使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないとき又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないとき。	
9. 単一障壁の喪失または喪失可能性 (AL42)	【3号機】
燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失したおそれがあるとき、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失したとき。	
10. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL51)	【3号機】
原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じたとき。	
11. 所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52)	【3号機】
原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内の原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失したとき。	
12. 重要区域内※での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53)	【3号機】
重要区域内※において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したおそれがあるとき。	
13. 外的事象 (自然災害) の発生	
(1) 大地震の発生	【1、2、3号機】
当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生したとき。	
(2) 大津波警報の発令	【1、2、3号機】
当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表されたとき。	
(3) その他	【3号機】
当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生したとき。	
14. 原子力規制委員会委員長又は委員長代行為警戒本部の設置を判断した場合	【1、2、3号機】
(1) オンサイト統括が警戒事象と認める現象	
オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生したとき。	
(2) その他外的事象の発生のおそれ	
その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響をおよぼすおそれがあることを認知したとき。	

※各項目中の( )内に記載している番号(AL01等)は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災事業計画」に示すEALNo.である。

※重要区域は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災事業計画」に示す区域である。

施設敷地緊急事態を判断する E A L	
<p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇 (S E 0 1) <span style="float: right;">【1、2、3号機】</span></p> <p>放射線測定設備 (No. 1~4 モニタリングポスト) またはモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき。ただし、落雷の影響による場合または格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋 (家) 排気筒ガスモニタおよび原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、感知された数値に異常が認められない場合は除く。</p> <p>(1) 1 または 2 地点以上において、<math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 以上を検出したとき。</p> <p>(2) 1 または 2 地点以上において、<math>1 \mu\text{Sv/h}</math> 以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって <math>1 \mu\text{Sv/h}</math> 以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が <math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 以上となったとき。</p> <p>または、愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポストが、上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。</p>	
<p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出 (S E 0 2) <span style="float: right;">【1、2、3号機】</span></p> <p>以下に示す排気筒において、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」(以下、「通報事象等規則 (原子炉施設)」という。) 第 5 条第 1 項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>(1) 1号機補助建屋排気筒</p> <p>(2) 1号機格納容器排気筒</p> <p>(3) 2号機補助建屋排気筒</p> <p>(4) 2号機格納容器排気筒</p> <p>(5) 3号機補助建屋排気筒</p> <p>(6) 3号機格納容器排気筒</p>	
<p>3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出 (S E 0 3) <span style="float: right;">【1、2、3号機】</span></p> <p>放水口において、「通報事象等規則 (原子炉施設)」第 5 条第 1 項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。</p>	
<p>4. 火災、爆発等による管理区域外での放射線の放出 (S E 0 4) <span style="float: right;">【1、2、3号機】</span></p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生に際し、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第 2 条第 2 項第 4 号に規定する管理区域の外の場合において、<math>50 \mu\text{Sv/h}</math> 以上の放射線量率を検出したとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>	
<p>5. 火災、爆発等による管理区域外での放射線物質の放出 (S E 0 5) <span style="float: right;">【1、2、3号機】</span></p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第 2 条第 2 項第 4 号に規定する管理区域の外の場合において、放射能水準が <math>5 \mu\text{Sv/h}</math> の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則 (原子炉施設)」第 6 条第 2 項に定める基準以上の放射性物質が検出されたとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>	
<p>6. 原子炉外での臨界事故のおそれ (S E 0 6) <span style="float: right;">【1、2、3号機】</span></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部 (原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。) において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態になったとき。</p>	
<p>7. 原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動による一部注入不能 (S E 2 1) <span style="float: right;">【3号機】</span></p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいずれかによる注水が直ちにできないとき。</p>	
<p>8. 蒸気発生器給水機能の喪失 (S E 2 4) <span style="float: right;">【3号機】</span></p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失したとき。</p>	

施設敷地緊急事態を判断する E A L	
9. 非常用交流高圧母線の 30 分間以上喪失 (3 号機) (S E 2 5) 全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30 分間以上継続したとき。	【3 号機】
10. 直流電源の部分喪失 (S E 2 7) 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分間以上継続したとき。	【3 号機】
11. 停止中の原子炉冷却機能の喪失 (S E 2 9) 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したとき。	【3 号機】
12. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (3 号機) (S E 3 0) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。	【3 号機】
13. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (2 号機) (S E 3 1) 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下したとき。	【2 号機】
14. 格納容器健全性喪失のおそれ (S E 4 1) 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えたとき。	【3 号機】
15. 2 つの障壁の喪失または喪失のおそれ (S E 4 2) 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失したとき。	【3 号機】
16. 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 (S E 4 3) 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用したとき。	【3 号機】
17. 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 (S E 5 1) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失したとき。	【3 号機】
18. 所内外通信連絡機能の全ての喪失 (S E 5 2) 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失したとき。	【3 号機】
19. 火災・溢水による安全機能の一部喪失 (S E 5 3) 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したとき。	【3 号機】
20. 防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生 (S E 5 5) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生したとき。	【1、2、3 号機】

各項目中の ( ) 内に記載している番号 (S E 0 1 等) は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示す E A L N o. である。

全面緊急事態を判断する EAL	
<p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇 (GE01) <span style="float: right;">【1、2、3号機】</span></p> <p>放射線測定設備 (No. 1~4 モニタリングポスト) またはモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき。ただし、落雷の影響による場合または格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋 (家) 排気筒ガスモニタおよび原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。</p> <p>(1) 1または2地点以上において、<math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 以上を検出したとき。</p> <p>(2) 1または2地点以上において、<math>1 \mu\text{Sv/h}</math> 以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって <math>1 \mu\text{Sv/h}</math> 以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が <math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 以上となったとき。</p> <p>または、愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。</p> <p>ただし、これらの放射線量のいずれかが、2地点以上においてまたは10分間以上継続して検出した場合に限る。</p>	
<p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出 (GE02) <span style="float: right;">【1、2、3号機】</span></p> <p>以下に示す排気筒において「通報事象等規則 (原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>(1) 1号機補助建家排気筒</p> <p>(2) 1号機格納容器排気筒</p> <p>(3) 2号機補助建家排気筒</p> <p>(4) 2号機格納容器排気筒</p> <p>(5) 3号機補助建屋排気筒</p> <p>(6) 3号機格納容器排気筒</p>	
<p>3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出 (GE03) <span style="float: right;">【1、2、3号機】</span></p> <p>放水口において、「通報事象等規則 (原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。</p>	
<p>4. 火災、爆発等による管理区域外での異常な放射線量の検出 (GE04) <span style="float: right;">【1、2、3号機】</span></p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において <math>5 \text{mSv/h}</math> 以上の放射線量率を検出したとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>	
<p>5. 火災、爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 (GE05) <span style="float: right;">【1、2、3号機】</span></p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が <math>500 \mu\text{Sv/h}</math> の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則 (原子炉施設)」第6条第2項に定める基準の100倍以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>	
<p>6. 原子炉外での臨界事故 (GE06) <span style="float: right;">【1、2、3号機】</span></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部 (原子炉本体の内部を除く。) において、核燃料物質が臨界状態 (原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。) になったとき。</p>	
<p>7. 全ての原子炉停止操作の失敗 (GE11) <span style="float: right;">【3号機】</span></p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないとき、又は停止したことを確認することができないとき。</p>	
<p>8. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能 (GE21) <span style="float: right;">【3号機】</span></p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による当該原子炉への注水が直ちにできないとき。</p>	

全面緊急事態を判断するEAL	
9. 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注入不能 (GE 2 4)	【3号機】
原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による当該原子炉への注水が直ちにできないとき。	
10. 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 (GE 2 5)	【3号機】
全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続したとき。	
11. 全直流電源の5分間以上喪失 (GE 2 7)	【3号機】
全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続したとき。	
12. 炉心損傷の検出 (GE 2 8)	【3号機】
炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知したとき。	
13. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE 2 9)	【3号機】
蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないとき。	
14. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (3号機) (GE 3 0)	【3号機】
使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。	
15. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (2号機) (GE 3 1)	【2号機】
使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下したとき。	
16. 格納容器圧力の異常上昇 (GE 4 1)	【3号機】
原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達したとき。	
17. 2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失または喪失のおそれ (GE 4 2)	【3号機】
燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき。	
18. 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 (GE 5 1)	【3号機】
原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失したとき、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失したとき。	
19. 住民の避難を開始する必要がある事象発生 (GE 5 5)	【1、2、3号機】
その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生したとき。	

各項目中の( )内に記載している番号 (GE 0 1等) は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL No.である。

## 2-4 屋内退避、避難等に関する指標

伊方発電所の全面緊急事態におけるUPZへの避難指示等については、伊方発電所の異常事態の状況及び緊急時モニタリング結果等を踏まえ、「緊急事態区分」や「EAL」、「OIL」に基づき、実施される。

### 【防護措置実施の判断基準】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線: 40,000 cpm <sup>※3</sup> $\beta$ 線: 13,000 cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h <sup>※6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg <sup>※8</sup>	
			放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg	
ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg				

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

- ※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 1 の基準値を超えた場合、O I L 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えたときから起算しておおむね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている  $\beta$  線の入射窓面積が 20cm<sup>2</sup> の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm<sup>2</sup> 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm<sup>2</sup> 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であつて、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E A の G S G - 2 における O I L 6 値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 I A E A では、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準である O I L 3 等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

## 【避難等防護措置】

### (1) 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るもの。

#### ① 避難

空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。

#### ② 一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。

### (2) 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被爆の低減を図るもの。

特に、病院や社会福祉施設等においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の機密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

## 2-5 自然災害との複合災害時における避難等

複合災害時において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとるものとする。

UPZ内において、原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、当該建物での屋内退避の継続が困難になる等、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、近隣の指定避難所等への避難等を実施する。

また、原子力災害の観点から一時移転又は避難指示を出している中で、周囲の状況等により避難等を行うことが却って危険を伴う場合等やむを得ないときは、屋内退避を継続する等の安全確保措置を実施するものとする。

## 2-6 新型コロナウイルスを含む感染症の流行下における避難等

感染症の流行下における住民避難等の措置については、被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先として、感染者や感染の疑いのある者を含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で実施するものとする。

具体的な感染症対策については、内閣府が定める「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」を参考に取り組むものとする。

なお、原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内での距離や離隔を保つなど、柔軟に対応するものとする。

### 3 避難行動計画の対象範囲

#### 3-1 避難行動計画の対象とする地域

宇和島市内における伊方発電所から半径30km圏内の地域は次のとおりである。

伊方発電所で発生した事故等、有事の際には、国、愛媛県から避難指示等を受ける。また、市長は、国からの避難指示等がない段階で、緊急に避難が必要と判断したときは、災害対策基本法に基づき避難指示を発令する。

#### 【避難計画の対象とする地域】

距離	地区名	対象地域（行政区）	人口
25～30km	奥南地区	板ノ浦、中浦、古浦、船間1、船間2、大良、惣代、南君西	3,806人
	喜佐方地区	鳥首、沖村中、沖村上、沖村下、東蓮寺、検校谷、河内中、河内上、筋	
	玉津地区	池の浦、深浦下、深浦上、宮の浦西、宮の浦東、和田、浜、与村井西、与村井中、与村井東、脇中島、日の平、奥南、先新浜、畦屋三つ尾、花組、茜荘	
	立間地区	奥白井谷、引地雪森、小名、中之谷、高城	
	嘉島地区	嘉島	71人
		計	

(令和2年4月1日現在)

#### 3-2 避難等の対応方針

住民避難の実施に際しては、「2-2 避難にあたっての基本的な考え方」により、伊方発電所の事故の規模等に応じて、緊急時モニタリングによる測定結果を踏まえ、国、愛媛県等と協議し、時間的な進展を考慮して、屋内退避、避難等の対象となる区域を定める。

市は、愛媛県オフサイトセンターに「オフサイトセンター運営要領」等で定めた職員を配置し、情報の把握と関係機関との緊密な連携を図るものとする。

なお、伊方発電所の事故を想定した避難等の区域については、上記地区毎を基本とする。

避難指示区域別行政区一覽

令和2年4月1日現在

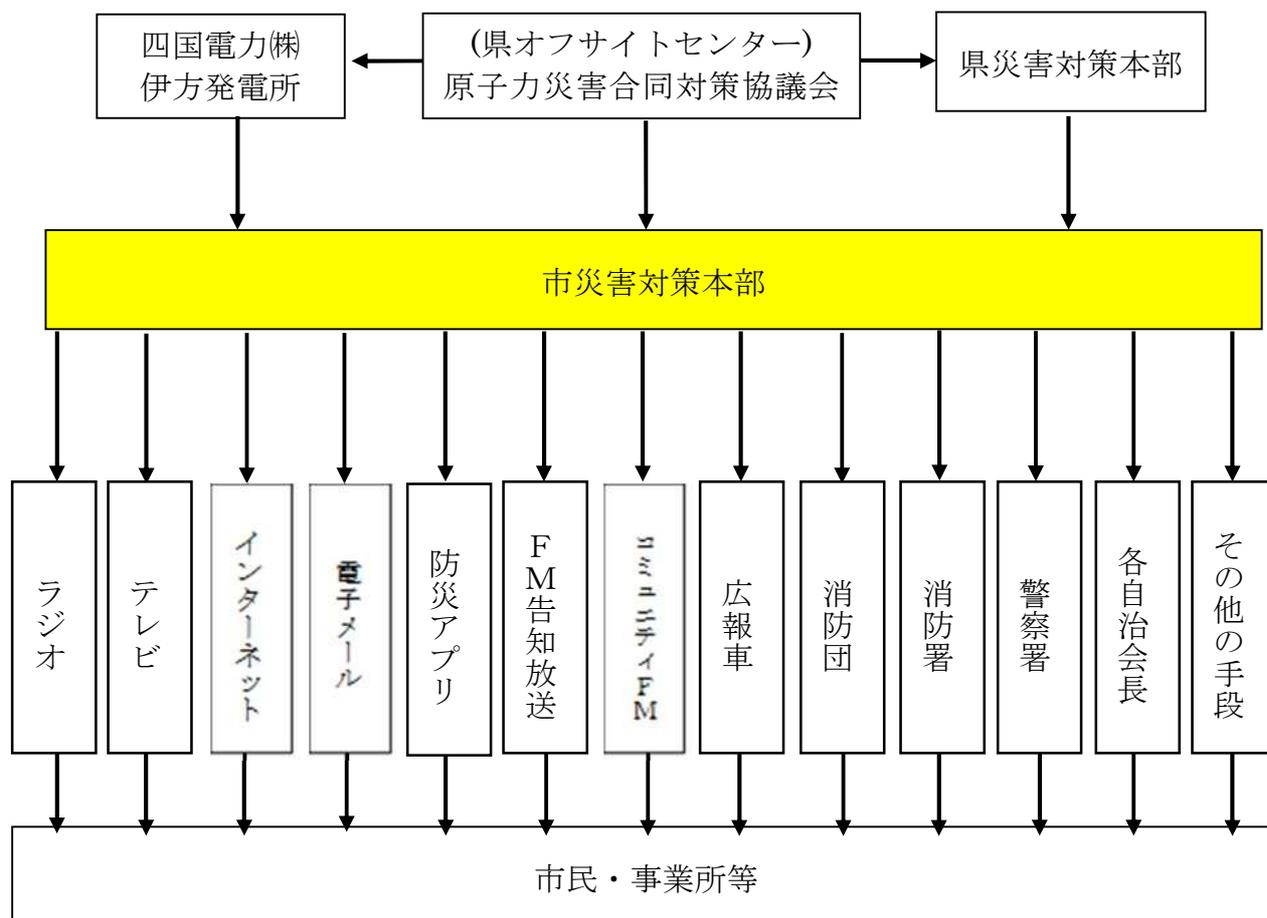
避難区域	地区名	一次集結所	一次集結所 収容人口	世帯数	人口 (内避難行動 要支援者)	大字	行政区	備考
1	奥南地区	奥南小学校	1,269	297	714 (36)	奥浦	板ノ浦 大良	船間1
				80	201 (11)	南君	中浦 惣代	船間2
		計		377	915 (47)			
2	喜佐方地区	喜佐方小学校	1,246	174	475 (28)	沖村	鳥首	沖村上
				222	564 (32)	河内	東蓮寺	河内中
				34	100 (7)	白浦外	筋	河内上
		計		430	1,139 (67)			
3	玉津地区	玉津小学校	1,269	84	210 (15)	深浦	池の浦	深浦上
				256	685 (41)	法華津	宮の浦西 与村井中	和田 浜
				234	540 (70)	白浦	脇中島 花組	奥南 先新浜
		計		574	1,435 (126)			
4	立間地区	立間小学校	1,276	118	317 (25)	立間	奥白井谷	中之谷
				118	317 (25)		引地雪森	小名
		計		118	317 (25)			
5	嘉島地区	嘉島小学校	679	34	71 (5)	戸島	嘉島	
				34	71 (5)			
		合計		1,533	3,877 (270)			

## 4 避難に関する情報伝達

### 4-1 住民等への情報伝達

市FM告知放送のほか、避難等に関する住民等への情報伝達は、次のとおり複数の伝達手段により実施する。

(広報文例は、資料編「8-12 広報文例・メール配信追記事項」に掲載)



(1) 住民広報のタイミング

市は、災害の状況に応じて、次のようなタイミングで広報を実施するものとする。

- 緊急事態区分等に至った場合（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等）
- 特別の体制（災害対策本部設置等）をとった場合
- 事故や災害の状況等に大きな変化があった場合
- 住民避難、屋内退避、避難準備等を指示する場合
- 放射性物質が放出された場合
- 緊急時モニタリングの結果がまとまった場合
- その他情報提供が必要な場合（広報の間隔があいた場合等）

(2) 住民広報の内容

市は、次の内容について広報を実施するものとする。

- 事故等の状況に関すること
- 市及び関係機関の対応状況に関すること
- 避難、屋内退避、避難準備等指示に関すること  
（対象区域、一時集結所、避難先、避難ルート、注意事項等）
- 気象状況（風向、風速）に関すること
- 放射性物質の放出に関すること
- その他（注意事項等）

#### 4-2 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、愛媛県及び関係機関と連携し、住民からの問い合わせに対応する専用電話等を備えた住民相談窓口の設置、人員の配置等を行うための体制の整備を図る。

また、住民等のニーズを見極めたうえで、情報の収集、整理、発信を行う。

## 5 避難誘導及び住民の輸送

### 5-1 一時集結所、避難所、広域避難所等

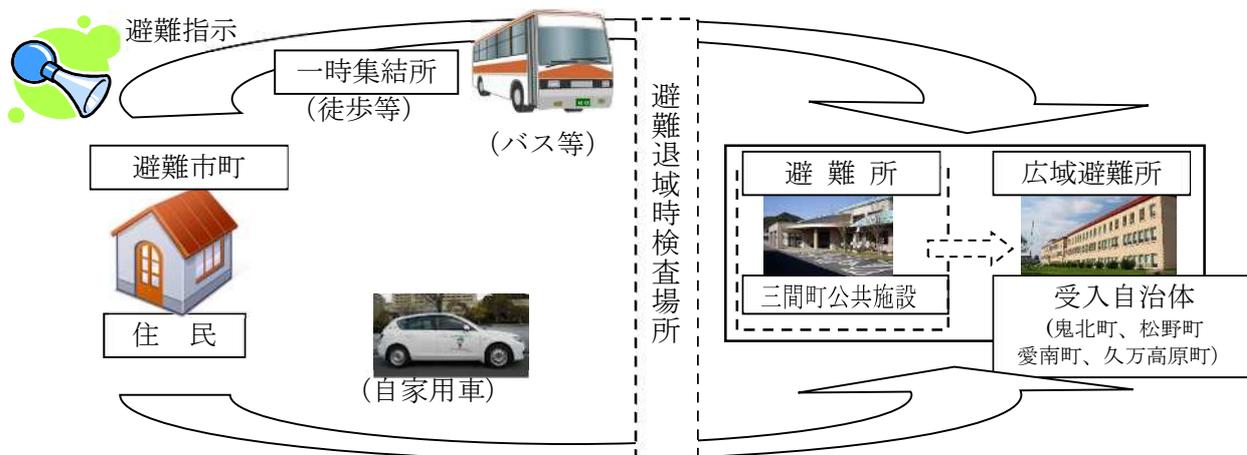
自力で避難可能な住民は、自家用車等による避難を優先する。（渋滞を避けるため、隣近所で乗合わせるなどの方法での避難を原則とする。また、避難で使用する自家用車等の燃料については、避難時において枯渇しないよう残量に常に気を配る。）

自力で避難できない住民は、市が手配する車両（市バス、公用車等）により、避難区域単位で定める一時集結所（資料編「8-1 一時集結所」のとおり）に搬送し、一時集結所からバス等により避難を行う。

避難所は、伊方発電所から半径30km圏外（UPZ外）に位置する市内の公共施設のうち、原則として三間町の公共施設（資料編「8-2 避難先候補施設」のとおり）とする。

ただし、事故の規模・状況等が甚大な場合においては、県等と協議・調整のうえ、受入自治体（鬼北町、松野町、愛南町等）へ広域避難するものとする。（受入自治体における避難区域ごとの広域避難所については資料編「8-2 避難先候補施設」のとおり）

避難指示があった対象地域の住民で、避難指示があった時点で、市外に滞在している場合は、直接、避難所に移動する。



### 5-2 避難（輸送）経路

各地区から一時集結所までの経路は指定しない。

一時集結所から避難所、広域避難所への避難経路は、原則として、資料編「8-3 避難ルート」及び「8-4 広域避難ルート」で示される経路から、災害の規模・状況等を勘案して決定するものとする。

### 5-3 学校等施設からの輸送

登校中等において原子力災害が発生し、避難指示等が出されたときの対応は、「2-2 避難にあたっての基本的な考え方」に基づく対応とする。

保育所、幼稚園、小学校、中学校の児童、生徒等は、Bレベルで保護者の迎えまたはスクールバス等により帰宅させる。

保護者との連絡が取れない児童、生徒等は、施設から教職員等と一緒に避難し、指定避難所等で保護者に引き渡すものとする。

### 5-4 避難誘導、確認

避難対象地域の住民の避難誘導、避難完了確認は、次の要領によるものとし、可能な範囲で実施するものとする。

(1) 避難誘導時の警察、消防との連携

市災害対策本部は、避難対象地域の住民に避難指示を出す段階で宇和島警察署と交通規制の場所、規制予定時間、避難対象地域の確認等を調整する。

(2) 避難誘導時の消防団、自主防災組織、自治会長等との連携

市災害対策本部は、避難対象地域の一時集結所に市職員を配置し、対象地域の消防団員、自主防災組織、自治会長等と連携し、自家用車避難、バス避難の住民等及び世帯の避難状況を確認する。

また、消防団に対して、避難対象地域の避難指示等巡回広報を依頼する。

(3) 自家用車での避難についての対応

市は、平常時から自治会等に対し、避難方法や一時集結所（避難区域単位）、広域避難所の周知徹底を図るものとする。

避難指示が発令され、自家用車で直接避難所等へ移動や避難を行う住民は、隣近所で乗合わせるなどの方法で、自家用車等での迅速な円滑な移動、避難を行う。

(4) 避難対象地域の避難完了の確認方法

消防団員及び市職員が可能な限り戸別訪問を実施し確認する。

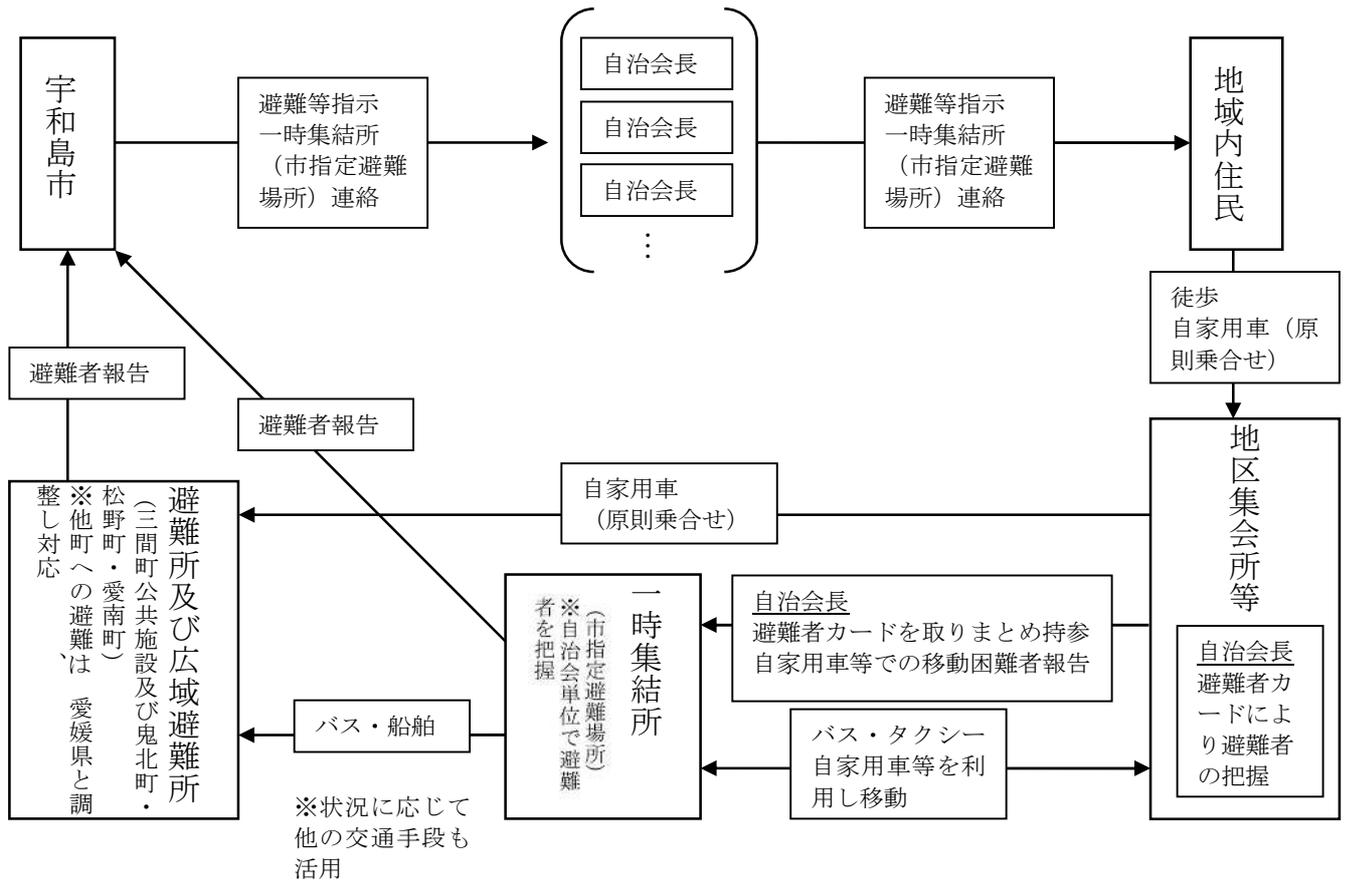
(5) 避難完了報告

市職員は、避難の確認を完了した後、市災害対策本部に「避難完了」を報告する。

【避難の誘導、確認の概要】

段階	活動等
準備	<p>市災害対策本部が、避難対象地域の住民への避難指示の準備をする。</p> <p>① 宇和島警察署と交通規制を調整する。(場所、予定時間、避難対象地域)</p> <p>② 消防団に避難対象地域の避難指示等巡回広報を依頼する。</p>
↓	
避難指示	<p>① 市災害対策本部は、「4-1 住民等への情報伝達」に基づき、避難対象地域の住民等に避難を指示する。</p> <p>② 市災害対策本部は、関係機関との相互連絡を取り、連携を図る。</p>
↓	
一時集結所	<p>市災害対策本部は、避難対象地域の一時集結所に職員を配置する。市職員は、対象地域の消防団員、自主防災組織、自治会長等と連携して次のことを行う。</p> <p>① 「避難カード」により、自家用車避難、バス避難の住民等及び世帯の避難状況を確認する。</p>
↓	
避難確認	<p>① 消防団員と市職員とが班を編成するなどにより、可能な限り、一戸ずつ戸別訪問し確認する。</p> <p>② 避難対象地域の住民が外出等により、避難の確認ができない場合、「避難者カード」を作成し、自主防災組織又は一時集結所に配置された市職員に情報を引き継ぎ、引き続き安否確認を行う。</p> <p>③ 一時集結所に配置された市職員は、避難の確認を完了した後、市災害対策本部に「避難完了」を報告する。</p> <p>④ 報告を受けた市災害対策本部は、宇和島警察署、消防団に避難完了報告を行う。</p>
↓	
避難所	<p>① 広域避難所の開設場所に市災害対策本部職員を配置する。</p> <p>② 市職員は、広域避難所の職員と協力して、避難者の受け入れ準備を行う。</p>

【避難手順（例）】



## 5-5 嘉島地区の避難体制

嘉島地区住民の避難については、原則、嘉島港（一時集結所）まで徒歩で移動した後、航路（定期船、自家用船舶、宇和島市公用船等）により宇和島港まで避難を実施するものとする。宇和島港から避難先施設である三間町公共施設までは、市・県が手配するバス等により避難を実施するものとする。

また、避難指示が発令された時点で、以下の場合には嘉島小学校（放射線防護施設）において屋内退避を実施する。

- ・港湾施設の被災や事故の進展状況等により、船舶による移動が困難な場合
- ・ピストン輸送による船舶避難時において、一度に乗り切れなかった場合
- ・悪天候等により、船舶での避難が困難な場合

屋内退避後の広域避難については、船舶による避難もしくは国、県の協力のもと空路による避難を実施する。

なお、嘉島地区の安定ヨウ素剤は放射線防護施設に備蓄し、国の指示が出た時点で、自主防災会や消防団の協力を得て住民に配布するものとする。さらに、国から服用の指示が出た場合は、島内（自宅又はコンクリート公共施設）で服用した後、避難又は屋内退避を行うものとする。

## 6 避難行動要支援者に対する避難支援等

### 6-1 避難行動要支援者の避難

#### (1) 情報共有機関及び避難協力機関

##### ■警察署、消防本部

宇和島地区広域事務組合消防本部

宇和島警察署

##### ■民間

福祉サービス提供者

宇和島市社会福祉協議会

社会福祉施設管理者

介護保険事業者

障がい者団体等

##### ■地域

民生・児童委員

宇和島市消防団

各地区自治会

各地区自主防災組織

避難支援者

福祉ボランティア団体等

#### (2) 避難行動要支援者の避難支援

自宅等から一時集結所までの避難においては、宇和島市避難行動要支援者支援プラン（全体計画）に基づき、情報伝達体制、避難支援体制を整備し、避難行動要支援者の避難を支援する。なお、避難行動要支援者が避難する際には、同居する家族が同伴することを原則とする。

一時集結所より先の避難においては、宇和島市地域防災計画に基づき、市災害対策本部が避難指示の準備をする段階で、輸送計画を調整し、また、情報を共有している機関とも連絡を密にし、避難支援の協力を求め、必要な人員や車両（バス等）の確保に努める。

#### (3) 避難行動要支援者の避難生活に係る支援

避難行動要支援者の状況は、「車椅子生活で介助が必要」、「障がい者トイレが必要」、「認知症により理解が苦手」など、多様なケースがあるため、指定する避難所での長期的な生活が困難なケースも予想される。

このようなケースでは、福祉班は避難行動要支援者支援プラン（全体計画）

「2. 指定避難所・福祉避難所における支援」に基づき、避難行動要支援者のニーズに合わせて、広域避難初期における福祉避難所の開設や社会福祉施設等と調整し、避難行動要支援者の避難生活を支援する。

## 6-2 外国人等に対する避難支援

以下に示す要配慮者についても、個別の状況に配慮して情報伝達等の避難支援を行う。

### (1) 外国人

日本語での情報が十分理解できない外国人の避難誘導については、やさしい日本語や外国語、身振り、手振りによるコミュニケーションを図り適切な情報提供を行い、孤立させないように配慮し、避難場所へ正確に誘導する。

また、避難情報については、多言語による正確な情報提供が必要な場合も想定されることから、外国人向けの避難誘導マニュアルを作成するよう努める。

### (2) 乳幼児

常に保護者等を同行させ、一人にしない。また、乳幼児に同行している保護者等に対しても冷静な態度で接し、安心させるように努める。

### (3) 妊産婦

行動機能が低下しているため、転倒等による早流産の恐れがある場合は、必要であれば家族等同行者をつける。

冷静な態度で接し安心させるよう努め、出産予定日が近い場合は産婦人科への連絡を行う。

## 6-3 社会福祉施設の避難体制

### (1) 社会福祉施設の状況

UPZ内における市内の社会福祉施設は、資料編「8-6 市内福祉施設」に掲載のとおりである。

また、広域避難先（鬼北町、松野町、愛南町等）の施設については、受入自治体に協力を求め、市内の社会福祉施設の関係者に対し、できる限り情報提供を行い、市内の社会福祉施設の関係者と広域避難先施設の関係者との連携が取れる体制を整え、受入態勢の円滑化を図る。

### (2) 社会福祉施設の避難

施設入居者の避難手段、避難先等については、愛媛県広域避難計画「第5章 要配慮者の避難体制」を基本とする。

#### 愛媛県広域避難計画 第5章 要配慮者の避難体制

避難生活で特段の配慮が必要な要配慮者の避難については、社会福祉施設入所者は社会福祉施設へ緊急入所を行い、病院等入院患者は病院等へ搬送を行うものとする。在宅要配慮者については、まずは一般の避難所へ避難したうえで、必要に応じて福祉避難所（一般の避難所より比較的生活環境が整った避難所）へ移送を行うものとする。ただし、避難する際、既に福祉避難所の受入先を確保し移送手段が用意できている場合は、直接避難を行うものとする。

また、要配慮者の避難については、避難に伴うリスクを極力避ける必要があるため、受入先や避難手段の確保等の避難準備を早期段階から行い、避難指示後、搬送手段及び避難先の準備が整った段階で避難を開始するものとする。

なお、放射性物質の放出のおそれがある場合や無理に避難することにより健康リスクが高まる者については、状況に応じて放射線防護対策施設等への屋内退避を組み合わせるものとする。

## 7 避難住民の支援体制等

### 7-1 避難所及び広域避難所の開設、運営等

住民避難に際しては、指定避難所及び広域避難所に市職員を配置する。市職員は、避難住民と受入自治体（鬼北町、松野町、愛南町等）とのパイプ役を担う。

指定避難所及び広域避難所の運営は、住民相互に助け合う自治的な組織が主体的に運営する体制に移行する。

住民の不安にこたえるため、指定避難所及び広域避難所に住民相談窓口を設置する体制を整える。

避難が長期化すると見込まれる場合、賃貸住宅、仮設住宅等へできるだけ早期に移転できるよう努める。

### 7-2 避難者への情報提供

避難者への情報提供は、要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等、被災者のおかれている生活環境、居住環境等に配慮した情報伝達に努めるものとする。

特に、避難所に居る被災者は、情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

## 8 資料編

### 8-1 一時集結所

No	避難 区域	避難地区	施設名	所在地	電話番号	収容 可能 人数	延床 面積	構 造	方位	距離	備考
1	1	奥南地区	奥南小学校（校舎）	吉田町奥浦甲65-1	54-0013	846	1,980	鉄筋コンクリート	南東	29	
2			奥南小学校（体育館）			423	940	鉄筋コンクリート	南東	29	
3	2	喜佐方地区	喜佐方小学校（校舎）	吉田町沖村甲2325-1	52-0563	831	1,828	鉄筋コンクリート	南東	29	
4			喜佐方小学校（体育館）			415	924	鉄筋コンクリート	南東	29	
5	3	玉津地区	玉津小学校（校舎）	吉田町法華津7-333	52-1007	846	1,894	鉄筋コンクリート	南東	27	
6			玉津小学校（体育館）			423	940	鉄筋コンクリート	南東	27	
7	4	立間地区	立間小学校（校舎）	吉田町立間甲1-3900-1	52-1057	831	1,372	鉄筋コンクリート	南東	31	
8			立間小学校（体育館）			445	924	鉄筋コンクリート	南東	31	
9	5	嘉島地区	嘉島小学校（校舎）（休校）	戸島4110	64-0027	453	1,104	鉄筋コンクリート	南南東	29	
10			嘉島小学校（体育館）（休校）			226	504	鉄筋コンクリート	南南東	29	

8-2 避難先候補施設（宇和島市三間町）

都道府県名	整理番号	施設						管理する担当窓口			避難施設の面積						保有設備						構造		災害対策基本法上の避難場所としての指定	非常用電源の有無	大型車両のアクセスの可否	P A Z 及び U P Z 圏内施設	備考			
		名称	所在地			連絡先		管理者名	連絡先			屋内部分 (㎡)			収容可能人数 (※1)	避難自家用車数 (※2)	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ	（R C C ' S R R C C を含む）						その他	階数	
			郵便番号	市町村名	町丁目名・番（番地）・号	電話	F A X		名称	電話	F A X	面積	体育校の場合、有効面積	面積																		
愛媛県	237	愛媛県立三間高等学校	7981115	宇和島市	三間町戸雁764番地3	0895582031	0895583162	愛媛県教育委員会	高校教育課	0899122951	0899122949	5,409	948	710	7,405	355	124	○	○	○	○	×	×	×	×	○	F4	○	×	○		
愛媛県	275	三間町運動公園	7981116	宇和島市	三間町黒井地1542番地	0895584222		宇和島市教育委員会	生涯学習課	0895241111	0895225058				52,163	0	0	○	×	×	○	×	×	×	○		○	×	○			
愛媛県	276	宇和島市立成妙小学校	7981103	宇和島市	三間町成家759番地	0895582037	0895582037	宇和島市教育委員会	教育総務課	0895241111	0895225058	2,481	680	612	4,128	306	107	○	○	○	○	×	×	×	○	F2	○	×	○			
愛媛県	277	宇和島市立三間小学校	7981192	宇和島市	三間町宮野下493番地	0895582030	0895582030	宇和島市教育委員会	教育総務課	0895241111	0895225058	3,451	680	612	5,263	306	107	○	○	○	○	×	×	×	○	F2	○	×	○			
愛媛県	278	宇和島市立二名小学校	7981136	宇和島市	三間町大内64番地	0895582147	0895582147	宇和島市教育委員会	教育総務課	0895241111	0895225058	2,550	680	612	3,459	306	107	○	○	○	○	×	×	×	○	F3	○	×	○			
愛媛県	279	宇和島市立三間中学校	7981115	宇和島市	三間町戸雁1046番地	0895582512	0895582092	宇和島市教育委員会	教育総務課	0895241111	0895225058	4,387	621	558	10,806	279	97	○	○	○	○	×	×	×	○	F3	○	×	○			
愛媛県	A	三間保健福祉センター	7981113	宇和島市	三間町追目126番地	0895581050		宇和島市	保険健康課	0895241111	0895241124	1,800		1,800		900	315	○	○	○	○	○	○	○	F2	○	×	○				
愛媛県	B	コスモスホール三間	7981113	宇和島市	三間町追目138番地	0895583312		宇和島市	生涯学習課	0895241111	0895225058	2,904		2,904		1,452	508	○	×	○	○	○	×	×	○	F2	○	×	○			
愛媛県	C	三間町国民体育館	7981115	宇和島市	三間町戸雁765番地4	0895582505		宇和島市	生涯学習課	0895241111	0895225058	1,442		1,442		721	252	○	×	×	×	○	×	×	○	F2	○	×	○			
愛媛県	D	三間公民館	7981112	宇和島市	三間町宮野下935番地	0895583311		宇和島市	生涯学習課	0895241111	0895225058	963		963		481	168	○	×	○	○	×	×	○	F2	○	×	○				

※1 収容可能人数は「屋内部分有効面積/2㎡」で算定している。  
 ※2 避難自家用車数は「収容可能人数×0.35」で算定している。（世帯数1,624/避難者数4,621÷0.35）

8-2 避難先候補施設（鬼北町）

都道府県名	整理番号	施設						管理する担当窓口			避難施設の面積					保有設備					構造					備考							
		名称	所在地			連絡先		管理者名	連絡先			屋内部分 (㎡)			有効面積	面積	収容可能人数 (※1)	避難 自家用車数 (※2)	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ		（RCCSRCを含む）	その他	階	災害対策基本法上の避難場所としての指定	非常用電源の有無	大型車両のアクセス可否	PAZ内及び施設UPZ
			郵便番号	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	電話	FAX		名称	電話	FAX	面積	体 育 校 の 場 合 積	面積																			
愛媛県	1075	愛媛県立北宇和高等学校	7981397	鬼北町	大字近永942番地	0895451241	0895452150	愛媛県教育委員会	高校教育課	0899122951	0899122949	5,351	1,450	988	16,001	494	172	○	○	×	○	×	×	×	○	F4	○	×	○				
愛媛県	1076	広見保健センター	7981395	鬼北町	大字近永800番地4	0895451111	0895451119	鬼北町長	保健介護課	0895451111	0895451119	565		192	831	96	33	○	×	×	○	×	×	×	○	F3	×	×	○				
愛媛県	1077	日吉保健センター(日吉診療所)	7981502	鬼北町	大字下鍵山299番地	0895442250	0895442250	鬼北町長	保健介護課	0895451111	0895451119	513		450		225	78	○	×	○	○	×	×	×	○	F2	○	○	○				
愛媛県	1078	鬼北町立広見中学校	7981333	鬼北町	大字永野市1200番地	0895451135	0895451977	鬼北町教育委員会	教育課	0895451111	0895451119	7,646	1,788	1,288	26,249	644	225	○	○	×	×	×	×	×	○	F3	○	×	○	内体育館1,788㎡			
愛媛県	1079	鬼北町立日吉中学校	7981502	鬼北町	大字下鍵山816番地	0895442023	0895442130	鬼北町教育委員会	教育課	0895451111	0895451119	2,312	702	522	5,000	261	91	○	×	○	×	×	×	×	○	F3	○	×	○	内体育館702㎡			
愛媛県	1080	鬼北町立近永小学校	7981351	鬼北町	大字奈良3774番地	0895450035	0895451613	鬼北町教育委員会	教育課	0895451111	0895451119	4,231	703	520	15,700	260	91	○	○	×	×	×	×	×	○	F3	○	×	○	内体育館703㎡			
愛媛県	1081	鬼北町立好藤小学校	7981363	鬼北町	大字内深田805番地1	0895450077	0895453414	鬼北町教育委員会	教育課	0895451111	0895451119	2,114	473	375	6,131	187	65	○	○	×	×	×	×	×	○	F2	○	×	○	内体育館473㎡			
愛媛県	1082	鬼北町立愛治小学校	7981373	鬼北町	大字清水351番地	0895460007	0895450009	鬼北町教育委員会	教育課	0895451111	0895451119	2,550	749	554	5,270	277	96	○	○	×	×	×	×	×	○	F2	○	×	○	内体育館749㎡			
愛媛県	1083	鬼北町立三島小学校	7981313	鬼北町	大字延川43番地1	0895480011	0895480061	鬼北町教育委員会	教育課	0895451111	0895451119	2,674	873	579	7,445	289	101	○	○	×	×	×	×	×	○	F2	○	×	○	内体育館874㎡			
愛媛県	1084	鬼北町立泉小学校	7981323	鬼北町	大字岩谷233番地6	0895470518	0895470519	鬼北町教育委員会	教育課	0895451111	0895451119	2,503	680	520	5,870	260	91	○	○	×	×	×	×	×	○	F2	○	×	○	内体育館680㎡			
愛媛県	1085	鬼北町立日吉小学校	7981502	鬼北町	大字下鍵山807番地	0895442017	0895442113	鬼北町教育委員会	教育課	0895451111	0895451119	1,841	0	0		0	0	○	×	○	×	○	×	×	○	F3	×	×	○	体育館は農林業者トレーニングセンター			
愛媛県	1086	鬼北町立中央公民館	7981395	鬼北町	大字近永800番地1	0895451111	0895452061	鬼北町教育委員会	教育課	0895451111	0895451119	1,703		918	164	459	160	○	×	○	○	×	×	×	○	F3	×	×	○				
愛媛県	1087	広見体育センター	7981395	鬼北町	大字近永800番地1	0895451111	0895452061	鬼北町教育委員会	教育課	0895451111	0895451119	746		568	2,283	284	99	○	×	×	○	×	×	×	○	F1	×	×	○				
愛媛県	1088	鬼北町立近永公民館	7981395	鬼北町	大字近永797番地	0895451111	0895452810	鬼北町教育委員会	教育課	0895451111	0895451119	719		550	200	275	96	○	○	×	○	×	×	×	○	F2	○	×	○				
愛媛県	1089	総合開発センター(好藤公民館)	7981363	鬼北町	大字内深田1174番地	0895450439	0895455690	鬼北町教育委員会	教育課	0895451111	0895451119	600		295	431	147	51	○	○	○	×	×	×	×	○	F2	○	×	○				
愛媛県	1090	愛治基幹集落センター(愛治公民館)	7981373	鬼北町	大字清水1043番地	0895460001	0895452812	鬼北町教育委員会	教育課	0895451111	0895451119	566		385	1,599	192	67	○	○	○	×	×	×	×	○	F2	○	×	×				
愛媛県	1091	三島公民館	7981311	鬼北町	大字小松1523番地	0895480111	0895480303	鬼北町教育委員会	教育課	0895451111	0895451119	606		298.9	3,784.1	149	52	○	○	○	×	×	×	×	○	F2	○	×	○				
愛媛県	1092	就業改善センター(泉公民館)	7981323	鬼北町	大字岩谷275番地	0895450353	0895470353	鬼北町教育委員会	教育課	0895451111	0895451119	528		249	909	124	43	○	○	○	×	×	×	×	○	F2	○	×	○				
愛媛県	1093	日吉住民センター	7981502	鬼北町	大字下鍵山463番地	0895442211	0895442870	鬼北町教育委員会	教育課	0895451111	0895451119	1,228		480	252	240	84	○	○	○	×	×	×	×	○	F3	○	×	○				
愛媛県	1094	農林業者トレーニングセンター	7981502	鬼北町	大字下鍵山734番地			鬼北町教育委員会	教育課	0895451111	0895451119	1,085	1,085	960	153	480	168	○	×	×	×	×	×	×	○	F1	○	×	○				
愛媛県	1095	鬼北総合公園体育館	7981333	鬼北町	大字永野市1290番地1	0895453956	0895453956	鬼北町体育協会	教育課	0895451111	0895451119	4,747		3,887	25,200	1,943	660	○	○	×	○	×	×	×	○	F1	○	×	○				

※1 上記施設のうち着色部分について、あらかじめ下記地区の避難先として割り当てる。

- ⇒ 奥南地区
- ⇒ 玉津地区
- ⇒ 喜佐方地区、立間地区、嘉島地区

※2 収容可能人数は「屋内部分有効面積/2㎡」で算定している。

※3 避難自家用車数は「収容可能人数×0.35」で算定している。(世帯数1,624/避難者数4,621=0.35)

8-2 避難先候補施設（松野町）

都道府県名	整理番号	施設						管理する担当窓口			避難施設の面積					保有設備					構造			災害対策基本法上の避難場所としての指定	非常用電源の有無	大型車両のアクセスの可否	P A Z 及び U P Z 圏内施設	備考			
		名称	所在地			連絡先		管理者名	連絡先			屋内部分 (㎡)		屋外部分 (㎡)	収容可能人数 (※1)	避難自家用車数 (※2)	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ						(P A Z 及び U P Z 圏内施設を含む)	その他	階数
			郵便番号	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	電話	F A X		名称	電話	F A X	面積	体育校の場 面の面積																		
愛媛県	1072	松野町コミュニティセンター	7982101	松野町	大字松丸342・344番地	0895421111	0895421119	松野町総務課	松野町総務課	0895421111	0895421119	1,570		1,099		549	192	○	×	○	○	○	×	○	○	F3	○	×	○		
愛媛県	1073	吉野生交流促進センター	7982111	松野町	大字吉野2668番地			松野町町民課	吉野生支所	0895420801	0895421597	998		698	1513	349	122	○	○	○	○	×	○	○	F2	○	×	○			
愛媛県	1074	スポーツ交流センター	7982101	松野町	大字松丸166番地6			松野町教育委員会	松野町教育委員会	0895421111	0895421119	1,803		1,262	3140	631	220	○	×	○	○	×	○	○	F2	○	×	○			

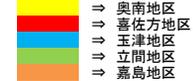
※1 収容可能人数は「屋内部分有効面積/2㎡」で算定している。  
 ※2 避難自家用車数は「収容可能人数×0.35」で算定している。(世帯数1,624/避難者数4,621÷0.35)

8-2 避難先候補施設（愛南町）

都道府県名	整理番号	施設					管理する担当窓口			避難施設の面積				保有設備				構造				備考							
		名称	所在地		連絡先		管理者名	連絡先			屋内部分 (㎡)			トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ	階段		その他	階数	災害対策基本法上の避難場所としての指定	非常用電源の有無	大型車両のアクセスの可否	P A Z 及び U P Z 圏内施設	
			郵便番号	市町村名	町丁目名・番号	電話		F A X	名称	電話	F A X	面積	体育館の場面積																有効面積
愛媛県	1102	第3号南予レクリエーション都市公園	7984110	愛南町	御荘平城703番地	0895723212	0895723214	南レク株式会社代表取締役社長	都市整備課	0899122746	0899122744	2,640		2,135	41,265	1,067	373	○	×	×	×	×	○	○	F1	×	○	○	
愛媛県	1103	第5号南予レクリエーション都市公園	7984110	愛南町	御荘平城703番地	0895723212	0895723214	南レク株式会社代表取締役社長	都市整備課	0899122746	0899122744			10,746	0	0	0	○	×	×	×	×	○			×	×	○	
愛媛県	1104	第7号南予レクリエーション都市公園	7984103	愛南町	御荘長洲304番地	0895731632	0895731632	南レク株式会社代表取締役社長	都市整備課	0899122746	0899122744			3,375	0	0	0	×	×	×	×	×	○			×	×	×	
愛媛県	1105	愛媛県立南宇和高等学校	7984192	愛南町	御荘平城3269	0895721241	0895726510	愛媛県教育委員会	高校教育課	0899122951	0899122949	10,373	1,173	901	20,622	450	157	○	○	○	○	×	○	F4	○	×	○		
愛媛県	1106	網代集会所	7983708	愛南町	網代340番地			愛南町長	建設課	0895727313	0895721214	188		104	92	52	18	○	×	○	×	×	×	○	F2	×	×	×	津波浸水区域
愛媛県	1107	長崎集会所	7984110	愛南町	御荘平城110番地1	0895722409		愛南町長	建設課	0895727313	0895721214	333		150	822	75	26	○	○	○	×	×	×	○	F2	×	×	×	津波浸水区域、耐震性無し
愛媛県	1108	城辺保健福祉センター	7984131	愛南町	城辺甲2487番地	0895737400	0895721215	愛南町長	保健福祉課	0895721212	0895701777	1,293		298	4,084	149	52	○	○	○	×	○	○	F1	×	×	○		
愛媛県	1109	御在所集会所	7984401	愛南町	正木2663番地1			愛南町長	建設課	0895727313	0895721214	165		112	1,063	56	19	○	×	○	×	×	×	○	F1	×	×	○	耐震性無し
愛媛県	1110	西海保健福祉センター	7984204	愛南町	桜月212番地1	0895820033	0895820020	愛南町長	西海支所	0895821111	0895821110	2,200		258	4,839	129	45	○	○	○	×	×	×	○	F1	○	×	○	
愛媛県	1111	内泊集会所	7984206	愛南町	内泊1160番地			愛南町長	建設課	0895727313	0895721214	265		130	160	65	22	○	×	○	×	×	×	○	F1	×	×	○	津波浸水区域
愛媛県	1112	外泊集会所	7984208	愛南町	外泊208番地			愛南町長	建設課	0895727313	0895721214	184		120	165	60	21	○	×	○	×	×	×	○	F1	×	×	○	津波浸水区域
愛媛県	1113	旧愛南町立魚神山小学校	7983707	愛南町	魚神山202番地			愛南町教育長	学校教育課	0895721113	0895721113	690	578	442	5,430	221	77	○	×	○	×	×	×	○	F2	×	×	○	津波浸水区域
愛媛県	1114	魚神山公民館魚神山分館	7983707	愛南町	魚神山569番地			愛南町教育長	生涯学習課	0895721112	0895731113	270		132	90	66	23	○	×	○	×	×	○	F2	○	×	×	津波浸水区域	
愛媛県	1115	愛南町立家串小学校	7983705	愛南町	家串1232番地	0895850506	0895850526	愛南町教育長	学校教育課	0895721113	0895727113	2,739	690	436	4,932	218	76	○	×	○	×	×	×	○	F2	○	×	○	津波浸水区域
愛媛県	1116	家串公民館	7983705	愛南町	家串907番地2	0895851121	0895851121	愛南町教育長	生涯学習課	0895721112	0895731113	295		236	461	118	41	○	×	○	×	×	○	F1	×	×	○	津波浸水区域	
愛媛県	1117	家串公民館平藩分館	7983704	愛南町	平藩254番地	0895850845		愛南町教育長	生涯学習課	0895721112	0895731113	291		102	230	51	17	○	×	○	×	×	○	F2	×	×	○	津波浸水区域	
愛媛県	1118	愛南町立柏小学校	7983701	愛南町	柏617番地	0895850014	0895850205	愛南町教育長	学校教育課	0895721113	0895727113	2,879	700	468	14,024	234	81	○	×	○	×	×	×	○	F2	○	×	○	津波浸水区域
愛媛県	1119	内海支所(DE・あ・い・21)	7983701	愛南町	柏390番地	0895850311	0895850914	愛南町長	内海支所	0895850311	0895850914	1,913		785	1,440	392	137	○	×	○	○	×	○	F5	○	○	○		
愛媛県	1120	内海公民館須川分館	7983703	愛南町	須川781番地			愛南町教育長	生涯学習課	0895721112	0895731113	250		138	246	69	24	○	×	○	×	×	○	F2	×	×	○	津波浸水区域	
愛媛県	1121	愛南町立内海中学校	7983703	愛南町	須川295番地1	0895850078	0895850090	愛南町教育長	学校教育課	0895721113	0895727113	2,696	1,000	736	19,451	368	128	○	×	○	×	×	○	F3	○	×	○	津波浸水区域	
愛媛県	1122	旧愛南町立菊川小学校	7984101	愛南町	御荘菊川1157番地			愛南町教育長	学校教育課	0895721113	0895727113	2,022	666	486	592	243	85	○	○	×	×	×	○	F3	○	×	○		
愛媛県	1123	愛南町立御荘中学校	7984110	愛南町	御荘平城3787番地	0895720231	0895722506	愛南町教育長	学校教育課	0895721113	0895727113	7,255	2,302	864	15,103	432	151	○	○	○	×	○	○	F3	○	×	×	津波浸水区域	
愛媛県	1124	愛南町立平城小学校	7984110	愛南町	御荘平城2332番地	0895720022	0895720465	愛南町教育長	学校教育課	0895721113	0895727113	5,593	1,148	792	16,431	396	138	○	×	○	○	×	○	F3	○	×	×		
愛媛県	1125	御荘B&G御荘海洋センター	7984110	愛南町	御荘平城1943番地	0895721117	0895732350	愛南町教育長	生涯学習課	0895721112	0895731113	1,832		852	10,058	426	149	○	○	○	×	×	○	F2	×	×	○	津波浸水区域	
愛媛県	1126	御荘文化センター	7984110	愛南町	御荘平城3063番地1	0895731111	0895723282	愛南町長	御荘支所	0895731111	0895723282	4,800		154	6,675	77	26	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	○	津波浸水区域	
愛媛県	1127	愛南町立長月小学校	7984105	愛南町	御荘長月853番地	0895721658	0895721658	愛南町教育長	学校教育課	0895721113	0895727113	2,308	888	468	6,277	234	81	○	○	○	×	×	×	○	F3	○	×	○	
愛媛県	1128	旧愛南町立赤水小学校	7984123	愛南町	赤水581番地	0895750215	0895750215	愛南町教育長	学校教育課	0895721113	0895727113	1,754	496	448	4,376	224	78	○	×	○	×	×	×	○	F3	○	×	○	津波浸水区域、耐震性無し
愛媛県	1129	御荘漁村振興センター(併設 中浦公民館)	7984125	愛南町	中浦830番地	0895750334	0895750310	愛南町教育長	生涯学習課	0895721112	0895731113	1,085		322	505	161	56	○	○	○	×	×	○	F3	○	×	○	津波浸水区域	
愛媛県	1130	旧愛南町立中浦小学校	7984125	愛南町	中浦1576番地			愛南町教育長	学校教育課	0895721113	0895727113	2,291	995	352	5,036	176	61	○	×	×	×	×	×	○	F2	×	×	○	津波浸水区域、耐震性無し
愛媛県	1131	旧愛南町立中浦小学校	7984125	愛南町	中浦501番地			愛南町教育長	学校教育課	0895721113	0895727113	2,930	812	648	8,394	324	113	○	×	×	×	×	×	○	F4	○	×	○	津波浸水区域
愛媛県	1132	愛南町立僧都小学校	7984136	愛南町	僧都262番地	0895726136	0895701206	愛南町教育長	学校教育課	0895721113	0895727113	1,520	450	384	4,188	192	67	○	×	○	×	×	×	○	F2	○	×	○	
愛媛県	1133	愛南町立緑小学校	7984133	愛南町	緑乙3231番地	0895720839	0895701173	愛南町教育長	学校教育課	0895721113	0895727113	2,359	630	450	8,410	225	78	○	×	○	×	×	○	F2	○	×	○		

都道府県名	整理番号	施設						管理する担当窓口			避難施設の面積					保有設備				構造				備考							
		名称	所在地			連絡先		管理者名	連絡先			屋内部分 (㎡)			収容可能人数 (※1)	避難自家用車数 (※2)	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ		階段	その他	階数	災害対策基本法上の避難場所としての指定	非常用電源の有無	大型車両のアクセスの可否	P A Z 及び U P Z 圏内施設
			郵便番号	市町村名	町丁目名・番号(番地)	電話	F A X		名称	電話	F A X	面積	体育館の場面積	有効面積																	
愛媛県	1134	緑基幹集落センター(併設 緑公民館)	7984133	愛南町	緑乙1514番地	0895701501	0895701501	愛南町教育長	生涯学習課	0895721112	0895731113	588		320	734	160	56	○	○	○	○	○	○	○	F2	○	×	○			
愛媛県	1135	城の辺学習館(併設 城辺公民館)	7984131	愛南町	城辺甲1943番地	0895720065	0895720031	愛南町教育長	生涯学習課	0895721112	0895731113	1,071		338	777	169	59	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	×	×			
愛媛県	1136	愛南町立城辺小学校	7984131	愛南町	城辺甲2707番地	0895720064	0895723614	愛南町教育長	学校教育課	0895721113	0895727113	6,257	1,481	908	14,413	454	158	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	×	○			
愛媛県	1137	愛南町立城辺中学校	7984131	愛南町	城辺甲2707番地	0895720547	0895720530	愛南町教育長	学校教育課	0895721113	0895727113	6,984	1,071	774	19,025	387	135	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	×	○			
愛媛県	1138	愛南町立東海小学校	7984344	愛南町	岩水7番地1	0895720617	0895701168	愛南町教育長	学校教育課	0895721113	0895727113	2,416	630	424	8,098	212	74	○	×	○	○	○	○	○	F3	○	×	○	津波浸水区域		
愛媛県	1139	東海公民館	7984344	愛南町	岩水114番地	0895701504	0895701504	愛南町教育長	生涯学習課	0895721112	0895731113	551		222	315	111	38	○	×	○	○	○	○	○	F2	○	×	○	津波浸水区域		
愛媛県	1140	旧愛南町立深浦小学校体育館	7984342	愛南町	深浦3番地1			愛南町教育長	学校教育課	0895721113	0895727113	598	598	424	0	212	74	○	×	×	×	×	○	○	F3	○	×	×			
愛媛県	1141	深浦公民館	7984342	愛南町	深浦260番地	0895701503	0895701503	愛南町教育長	生涯学習課	0895721112	0895731113	822		300	238	150	52	○	×	○	○	×	×	○	F2	○	×	○	津波浸水区域		
愛媛県	1142	愛南町立久良小学校	7984353	愛南町	久良2035番地	0895720519	0895701158	愛南町教育長	学校教育課	0895721113	0895727113	3,299	1,376	422	3,739	211	73	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	×	×			
愛媛県	1143	久良ふるさとセンター(併設 久良公民館)	7984353	愛南町	久良2095番地	0895701505	0895701505	愛南町教育長	生涯学習課	0895721112	0895731113	529		278	161	139	48	○	×	○	○	×	×	○	F2	○	×	○	津波浸水区域		
愛媛県	1144	愛南町立一本松小学校	7984408	愛南町	一本松5121番地1	0895842071	0895842269	愛南町教育長	学校教育課	0895721113	0895727113	3,430	910	582	9,153	291	101	○	○	○	○	×	×	○	F3	○	×	○			
愛媛県	1145	一本松体育館	7984408	愛南町	一本松5121番地1	0895843104		愛南町教育長	生涯学習課	0895731112	0895731113	1,496		720	4,275	360	126	○	×	×	×	×	×	○	F2	×	×	○			
愛媛県	1146	一本松山村開発センター	7984408	愛南町	一本松3520番地	0895842211	0895843453	愛南町教育長	生涯学習課	0895721112	0895731113	976		268	3,411	134	46	○	×	○	○	×	×	○	F2	○	×	○			
愛媛県	1147	旧愛南町立西海中学校	7984205	愛南町	船越1番地			愛南町教育長	学校教育課	0895721113	0895727113	3,709	881	644	14,214	322	112	○	×	○	×	×	×	○	F3	○	×	○			
愛媛県	1148	西海町民会館(併設 西海公民館)	7984205	愛南町	船越1057番地	0895820069	0895821280	愛南町教育長	生涯学習課	0895721112	0895731113	1,166		324	813	162	56	○	○	○	○	×	×	○	F4	○	×	○	津波浸水区域		
愛媛県	1149	愛南町立船越小学校	7984405	愛南町	船越1268番地1	0895820178	0895820175	愛南町教育長	学校教育課	0895721113	0895727113	3,015	819	520	7,626	260	91	○	×	○	○	×	×	○	F3	○	×	○			
愛媛県	1150	西海体育館	7984211	愛南町	久家273番地	0895821212		愛南町教育長	生涯学習課	0895721112	0895731113	1,366		714	888	357	124	○	×	×	×	×	×	○	F2	×	×	○	津波浸水区域		
愛媛県	1151	愛南町立福浦小学校	7984216	愛南町	福浦470番地	0895830357	0895830358	愛南町教育長	学校教育課	0895721113	0895727113	2,930	834	660	10,261	330	115	○	×	○	○	×	×	○	F3	○	×	○	津波浸水区域		
愛媛県	1152	福浦公民館	7984216	愛南町	福浦994番地	0895830363	0895830363	愛南町教育長	生涯学習課	0895721112	0895731113	651		226	426	113	39	○	×	○	○	×	×	○	F2	○	×	×	津波浸水区域		
愛媛県	1153	福浦公民館武者泊分館	7984217	愛南町	武者泊615番地	0895830139		愛南町教育長	生涯学習課	0895721112	0895731113	604		178	1,832	89	31	○	○	○	○	×	×	○	F2	○	×	×	津波浸水区域		
愛媛県	1154	旧愛南町立西浦小学校体育館	7984206	愛南町	内泊25番地1			愛南町教育長	学校教育課	0895721113	0895727113	590	590	404	0	202	70	○	×	×	×	×	×	○	F2	○	×	×	津波浸水区域		
愛媛県	1155	内海保健センター	7983701	愛南町	柏434番地1	0895850681	0895850680	愛南町長	内海支所	0895850311	0895850914	1,399		114	59	57	19	○	○	○	○	○	○	○	F2	×	×	×	津波浸水区域		

※1 上記施設のうち着色部分について、あらかじめ下記地区の避難先として割り当てる。



※2 収容可能人数は「屋内部分有効面積/2㎡」で算定している。

※3 避難自家用車数は「収容可能人数×0.35」で算定している。(世帯数1,624/避難者数4,621≒0.35)

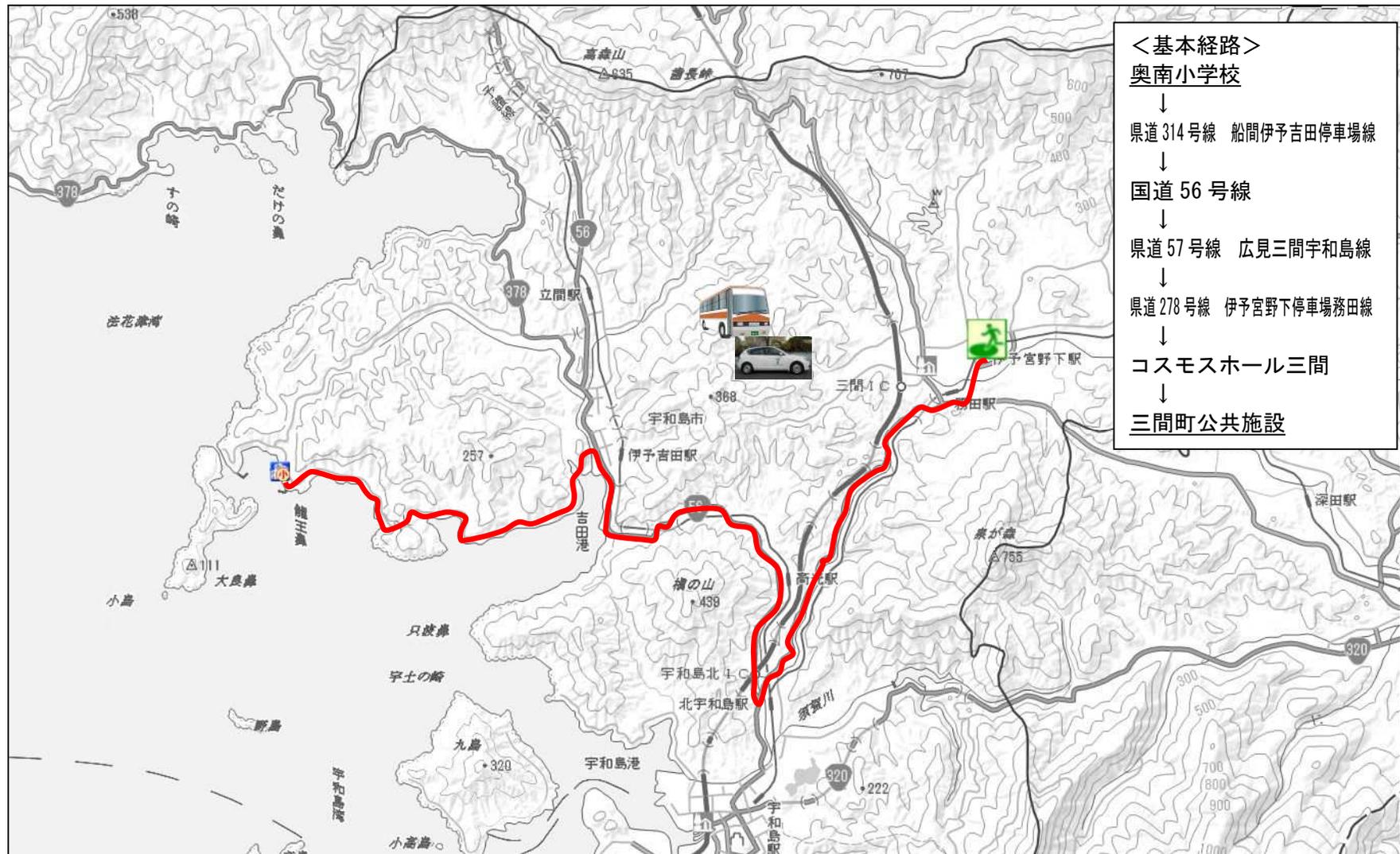
8-2 避難先候補施設（久万高原町）

都道府県名	整理番号	施設						管理する担当窓口			避難施設の面積					保有設備				構造				備考							
		名称	所在地			連絡先		管理者名	連絡先			屋内部分 (㎡)			収容可能人数 (※1)	避難自家用車数 (※2)	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ		階段	その他	階数	災害対策基本法上の避難場所としての指定	非常用電源の有無	大型車両のアクセスの可否	P A Z 及び U P Z 圏内施設
			郵便番号	市町村名	町丁目名・番号	電話	F A X		名称	電話	F A X	面積	体育館の場合、有効面積	面積																	
愛媛県	919	愛媛県農林水産研究所林業研究センター	7911205	久万高原町	菅生2番耕地280-38	0892212266	0892213068	愛媛県知事	林業政策課	0899122585	0899122594	2,618		450	6,400	1,309	458	○	○	○	○	○	×	×	○	F2	×	×	○		
愛媛県	920	久万高原庁舎	7911201	久万高原町	久万571番地1	0892211210	0892210773	愛媛県知事	土木管理課	0899122640	0899122639	1,852		864	926	324	○	×	×	○	×	×	×	○	○	F3	×	×	○		
愛媛県	921	愛媛県立上浮穴高等学校	7911206	久万高原町	上野尻甲486番地	0892211205	0892212050	愛媛県教育委員会	高校教育課	0899122951	0899122949	7,871	1,019	662	10,667	3,935	1,377	○	×	○	×	×	×	×	○	F4	○	○	○		
愛媛県	922	久万高原町立明神小学校	7911204	久万高原町	東明神698番地1	0892211058	0892210698	久万高原町教育委員会	学校教育班	0892210139	0892210179	2,263	469	469	3,942	1,131	395	○	×	○	×	×	×	×	○	F2	○	×	×		
愛媛県	923	久万高原町立久万中学校	7911201	久万高原町	久万600番地	0892210013	0892210316	久万高原町教育委員会	学校教育班	0892210139	0892210179	5,647	1,044	1,044	9,780	2,823	988	○	○	○	×	×	×	○	○	F2	○	×	○		
愛媛県	924	B&G久万海洋センター	7911205	久万高原町	菅生2番耕地1644番地1	0892212808	0892212808	久万高原町教育委員会	学校教育班	0892210139	0892210179	1,716		1,182		858	300	○	○	○	×	×	×	×	○	F2	○	×	○		
愛媛県	925	久万町民館	7911201	久万高原町	久万188番地	0892210139	0892210179	久万高原町教育委員会	学校教育班	0892210139	0892210179	1,500		375		750	262	○	×	○	×	×	×	○	F2	○	×	○			
愛媛県	926	産業文化会館	7911201	久万高原町	久万188番地	0892212061		久万高原町教育委員会	学校教育班	0892210139	0892210179	4,094		130		2,047	716	○	×	○	×	×	×	○	F2	○	×	○			
愛媛県	927	久万高原町立久万小学校	7911206	久万高原町	上野尻甲846番地	0892211122	0892211123	久万高原町教育委員会	学校教育班	0892210139	0892210179	3,948	712	712	4,320	1,974	690	○	×	○	×	×	×	×	○	F3	○	×	○		
愛媛県	928	久万高原町立畑野川小学校	7911211	久万高原町	上畑野川甲521番地1	0892410203	0892410843	久万高原町教育委員会	学校教育班	0892210139	0892210179	2,199	411	411	4,886	1,099	384	○	×	○	×	×	×	×	○	F2	○	×	○		
愛媛県	929	久万高原町立直瀬小学校	7911213	久万高原町	直瀬甲3974番地3	0892310040	0892310162	久万高原町教育委員会	学校教育班	0892210139	0892210179	2,113	459	459	3,557	1,056	369	○	×	○	×	×	×	×	○	F2	○	×	○		
愛媛県	930	久万高原町立父二峰小学校	7911221	久万高原町	露峰甲364番地	0892211633	0892501922	久万高原町教育委員会	学校教育班	0892210139	0892210179	2,039	464	464	7,930	1,019	356	○	×	○	×	×	×	×	○	F1	○	×	×		
愛媛県	931	面河住民センター	7911701	久万高原町	洪草2431番地	0892582111	0892582110	久万高原町教育委員会	学校教育班	0892210139	0892210179	1,331		470		665	232	○	×	○	×	○	○	○	F3	○	×	○			
愛媛県	932	久万高原町立面河小学校	7911701	久万高原町	洪草2314番地	0892582043	0892582069	久万高原町教育委員会	学校教育班	0892210139	0892210179	1,374	1,280	1,280	4,673	687	240	○	×	×	×	×	×	×	○	F1	○	×	○		
愛媛県	933	美川南分館	7911503	久万高原町	日野浦3376番地			久万高原町公民館美川南分館運営委員会代表者	学校教育班	0892210139	0892210179	854	459	2,876	427	149	○	×	○	×	×	×	×	○	F2	○	×	×			
愛媛県	934	美川農村環境改善センター	7911501	久万高原町	上黒岩2923番地1	0892560041		久万高原町教育委員会	学校教育班	0892210139	0892210179	2,061		530		1,030	360	○	×	○	×	○	○	○	F4	○	○	○			
愛媛県	935	久万高原町立美川中学校	7911501	久万高原町	上黒岩2890番地	0892560134	0892560588	久万高原町教育委員会	学校教育班	0892210139	0892210179	2,977	630	630	8,166	1,488	520	○	×	○	×	×	×	×	○	F3	○	×	○		
愛媛県	936	久万高原町立美川小学校	7911504	久万高原町	大川4333番地	0892560693	0892560587	久万高原町教育委員会	学校教育班	0892210139	0892210179	2,103	447	447	2,948	1,051	367	○	×	○	×	×	×	×	○	F2	○	×	○		
愛媛県	937	黒藤川分館	7911515	久万高原町	黒藤川1086番地	0892560834		久万高原町公民館黒藤川分館運営委員会代表者	学校教育班	0892210139	0892210179	868		678	3,056	434	151	○	×	○	×	×	×	×	○	F2	○	×	×		
愛媛県	938	久万高原町立仕七川小学校	7911512	久万高原町	東川1207番地1	0892570381	0892570070	久万高原町教育委員会	学校教育班	0892210139	0892210179	2,237	467	467	3,744	1,118	391	○	×	○	×	×	×	×	○	F2	○	×	○		
愛媛県	939	ふるさと創造の館こかげ	7911201	久万高原町	柳井川950番地	0892542314	-	久万高原町教育委員会	学校教育班	0892210139	0892210179	1,046		611		523	183	○	×	○	○	○	×	○	F3	○	○	○			
愛媛県	940	久万高原町立柳谷小学校	7911801	久万高原町	柳井川3542番地	0892542523	0892542577	久万高原町教育委員会	学校教育班	0892210139	0892210179	3,671	536	1,111	5,496	1,835	642	○	○	○	×	×	×	×	○	F4	○	×	○		
愛媛県	941	西谷分館	7911802	久万高原町	西谷10203番地1	0892550022		久万高原町公民館美川南分館運営委員会代表者	学校教育班	0892210139	0892210179	843		785	324	421	147	○	×	○	×	×	×	×	○	F1	○	×	○		
愛媛県	942	久万保健センター	7911201	久万高原町	久万65番地1	0892212700	0892210934	久万高原町	保健福祉課	0892211111	0892212862	421		142		210	73	○	×	○	○	×	○	○	F2	○	×	○			
愛媛県	943	養護老人ホーム「ささゆり荘」	7911205	久万高原町	菅生番地耕地626	0892210083	0892212286	久万高原町	保健福祉課	0892211111	0892212862	1,784		115		892	312	○	○	○	○	×	○	○	F1	○	○	○			
愛媛県	944	おもご高齢者生活支援ハウス	7911701	久万高原町	洪草2310番地	0892501833	0892501836	久万高原町社会福祉協議会	保健福祉課	0892211111	0892212862	1,427		211		713	249	○	○	○	○	○	○	○	F2	○	○	○			
愛媛県	945	久万高原町社会福祉協議会本所	7911501	久万高原町	上黒岩2920番地1	0892560750	0892560166	久万高原町社会福祉協議会	保健福祉課	0892211111	0892212862	520		135		260	91	○	○	○	○	○	○	○	F2	○	○	×			

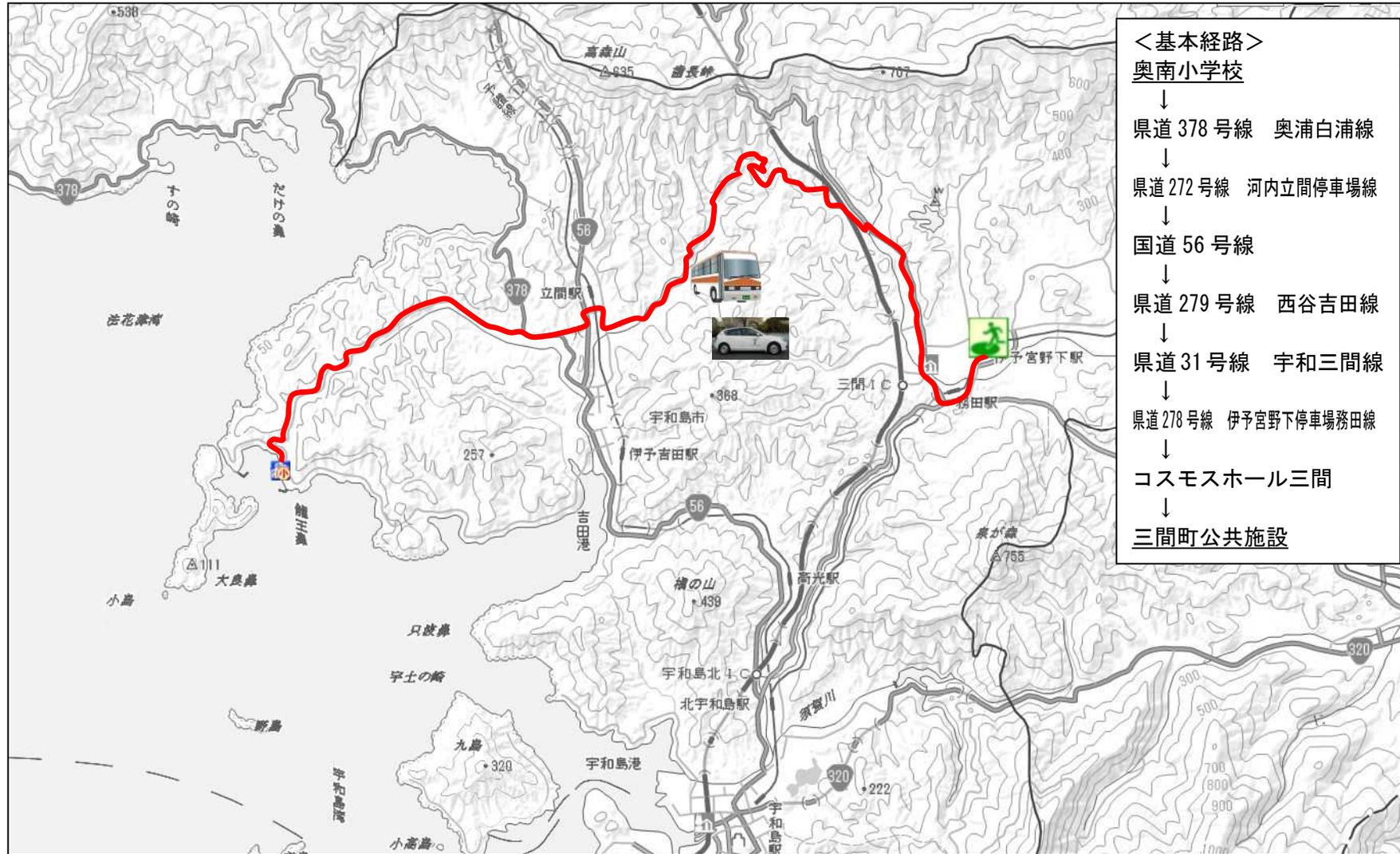
※1 収容可能人数は「屋内部分有効面積÷2㎡」で算定している。  
 ※2 避難自家用車数は「収容可能人数×0.35」で算定している。（世帯数1,624÷避難者数4,621≒0.35）

8 - 3  
避難ルート（奥南地区）

奥南地区 避難ルート① (奥南小学校 ⇒ 国道 56 号線経由 ⇒ 三間町公共施設)

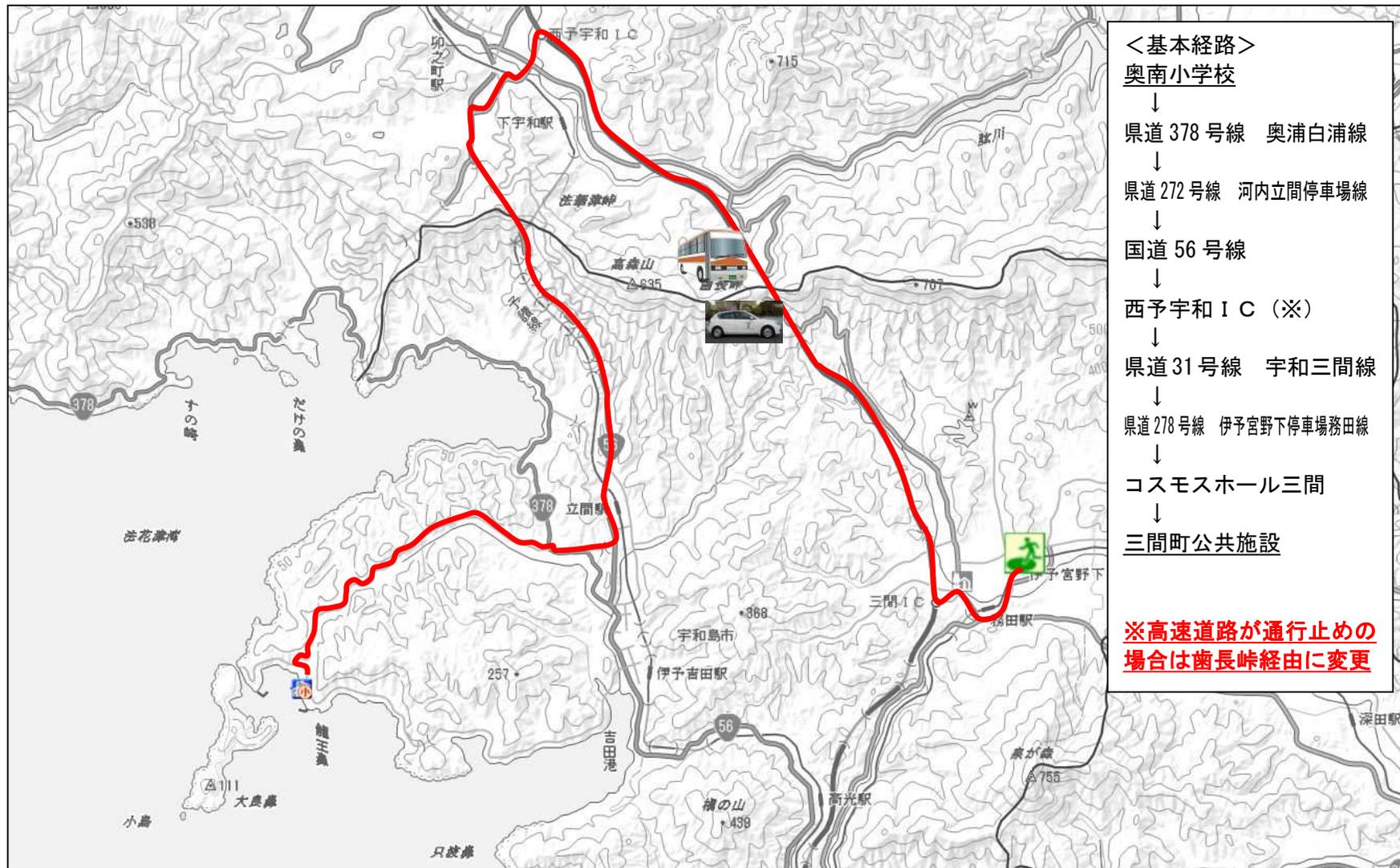


奥南地区 避難ルート② (奥南小学校 ⇒ 県道西谷吉田線経由 ⇒ 三間町公共施設)



<基本経路>  
 奥南小学校  
 ↓  
 県道 378 号線 奥浦白浦線  
 ↓  
 県道 272 号線 河内立間停車場線  
 ↓  
 国道 56 号線  
 ↓  
 県道 279 号線 西谷吉田線  
 ↓  
 県道 31 号線 宇和三間線  
 ↓  
 県道 278 号線 伊予宮野下停車場務田線  
 ↓  
 コスモスホール三間  
 ↓  
 三間町公共施設

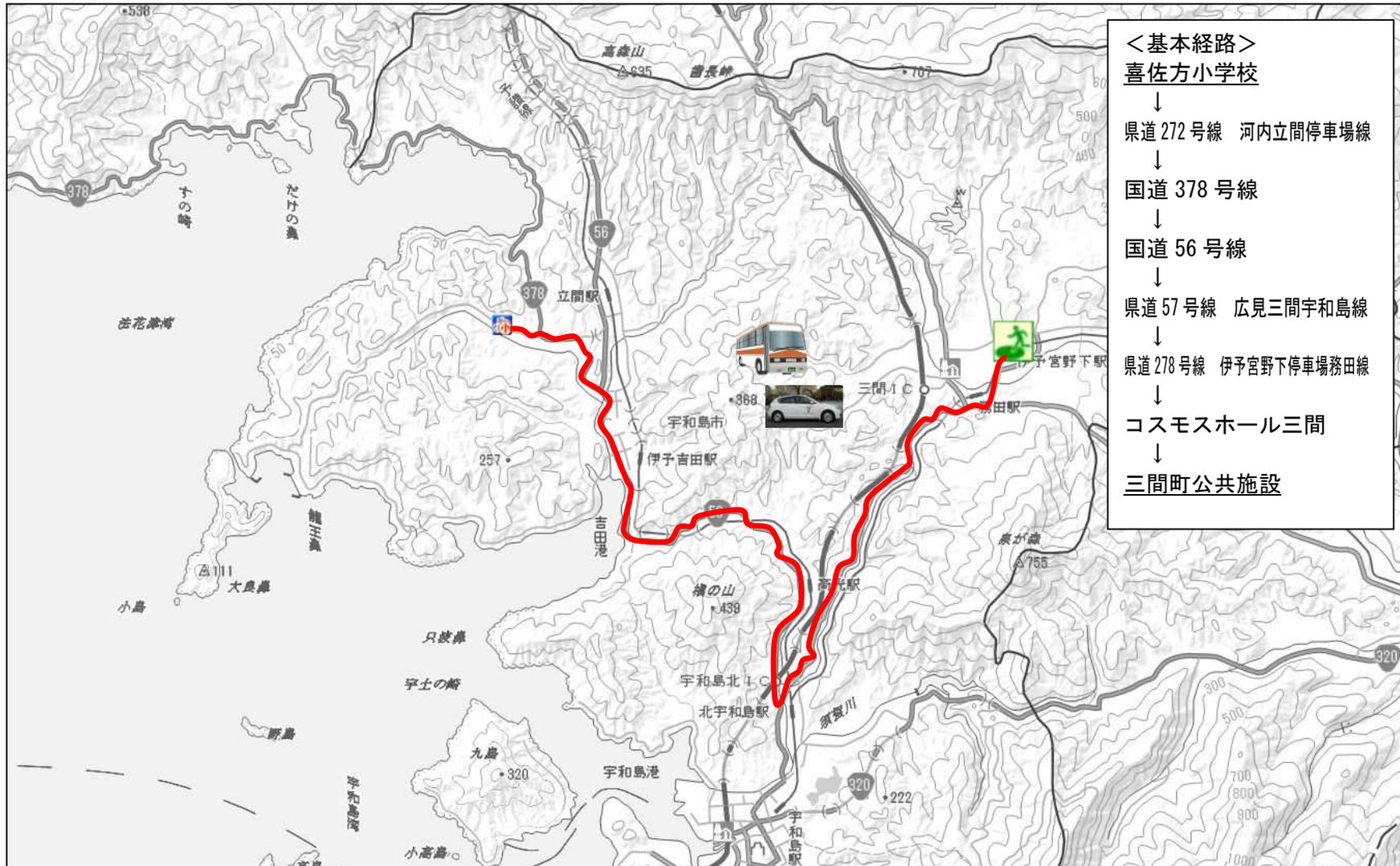
奥南地区 避難ルート③ (奥南小学校 ⇒ 西予宇和 I C 経由 ⇒ 三間町公共施設)



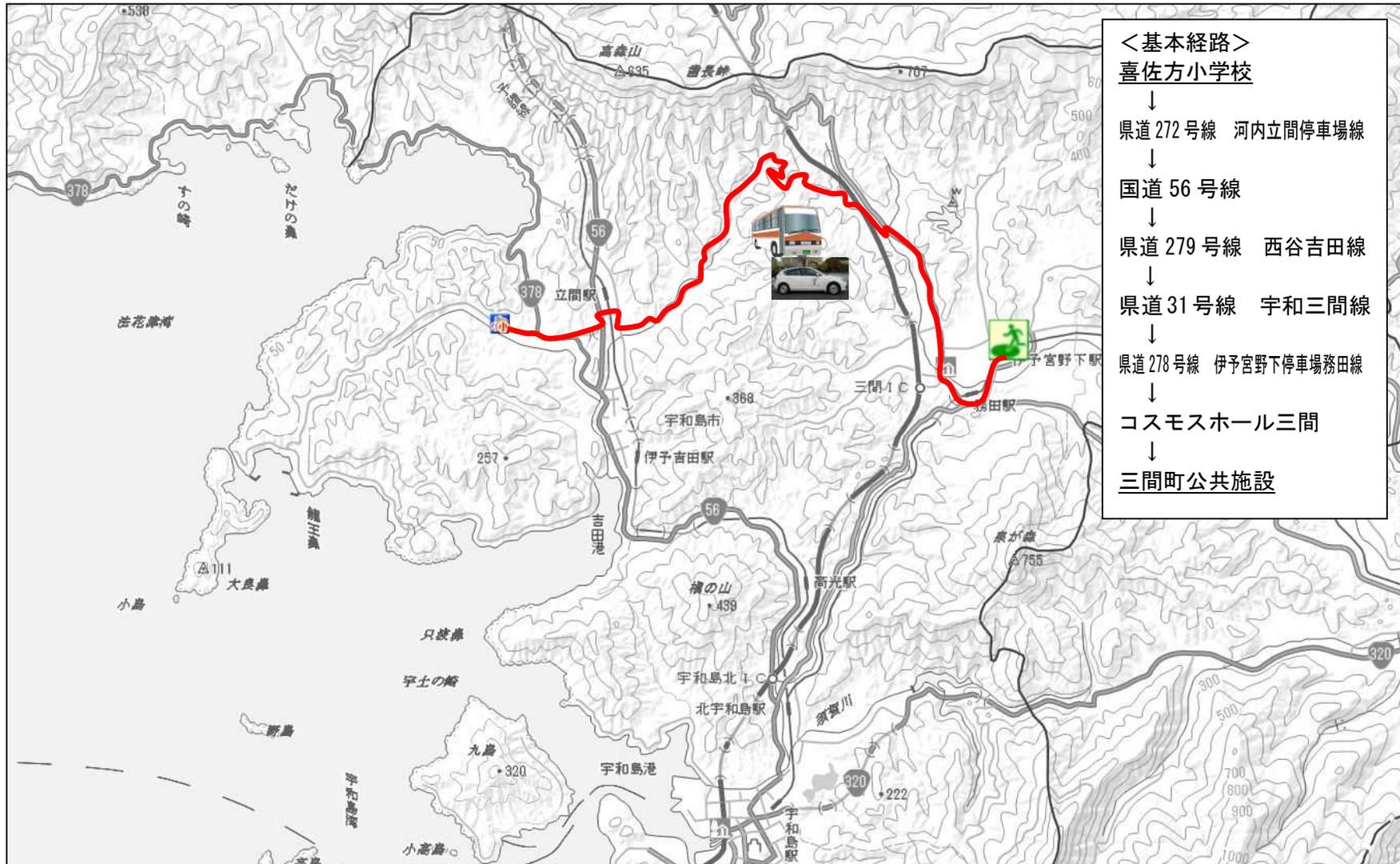
8 - 3

避難ルート（喜佐方地区）

喜佐方地区 避難ルート① (喜佐方小学校 ⇒ 国道 56 号線経由 ⇒ 三間町公共施設)

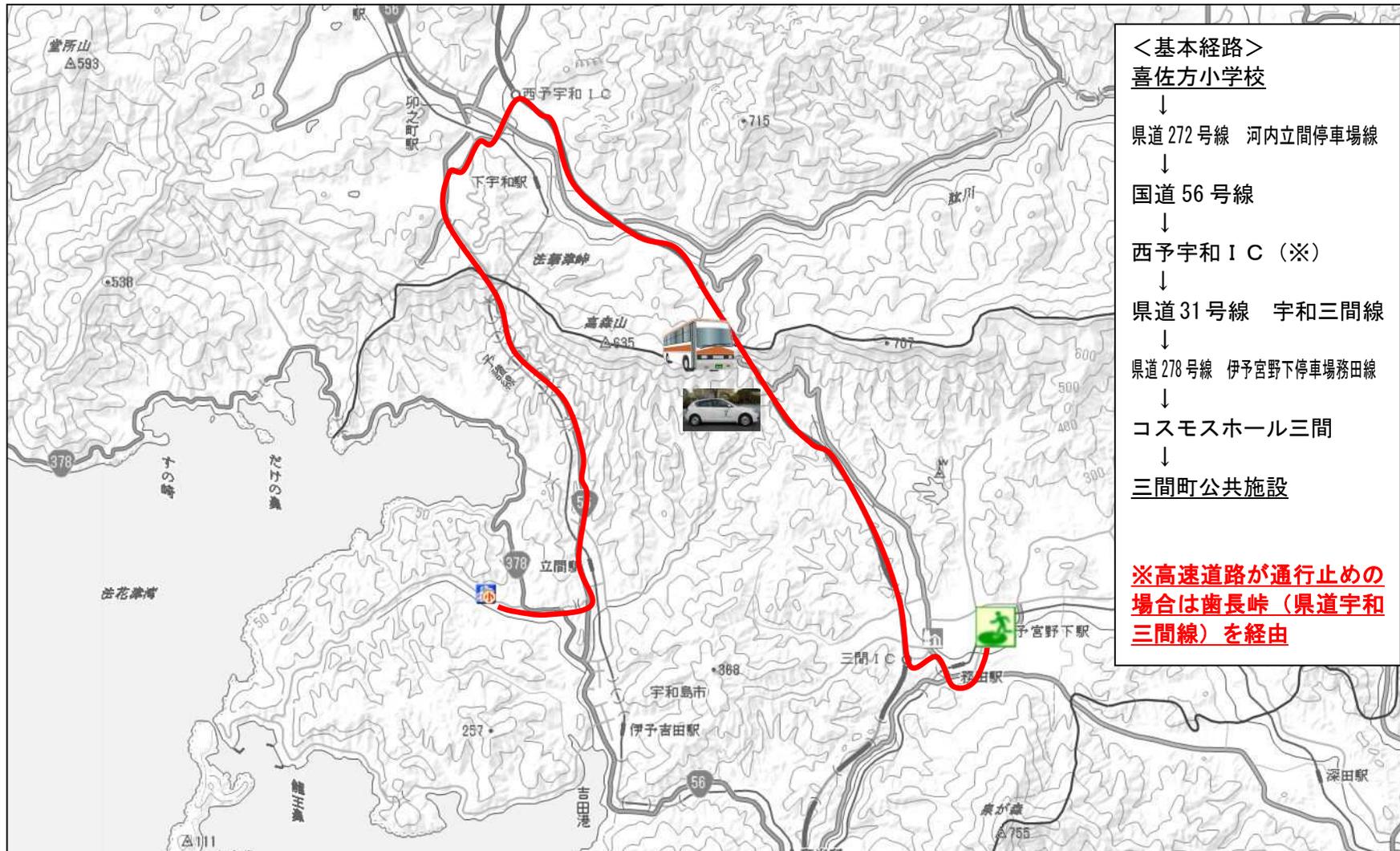


喜佐方地区 避難ルート② (喜佐方小学校 ⇒ 県道西谷吉田線経由 ⇒ 三間町公共施設)



<基本経路>  
 喜佐方小学校  
 ↓  
 県道 272 号線 河内立間停車場線  
 ↓  
 国道 56 号線  
 ↓  
 県道 279 号線 西谷吉田線  
 ↓  
 県道 31 号線 宇和三間線  
 ↓  
 県道 278 号線 伊予宮野下停車場務田線  
 ↓  
 コスモスホール三間  
 ↓  
 三間町公共施設

喜佐方地区 避難ルート③ (喜佐方小学校 ⇒ 西予宇和 I C 経由 ⇒ 三間町公共施設)



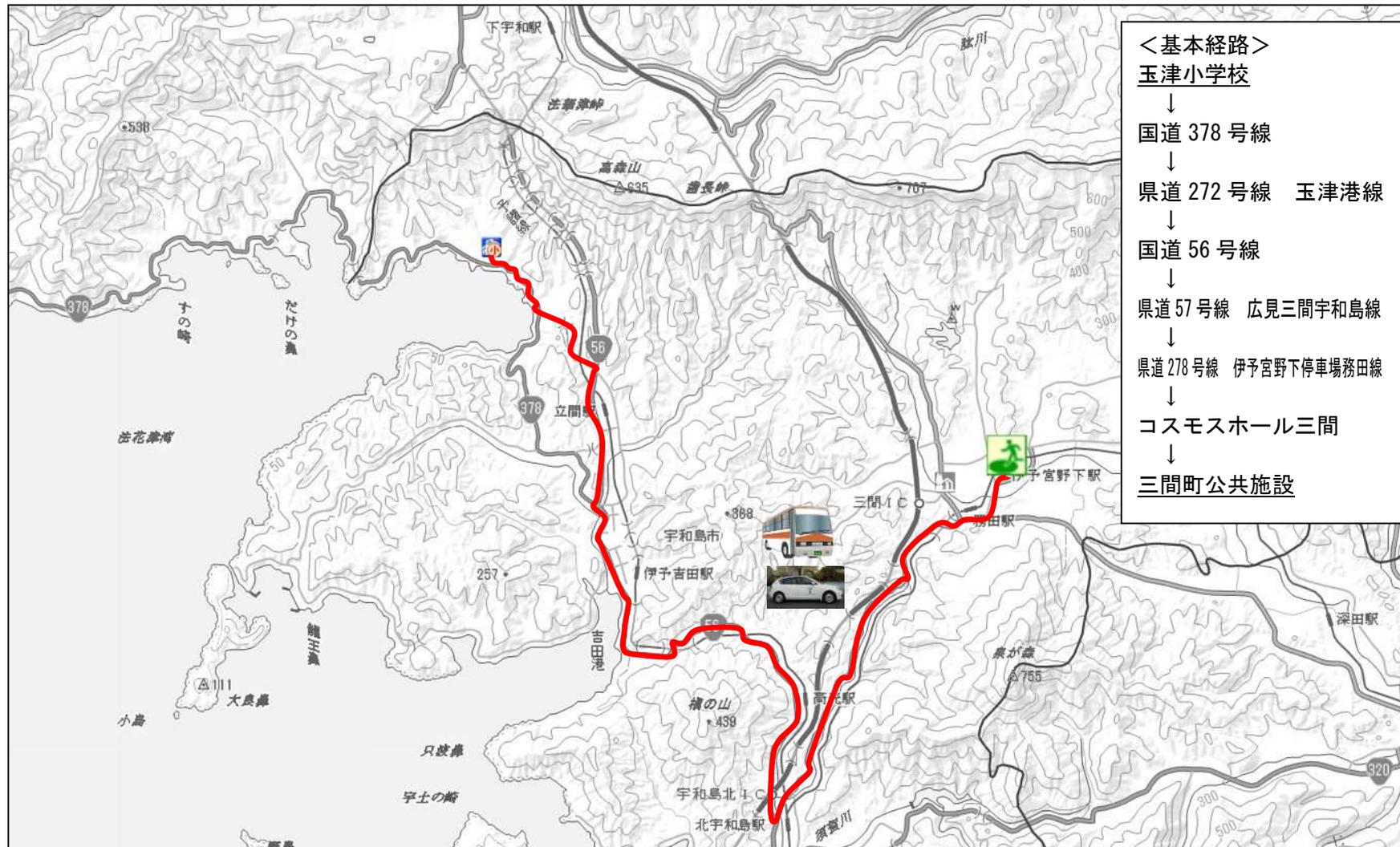
<基本経路>  
 喜佐方小学校  
 ↓  
 県道 272 号線 河内立間停車場線  
 ↓  
 国道 56 号線  
 ↓  
 西予宇和 I C (※)  
 ↓  
 県道 31 号線 宇和三間線  
 ↓  
 県道 278 号線 伊予宮野下停車場務田線  
 ↓  
 コスモスホール三間  
 ↓  
 三間町公共施設

**※高速道路が通行止めの場合  
 は歯長峠（県道宇和三間線）を經由**

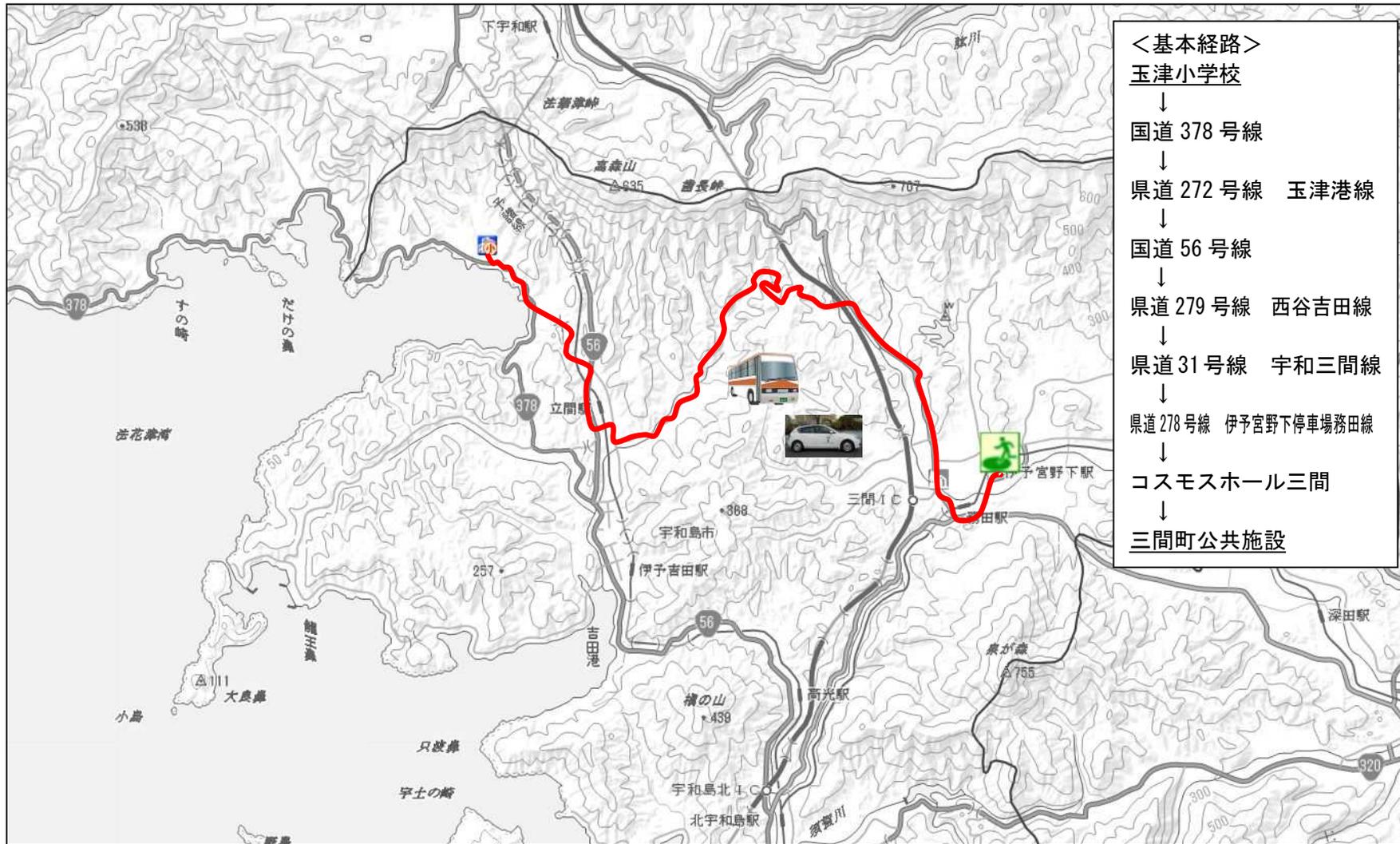
8 - 3

避難ルート（玉津地区）

玉津地区 避難ルート① (玉津小学校 ⇒ 国道 56 号線経由 ⇒ 三間町公共施設)

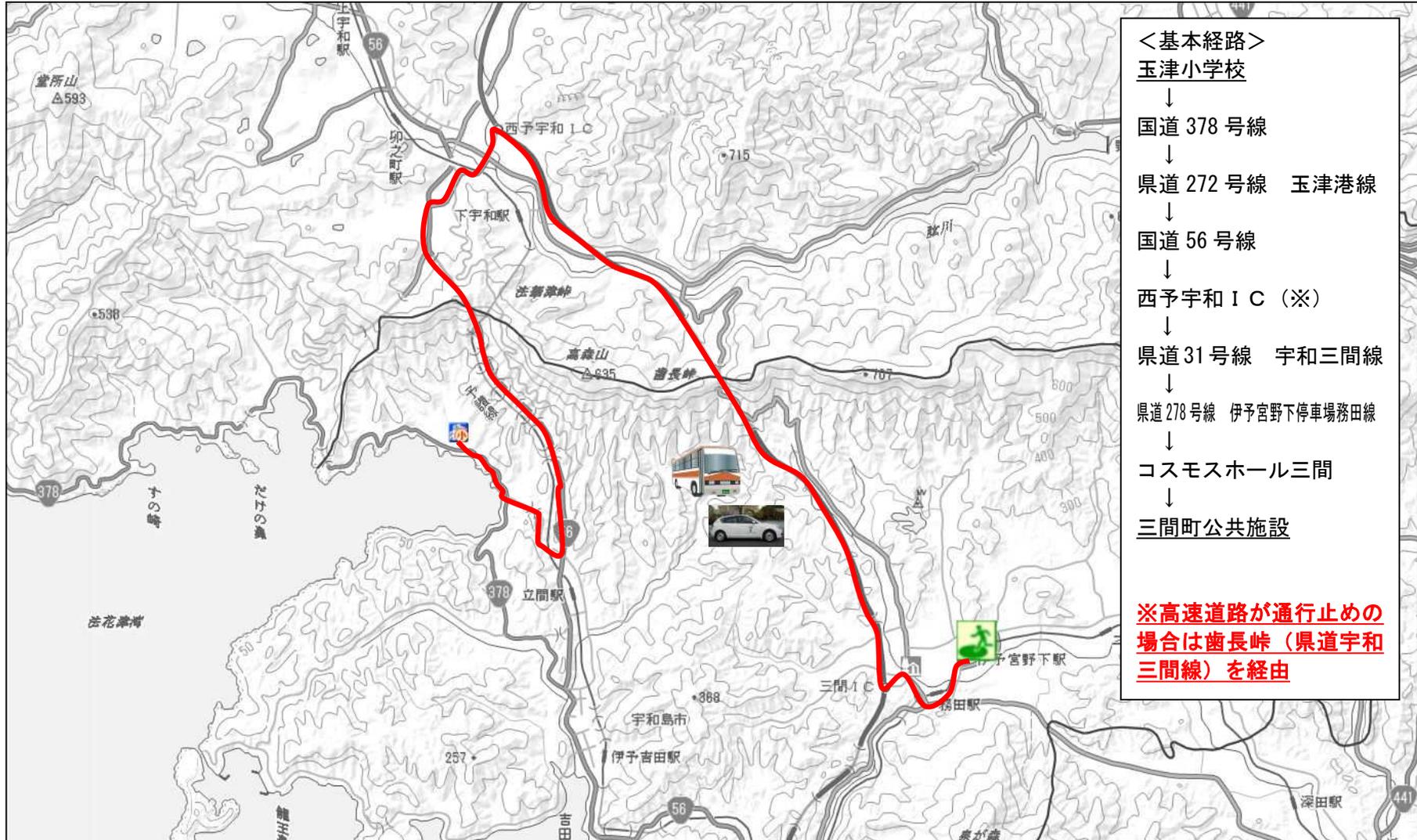


玉津地区 避難ルート② (玉津小学校 ⇒ 県道西谷吉田線経由 ⇒ 三間町公共施設)



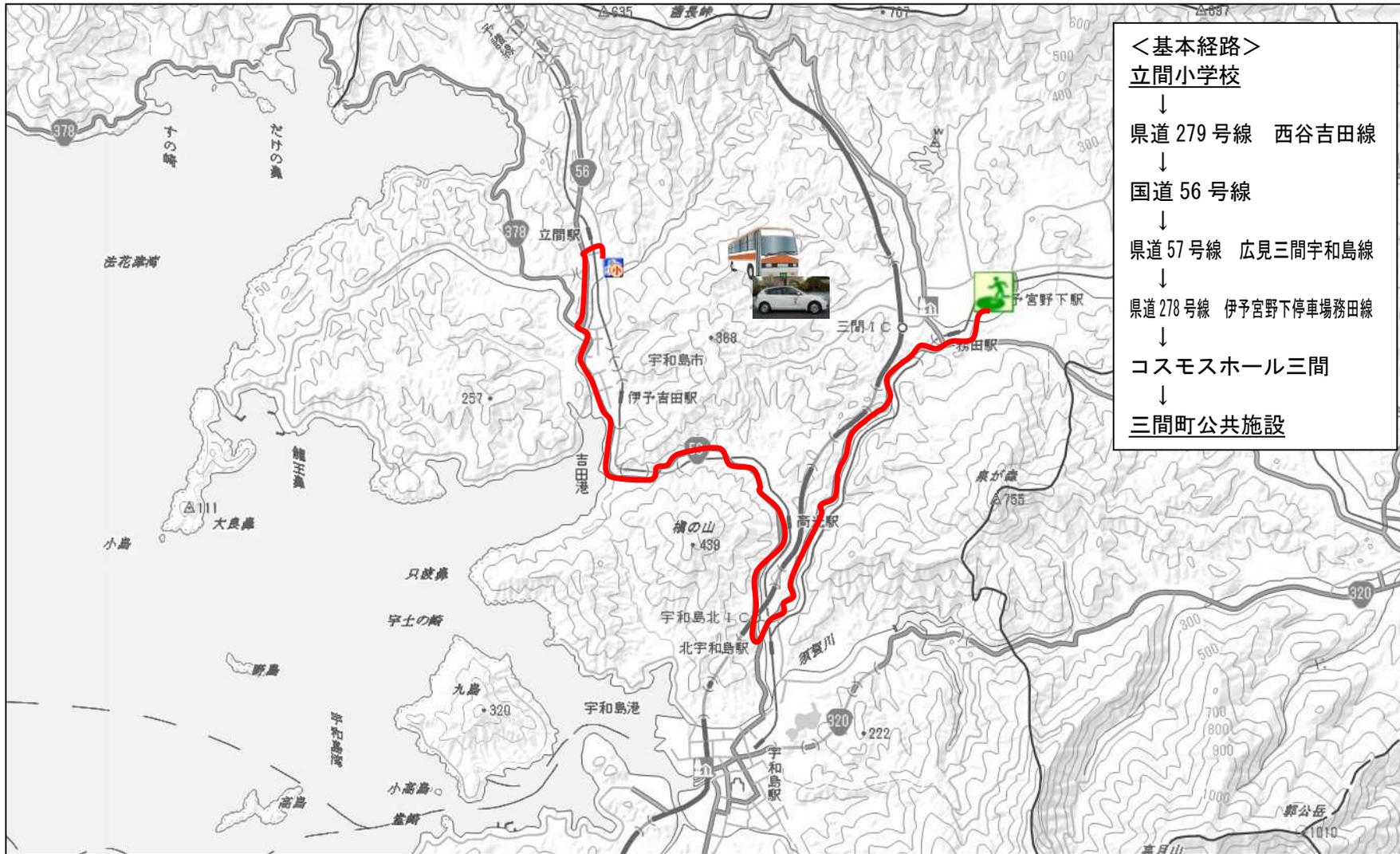
- <基本経路>  
 玉津小学校  
 ↓  
 国道 378 号線  
 ↓  
 県道 272 号線 玉津港線  
 ↓  
 国道 56 号線  
 ↓  
 県道 279 号線 西谷吉田線  
 ↓  
 県道 31 号線 宇和三間線  
 ↓  
 県道 278 号線 伊予宮野下停車場務田線  
 ↓  
 コスモスホール三間  
 ↓  
 三間町公共施設

玉津地区 避難ルート③ (玉津小学校 ⇒ 西予宇和 I C 経由 ⇒ 三間町公共施設)

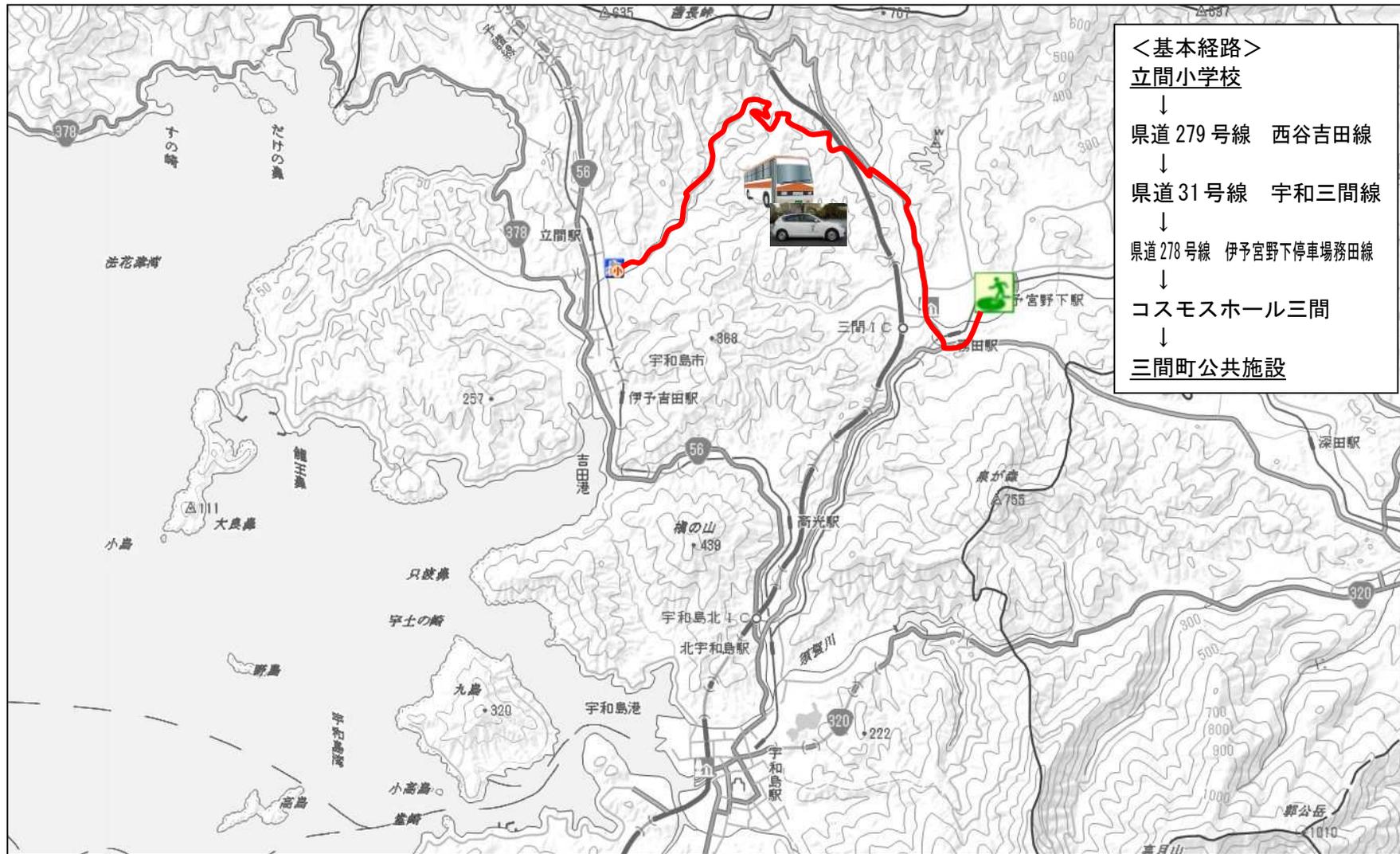


8 - 3  
避難ルート（立間地区）

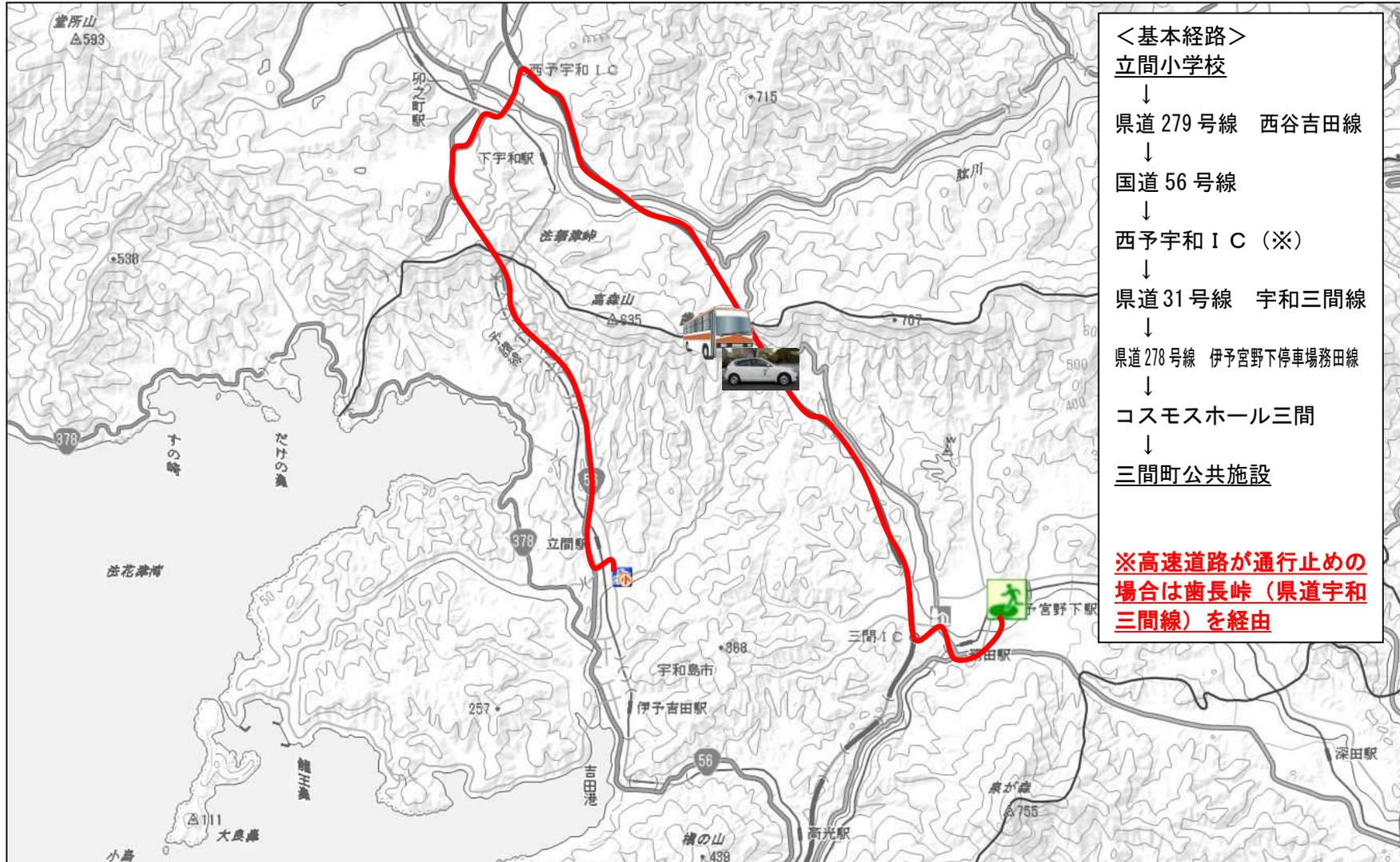
立間地区 避難ルート① (立間小学校 ⇒ 国道 56 号線経由 ⇒ 三間町公共施設)



立間地区 避難ルート② (立間小学校 ⇒ 県道西谷吉田線経由 ⇒ 三間町公共施設)



立間地区 避難ルート③ (立間小学校 ⇒ 西予宇和 I C 経由 ⇒ 三間町公共施設)

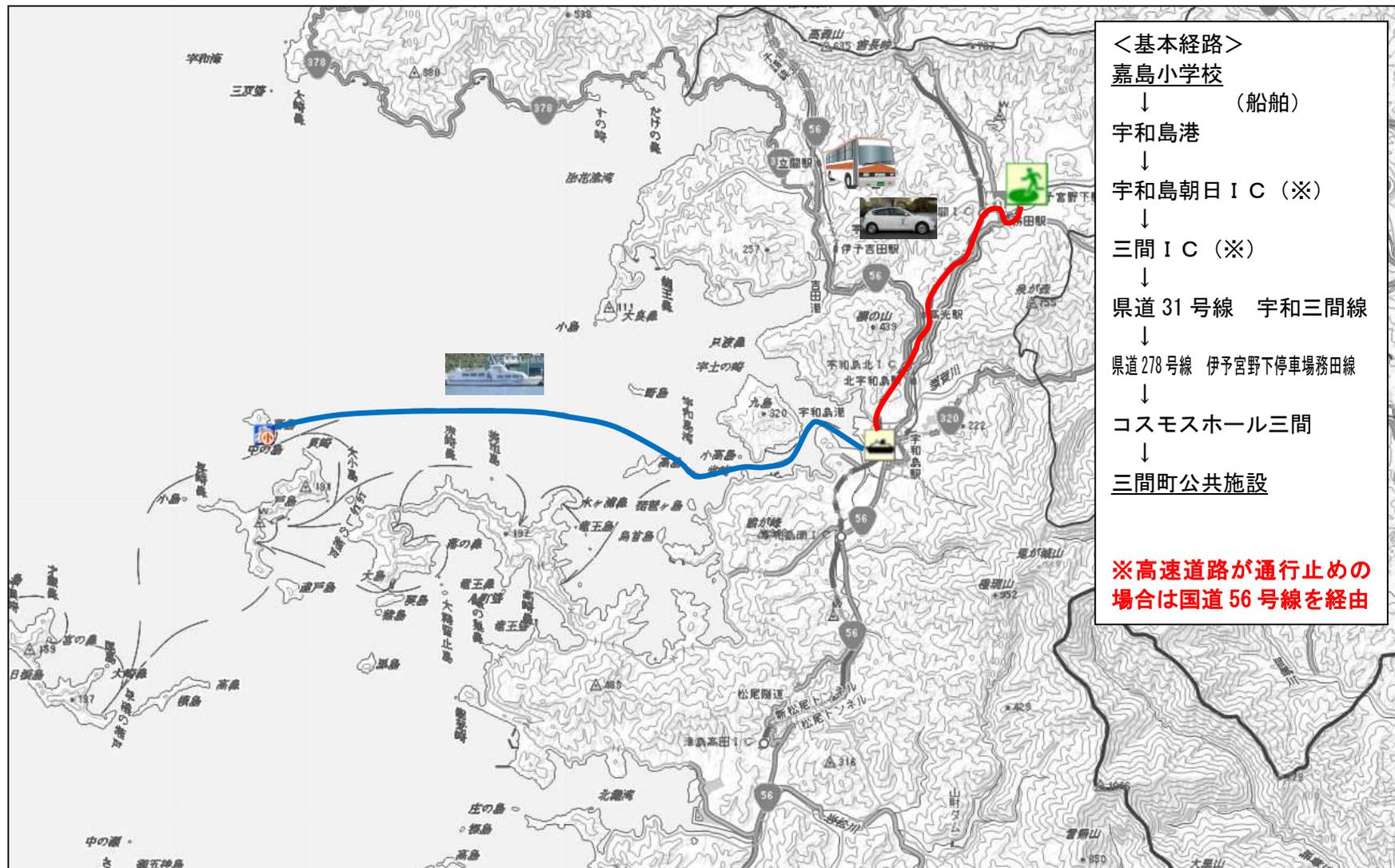


<基本経路>  
 立間小学校  
 ↓  
 県道 279 号線 西谷吉田線  
 ↓  
 国道 56 号線  
 ↓  
 西予宇和 I C (※)  
 ↓  
 県道 31 号線 宇和三間線  
 ↓  
 県道 278 号線 伊予宮野下停車場務田線  
 ↓  
 コスモスホール三間  
 ↓  
 三間町公共施設

**※高速道路が通行止めの場合  
 は歯長峠(県道宇和  
 三間線)を經由**

8 - 3  
避難ルート（嘉島地区）

嘉島地区 避難ルート (嘉島小学校 ⇒ 宇和島港経由 ⇒ 三間町公共施設)



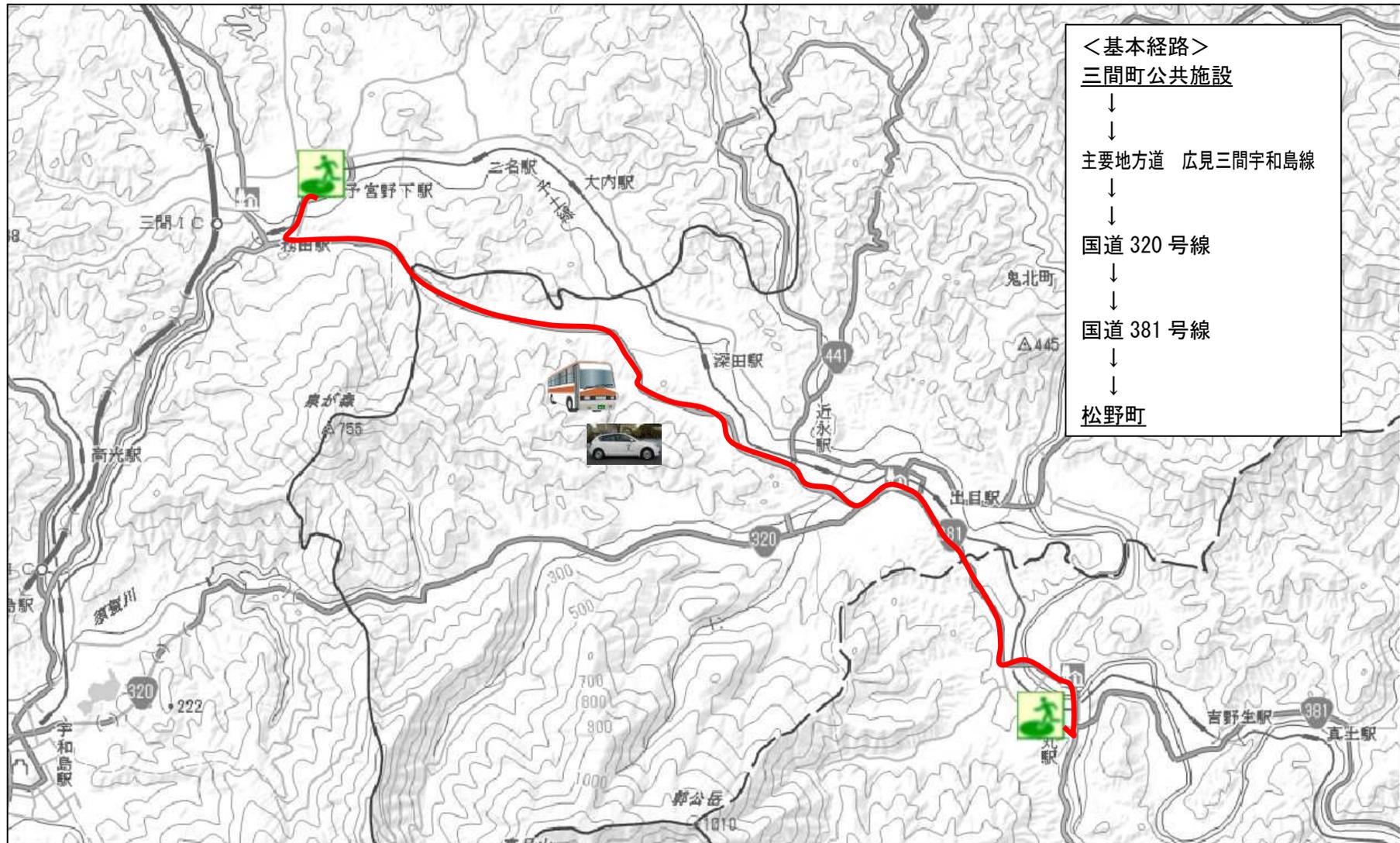
8 - 4  
広域避難ルート

広域避難ルート① (三間町公共施設 ⇒ 愛南町)



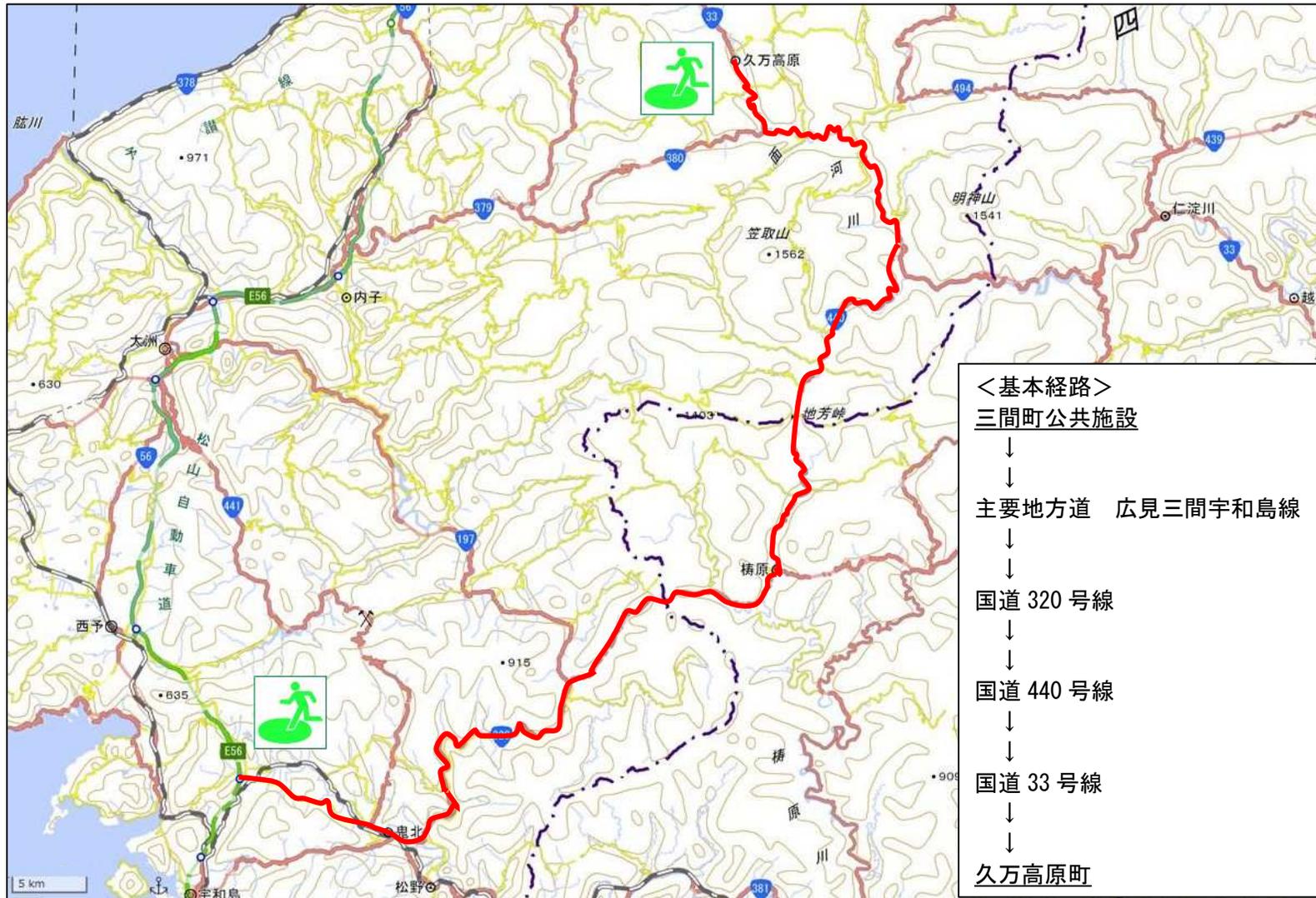
地理院地図を加工して作成

広域避難ルート② (三間町公共施設 ⇒ 松野町)





広域避難ルート④ (三間町公共施設 ⇒ 久万高原町)



地理院地図を加工して作成

## 8-5 関係機関連絡先

### (1) 宇和島市

名称	所在地	連絡先	備考
宇和島市役所	宇和島市曙町1	0893-24-2111 (代表)	
宇和島市役所 危機管理課	宇和島市曙町1	0895-49-7006 (課直通)	
宇和島市水道局	宇和島市柿原甲1950	0895-22-5265	

### (2) 愛媛県

名称	所在地	連絡先	備考
県民環境部防災局 原子力安全対策課	松山市一番町四丁目4-2	089-912-2340 (課直通)	
県民環境部防災局 防災危機管理課	松山市一番町四丁目4-2	089-912-2335 (課直通)	
保健福祉部管理局 医療対策課	松山市一番町四丁目4-2	089-912-2445 (課直通)	
南予地方局 総務県民課	宇和島市天神7-1	0895-22-5211 (代表)	
南予地方局 管理課	宇和島市天神7-1	0895-22-5211 (代表)	
愛媛県原子力センター	八幡浜市保内町宮内1-485-1	0894-20-6610	

### (3) 市町

名称	所在地	連絡先	備考
松山市 危機管理担当部長付	松山市二番町四丁目7-2	089-948-6815 (担当直通)	
八幡浜市 総務課危機管理・原子力対策室	八幡浜市北浜一丁目1-1	0894-22-3111 (代表)	
新居浜市 防災安全課	新居浜市一宮町一丁目5-1	0897-65-1282 (課直通)	
大洲市 危機管理課	大洲市大洲690-1	0893-24-1742 (課直通)	
四国中央市 消防本部安全・危機管理課	四国中央市中曾根町500番地	0896-23-6613 (課直通)	
伊予市 危機管理課	伊予市米湊820	089-982-1111 (代表)	
西予市 危機管理課	西予市宇和町卯之町三丁目434-1	0894-62-6491 (課直通)	
内子町 総務課危機管理班	喜多郡内子町平岡甲168	0893-44-6150 (課直通)	
伊方町 総務課危機管理室	西宇和郡伊方町湊浦1993-1	0894-38-0211 (代表)	
松野町 総務課危機管理室	北宇和郡松野町松丸343	0895-42-1111 (代表)	
鬼北町 総務財政課	北宇和郡鬼北町大字近永800-1	0895-45-1111 (代表)	
愛南町消防本部 防災対策課	南宇和郡愛南町蓮乗寺473番地	0895-72-0131 (課直通)	

### (4) 原子力事業者

名称	所在地	連絡先	備考
四国電力(株)伊方発電所 広報課	西宇和郡伊方町九町字コチワキ3-40-3	0894-39-1701	
四国電力(株)宇和島営業所	宇和島市鶴島町1-28	0895-22-4733	

### (5) 警察・消防機関

名称	所在地	連絡先	備考
宇和島地区広域事務組合消防本部	宇和島市丸之内5-1-18	0895-22-7500 (代表)	
宇和島消防署吉田分署	宇和島市吉田町立間2-2445-1	0895-52-2114 (代表)	
宇和島警察署	宇和島市並松2-1-30	0895-22-0110 (代表)	
宇和島警察署 日振島駐在所	宇和島市日振島1740	0895-65-0034	
宇和島警察署 吉田交番	宇和島市吉田町東小路甲91-4	0895-52-0422	
宇和島警察署 玉津駐在所	宇和島市吉田町法花津1-336-5	0895-52-1229	

## (6) 自衛隊

名称	所在地	連絡先	備考
陸上自衛隊松山駐屯地 中部方面特科隊	松山市南梅本町乙115	089-975-0911	
海上自衛隊呉地方総監部	広島県呉市幸町8-1	0823-22-5511	
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	福岡県春日市原町3-1-1	092-581-4031	

## (7) 道路・交通機関

名称	所在地	連絡先	備考
国土交通省四国地方整備局 大洲河川国道事務所	大洲市中村210	0893-24-5185	
四国地方整備局 大洲河川国道事務所 宇和島国道出張所	宇和島市高串1-974-3	0895-22-3419	
四国運輸局 愛媛運輸支局 総務企画課	松山市森松町1070	089-956-9957	
宇和島海上保安部 警備救難課	宇和島市住吉町3-1-3	0895-22-1256	
四国旅客鉄道(株)総務部総務課	香川県高松市浜ノ町8-33	087-825-1622	
四国旅客鉄道(株)宇和島駅	宇和島市錦町10-1	0895-22-0175	
(一社)愛媛県バス協会	松山市大手町1-7-4 伊予鉄大手町ビル2階	089-931-4094	
宇和島自動車(株)	宇和島市錦町3-22	0895-22-2202	
(一社)愛媛県トラック協会 宇和島支部	宇和島市和霊元町1-7-13-203	0895-22-9110	
日本通運(株)松山支店総務課	松山市大手町2-26-3	089-941-5112	
佐川急便(株)大洲営業所	大洲市徳森字渡り1344-1	0893-59-4360	
ヤマト運輸(株)愛媛主管支店	松山市大橋町466-1	089-903-2222	
盛運汽船(株)	宇和島市栄町港2-600-15	0895-22-4500	

## (8) 気象台

名称	所在地	連絡先	備考
松山地方気象台 防災業務課	松山市北持田町102	089-933-3610	

## (9) 放送・通信機関

名称	所在地	連絡先	備考
日本放送協会松山放送局	松山市堀之内5	089-921-1111	
南海放送(株)	松山市本町1-1-1	089-915-3333	
(株)テレビ愛媛	松山市真砂町119	089-943-1111	
(株)エフエム愛媛	松山市竹原町1-10-7	089-945-1111	
(株)あいテレビ	松山市竹原町1-5-25	089-921-2121	
(株)愛媛朝日テレビ	松山市和泉北1-14-11	089-946-4600	
宇和島ケーブルテレビ(株)	宇和島市丸之内5-4-7	0895-24-3939	
西日本電信電話(株)愛媛支店	松山市一番町4-3	089-936-3570	
(株)エヌ・ティ・ティ・コム四国支社	香川県高松市天神前9-1	087-832-2143	
KDDI(株)四国総支社	高松市番町1-6-8高松興銀ビル5F	087-823-6777	
ソフトバンクモバイル(株) 広島オフィス	広島県広島市中区鞆町13-11 (明治安田生命広島鞆町ビル)	082-224-2310	
宇和島郵便局	宇和島市丸之内1-3-12	0895-25-9386	
吉田郵便局	宇和島市吉田町本町29-2	0895-52-0444	

## (10) 医療機関

名称	所在地	連絡先	備考
市立吉田病院	宇和島市吉田町北小路甲217	0895-52-0611	
嘉島診療所	宇和島市戸島3981	0895-64-0378	
日本赤十字社愛媛県支部事務局	松山市一番町4-4-2 (愛媛県庁内)	089-921-2111	
(一社)愛媛県医師会	松山市三番町4-5-3	089-943-7582	
(一社)宇和島医師会	宇和島市桜町1-50	0895-22-0161	
(一社)愛媛県歯科医師会	松山市柳井町2-6-2	089-932-5048	
(一社)愛媛県薬剤師会	松山市三番町7-6-9	089-941-4165	
(公社)愛媛県看護協会	松山市道後2-11-14	089-923-1287	

## (11) その他関係機関

名称	所在地	連絡先	備考
宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町1-6-16-1F	0895-23-3711	
宇和島商工会議所	宇和島市丸之内1-3-24	0895-22-5555	
宇和島市観光物産協会	宇和島市弁天町1丁目318-16	0895-22-3934	
えひめ南農業協同組合	宇和島市栄町港3-303	0895-22-8111	
宇和島漁業協同組合	宇和島市櫛形町2-6-11	0895-22-5750	
吉田町漁業協同組合	宇和島市吉田町立間尻甲428	0895-52-0305	
南予森林組合宇和島事業所	宇和島市津島町高田甲2085番地1	0895-32-2637	

## (12) 原子力災害拠点病院

名称	所在地	連絡先	備考
市立八幡浜総合病院	八幡浜市大字大平1-638	0894-22-3211 (代表)	
県立中央病院	松山市春日町83	089-947-1111 (代表)	
愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川454	089-964-5111 (代表)	
松山赤十字病院	松山市文京町1番地	089-924-1111 (代表)	

## (13) 原子力災害医療協力機関

名称	所在地	連絡先	備考
公立学校共済組合 四国中央病院	四国中央市川之江町2233	0896-58-3515	
県立新居浜病院	新居浜市本郷3-1-1	0897-43-6161	
県立今治病院	今治市石井町4-5-5	0898-32-7111	
市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	0895-25-1111	
西条市立周桑病院	西条市壬生川131	0898-64-2630	
久万高原町立病院	上浮穴郡久万高原町久万65	0892-21-1120	
市立大州病院	大州市西大州字ヤスバ甲570	0893-24-2151	
市立西予市民病院	西予市宇和町永長147番地1	0894-62-1121	
鬼北町立市民病院	北宇和町永長147番地1	0895-45-3400	
県立南宇和病院	南宇和郡愛南町城辺甲2433番地第1	0895-72-1231	
愛媛県医師会	松山市三番町4丁目5-3	089-943-7582	
愛媛県歯科医師会	松山市柳井町2-6-2	089-933-4371	
愛媛県看護協会	松山市道後町2-11-14	089-923-1287	
愛媛県薬剤師会	松山市三番町7-6-9	089-941-4165	
日本赤十字社愛媛県支部	松山市岩崎末2丁目3番40号	089-921-8603	
愛媛県診療放射線技師会	松山市道後樋又8-29メゾン・ド・ルー道後樋又403号	089-989-4941	

## (14) 高度被ばく医療支援センター

名称	所在地	連絡先	備考
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所	千葉県稲毛区穴川4-9-1	043-251-2111	
広島大学 緊急被ばく医療推進センター	広島市南区霞一丁目2-3	082-257-5586 (直通)	
広島大学 高度救命救急センター	広島市南区霞一丁目2-3	082-257-5398 (直通)	

## (15) 原子力災害医療・総合支援センター

名称	所在地	連絡先	備考
広島大学 緊急被ばく医療推進センター	広島市南区霞一丁目2-3	082-257-5586 (直通)	
広島大学 高度救命救急センター	広島市南区霞一丁目2-3	082-257-5398 (直通)	

## (16) 市内医療機関

No	名称	所在地	電話番号	方位	距離	備考
1	宇和島市国民健康保険 嘉島診療所	宇和島市戸島3981	0895-64-0378	南南東	29	内科、小児科、外科

## 8-6 市内福祉施設

No	名称	所在地	電話番号	定員	方位	距離	備考
1	特別養護老人ホーム 白浦茜荘	宇和島市吉田町白浦3-2	0895-52-0203	50	南東	28	

8-7 市内・公民館施設

No	名称	所在地	電話番号	方位	距離	備考
1	奥南公民館	宇和島市吉田町奥浦甲1-1	0895-54-0001	南東	29	
2	喜佐方公民館	宇和島市吉田町河内甲72-1	0895-52-0068	南東	29	
3	玉津公民館	宇和島市吉田町法花津7-360-1	0895-52-1001	南東	27	
4	立間公民館	宇和島市吉田町立間1-3905-3	0895-52-0021	南東	31	
5	戸島公民館嘉島分館	宇和島市戸島3952	0895-64-0352	南南東	30	

## 8-8 市内保育所施設

令和3年1月1日現在

No	名称	所在地	電話番号	定員	方位	距離	備考
1	奥南保育園	宇和島市吉田町奥浦甲1-1	0895-54-0011	60	南東	29	
2	喜佐方保育園	宇和島市吉田町河内甲74	0895-52-2410	—	南東	29	休園
3	玉津保育園	宇和島市吉田町法花津7-356	0895-52-3714	90	南東	27	
4	たちばな保育園	宇和島市吉田町立間2-2686	0895-52-1083	60	南東	31	
5	戸島保育所	宇和島市戸島2051	0895-64-0004	—	南南東	32	休園

## 8-9 市内幼稚園、小学校、中学校、高等学校施設

令和2年5月1日現在

No	名称	所在地	電話番号	生徒数	方位	距離	備考
1	奥南小学校	宇和島市吉田町甲65-1	0895-54-0013	39	南東	29	
2	喜佐方小学校	宇和島市吉田町沖村甲2325-1	0895-52-0563	37	南東	29	
3	玉津小学校	宇和島市吉田町法花津7-333	0895-52-1007	49	南東	27	
4	立間小学校	吉田町立間1-3900-1	0895-52-1057	32	南東	31	
5	嘉島小学校	宇和島市戸島4110	0895-64-0027	—	南南東	29	休校
6	戸島小学校	宇和島市戸島2065-1	0895-64-0024	8	南南東	32	

8-10 避難時輸送車両（市公用車等）

令和3年1月20日現在

No.	管理区分	管理課名	駐車場所等	登録番号	用途	登録年月日	車名等	形状	定員	輸送人員	備考
1	本庁	財政課	津島支所	200は5162	乗合 H	31.2.13	いすゞ ガーラミオ	普通	41	40	
2			A棟車庫	200さ6019	乗合 R	2.3.6	日野 リエッセ	普通	29	28	
3			西側車庫	33と4730	乗用 H	8.4.24	トヨタ ハイエース	普通	10	9	
4			西側車庫	300は5347	乗用 H	21.4.15	トヨタ エスティマ	普通	8	7	
5			A棟車庫	300ひ3916	乗用 H	22.1.20	トヨタ プリウス	普通	5	4	
6			A棟車庫	501な9154	乗用 H	26.6.20	トヨタ アクア	小型	5	4	
7			A棟車庫	501は4771	乗用 H	30.2.27	日産 ノート	小型	5	4	
8			A棟車庫	501ひ6204	乗用 H	31.2.18	トヨタ アクア	小型	5	4	
9			西側車庫	530ほ170	乗用 R	2.3.25	トヨタ シエンタ	小型	7	6	
10			A棟車庫	530ま2248	乗用 R	2.10.30	トヨタ アクア	小型	5	4	
11			A棟車庫	480す5308	貨物 H	25.8.30	三菱 ミーヴ	軽	2	1	
12			西側D1	581さ7484	乗用 R	1.8.27	ダイハツ ミライース	軽	4	3	
13			西側D2	581さ7486	乗用 R	1.8.27	ダイハツ ミライース	軽	4	3	
14			西側D3	581さ7487	乗用 R	1.8.27	ダイハツ ミライース	軽	4	3	
15			西側D4	581そ5679	乗用 R	2.8.26	ダイハツ ミライース	軽	4	3	
16			西側A9	400つ9341	貨物 H	30.2.27	日産 バネット	小型	2	1	
17			西側A10	400せ3923	貨物 H	15.9.10	日産 AD	小型	2	1	
18			南側駐車場	400す5238	貨物 H	13.7.26	日産 AD	小型	2	1	
19			西側A11	400つ5345	貨物 H	28.6.24	日産 AD	小型	2	1	
20			南側駐車場	400そ4903	貨物 H	17.2.25	日産 AD	小型	2	1	
21			西側A12	400て5473	貨物 R	2.8.19	日産 AD	小型	2	1	
22			西側A13	400そ1789	貨物 H	16.4.1	トヨタ プロボックス	小型	2	1	
23			西側A14	400て1958	貨物 H	31.3.11	日産 AD	小型	2	1	
24			西側A15	400て5474	貨物 R	2.8.19	日産 AD	小型	2	1	
25			西側A16	400つ5344	貨物 H	28.6.24	日産 AD	小型	2	1	
26			B棟車庫	480て4103	貨物 R	1.8.30	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1	
27			B棟車庫	480つ6286	貨物 H	30.11.8	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1	
28			B棟車庫	480つ6287	貨物 H	30.11.8	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1	
29			西側B9	480と2988	貨物 R	2.8.31	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1	
30			西側B10	480と2990	貨物 R	2.8.31	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1	
31			西側B14	480つ6721	貨物 H	30.11.26	ダイハツ ハイゼットT	軽	2	1	
32			西側B15	480つ6722	貨物 H	30.11.26	ダイハツ ハイゼットT	軽	2	1	
33			南側駐車場	480た2783	貨物 H	28.6.13	ダイハツ ハイゼットT	軽	2	1	
34			西側B16	480つ6727	貨物 H	30.11.26	ダイハツ ハイゼットT	軽	2	1	
35			B棟車庫	480つ6438	貨物 H	30.11.14	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1	
36			B棟車庫	480つ6441	貨物 H	30.11.14	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1	
37			西側C10	480つ6443	貨物 H	30.11.14	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1	
38			西側C11	480つ6740	貨物 H	30.11.26	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1	
39			西側C12	480つ6743	貨物 H	30.11.26	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1	
40			西側C13	480つ8677	貨物 H	31.2.13	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1	
41			西側C14	480つ8678	貨物 H	31.2.13	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1	
42			西側C15	480つ8679	貨物 H	31.2.13	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1	
43			西側C16	480て4362	貨物 R	1.9.10	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1	

No.	管理区分	管理課名	駐車場所等	登録番号	用途	登録年月日	車名等	形状	定員	輸送人員	備考
44	本庁	財政課	西側B11	480と5775	貨物	R 2.12.15	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1	
45			西側B12	480と5776	貨物	R 2.12.15	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1	
46			西側B13	480と5777	貨物	R 2.12.15	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1	
47			南側駐車場	41す2659	貨物	H 7.1.1	三菱 ミニカバンライラ	軽	2	1	
48			南側駐車場	41に7481	貨物	H 12.1.1	三菱 ミニカ	軽	2	1	
49		市長公室	西側車庫	300ら4239	乗用	H 30.12.19	トヨタ エスティマ	普通	7	6	
50		総務課	宇和海支所	580け9641	乗用	H 19.5.31	スズキ アルト	軽	4	3	
51		企画情報課	御横公民館	580つ2698	乗用	H 21.11.11	ダイハツ ミラ	軽	4	3	
52			(株)丸之内そうご	300ひ567	乗用	H 21.9.30	トヨタ ハイエース	普通	10	9	
53			宇和島ハイヤー吉田駐車場	300ら3634	乗用	H 30.11.28	日産 キャラバン	普通	10	9	
54			宇和島ハイヤー吉田駐車場	300ら3635	乗用	H 30.11.28	日産 キャラバン	普通	10	9	
55			(有)三間タクシー	300に5581	乗用	H 17.9.30	日産 キャラバン	普通	10	9	
56			(有)三間タクシー	330ね5582	乗用	R 2.8.17	日産 キャラバン	普通	10	9	
57		危機管理課	西側車庫	800す6703	特種	H 28.10.5	三菱 アウトランダー	普通	5	4	
58			西側C1	330め1556	乗用	R 1.7.31	トヨタ エスティマ	普通	8	7	
59			吉田支所	501ひ6494	乗用	H 31.2.25	日産 セレナ	小型	8	7	
60		生活環境課	B棟車庫	130と800	貨物	H 30.6.13	三菱 キャンター	普通	3	2	
61			南側駐車場	800す5902	特種	H 27.3.20	日野 デュトロ	普通	3	2	
62			南側駐車場	100さ4010	貨物	H 13.11.26	三菱 キャンター	普通	3	2	
63			南側駐車場	400ち3882	貨物	H 23.9.16	マツダ ボンゴ	小型	2	1	
64			南側駐車場	400す2196	貨物	H 12.11.28	マツダ ボンゴ	小型	3	2	
65			西側C3	400ち1811	貨物	H 22.9.22	日産 バネット	小型	2	1	
66			南側駐車場	44ら440	貨物	H 4.11.1	三菱 キャンター	小型	3	2	
67			南側駐車場	480つ2138	貨物	H 30.6.19	ダイハツ ハイゼットT	軽	2	1	
68			西側D6	480て5940	貨物	R 1.11.14	ダイハツ ハイゼットTG	軽	2	1	
69			吉田分室	400す1754	貨物	H 12.10.1	マツダ タイタン	小型	3	2	
70			吉田分室	800さ1471	特種	H 11.11.1	マツダ タイタン	普通	3	2	
71			吉田分室	800す3953	特種	H 23.11.25	三菱 キャンター	普通	3	2	
72			吉田分室	800す4391	特種	H 24.9.11	いすゞ エルフ	普通	3	2	
73			吉田分室	800す4392	特種	H 24.9.11	いすゞ エルフ	普通	3	2	
74			吉田分室	800さ4003	特種	H 13.11.1	マツダ タイタン	普通	3	2	
75			吉田分室	800す9081	特種	R 2.8.3	いすゞ エルフ	普通	3	2	
76			三間支所	800す2603	特種	H 21.8.18	三菱 キャンター	普通	3	2	
77			三間支所	800す8075	特種	H 30.11.26	いすゞ 塵芥車	普通	3	2	
78			三間支所	400ち2312	貨物	H 22.12.20	いすゞ エルフ	小型	3	2	
79			最終処分場	41ま2069	貨物	H 16.10.27	スズキ キャリーG	軽	2	1	
80			最終処分場	100さ3695	貨物	H 13.8.1	三菱天蓋付ダンプ	普通	3	2	
81			最終処分場	800さ5803	特種	H 15.9.1	三菱 清掃車真空ホップタイプ	普通	3	2	
82			リサイクルセンター	41て3376	貨物	H 10.5.21	三菱 ミニキャブ	軽	2	1	
83			リサイクルセンター	41か7188	貨物	H 4.1.1	スズキ キャリー	軽	2	1	
84			リサイクルセンター	100さ4210	貨物	H 14.1.1	三菱 キャンター	普通	3	2	
85			リサイクルセンター	100さ2193	貨物	H 12.3.1	いすゞ エルフ	普通	3	2	
86			リサイクルセンター	800さ8021	特種	H 15.11.14	いすゞ 塵芥車	普通	3	2	
87			福祉課	あけぼの園	300つ2301	乗用	H 14.12.1	トヨタ エスティマ	普通	8	7

No.	管理区分	管理課名	駐車場所等	登録番号	用途	登録年月日	車名等	形状	定員	輸送人員	備考	
88	本庁	福祉課	グリーン工房	580さ9934	乗用	H 20. 2. 15	スズキ ワゴンR	軽	4	3		
89			グリーン工房	45さ9176	貨物	H 8. 6. 1	日産 バネット	小型	3	2		
90			西側A1	41ぬ6913	貨物	H 12. 12. 15	スズキ エブリー	軽	2	1		
91		高齢者福祉課	旧三間幼稚園敷地内	22さ3998	乗合	H 8. 5. 28	トヨタ コースター	普通	29	28		
92			西側A8	51え5517	乗用	H 16. 8. 23	スズキ ワゴンR	軽	4	3		
93			西側A2	580け9640	乗用	H 19. 5. 31	スズキ アルト	軽	4	3		
94			西側A7	580こ2322	乗用	H 19. 6. 29	スズキ アルト	軽	4	3		
95			西側A3	580ち581	乗用	H 21. 5. 29	ダイハツ エッセ	軽	4	3		
96			西側A4	580ち585	乗用	H 21. 5. 29	ダイハツ エッセ	軽	4	3		
97			西側A5	580つ2696	乗用	H 21. 11. 11	ダイハツ ミラ	軽	4	3		
98			西側A6	580つ2697	乗用	H 21. 11. 11	ダイハツ ミラ	軽	4	3		
99			生活支援課	西側C9	580つ2695	乗用	H 21. 11. 11	ダイハツ ミラ	軽	4	3	
100			保険健康課	西側C7	500ら8064	乗用	H 19. 6. 1	日産 マーチ	小型	5	4	
101		遊子診療所蔭淵診療所		581か6190	乗用	H 29. 12. 12	ダイハツ ミライース	軽	4	3		
102		日振島診療所		51う7952	乗用	H 16. 5. 26	三菱 ミニカ	軽	4	3		
103		戸島出張所		580う3172	乗用	H 17. 9. 28	ダイハツ ムーブ	軽	4	3		
104		水産課	西側C5	400そ3408	貨物	H 16. 9. 29	日産 AD	小型	2	1		
105			西側C6	400ち2248	貨物	H 22. 12. 9	トヨタ プロボックス	小型	2	1		
106			西側C4	480え6594	貨物	H 19. 7. 1	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1		
107		国土調査課	西側C8	400た1788	貨物	H 18. 12. 20	日産 アベニール	小型	2	1		
108		建設課	西側B8	480ち4189	貨物	H 29. 8. 21	ダイハツ ハイゼットTG	軽	2	1		
109			西側B7	400ち1669	貨物	H 22. 9. 6	日産 AD	小型	2	1		
110			西側B6	480ち3258	貨物	H 29. 7. 11	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1		
111		都市整備課	西側B1	50む7599	乗用	H 13. 2. 26	三菱 ステーションワゴン	軽	4	3		
112			西側B2	480い6236	貨物	H 18. 2. 27	三菱 ミニキャブオーバー	軽	2	1		
113			西側B3	480つ2137	貨物	H 30. 6. 19	ダイハツ ハイゼットT	軽	2	1		
114			西側B4	480さ2614	貨物	H 24. 5. 24	三菱 キャブオーバー	軽	2	1		
115			吉田公園	480つ2716	貨物	H 30. 7. 10	ダイハツ ハイゼットD	軽	2	1		
116		建築住宅課	西側B5	480つ6291	貨物	H 30. 11. 8	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1		
117		議会事務局	西側車庫	300ひ7182	乗用	H 22. 4. 9	トヨタ プリウス	普通	5	4		
118		教育総務課	日振島小学校	300め9387	乗用	H 28. 8. 4	日産 キャラバン	普通	10	9		
119			日振島小学校	480す2395	貨物	H 25. 5. 20	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1		
120			戸島小学校	480き9584	貨物	H 21. 6. 10	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1		
121			下灘小学校	300ほ4219	乗用	H 23. 12. 28	日産 キャラバン	普通	10	9		
122	下灘小学校		300ほ4220	乗用	H 23. 12. 28	日産 キャラバン	普通	10	9			
123	下灘小学校		200さ5521	乗合	H 24. 1. 23	日産 シビリアン	普通	29	28			
124	はまゆう寮		480こ2495	貨物	H 23. 6. 24	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1			
125	生涯学習課		蔭淵公民館	41な3461	貨物	H 11. 8. 3	ダイハツ ハイゼットカーゴ	軽	4	3		
126		清満公民館	41ほ6205	貨物	H 16. 5. 1	三菱 ミニキャブ	軽	2	1			
127		御横公民館	41ほ6007	貨物	H 16. 5. 1	三菱 ミニキャブ	軽	2	1			
128		畑地公民館	41ほ5987	貨物	H 16. 5. 1	三菱 ミニキャブ	軽	2	1			
129		下灘公民館	41ほ5986	貨物	H 16. 5. 1	三菱 ミニキャブ	軽	2	1			
130		北灘公民館	41ほ5985	貨物	H 16. 5. 1	三菱 ミニキャブ	軽	2	1			
131		中央図書館	41は365	貨物	H 14. 6. 26	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1			
132		少年センター	400て5643	貨物	R 2. 9. 14	日産 AD	小型	2	1			
133		中央公民館	480つ6289	貨物	H 30. 11. 8	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1			
134		文化・スポーツ課	美術館・記念館	50る4854	乗用	H 15. 3. 1	スズキ ワゴンR	軽	4	3		

No.	管理区分	管理課名	駐車場所等	登録番号	用途	登録年月日	車名等	形状	定員	輸送人員	備考	
135	本庁	文化・スポーツ課	伊達博物館	50な9568	乗用	H 8.12.26	三菱 ミニカ	軽	4	3		
136			丸山公園多目的グラウンド	11そ7859	貨物	H 7.9.1	いすゞ エルフD	普通	3	2		
137			丸山公園陸上競技場	400す5510	貨物	H 13.8.1	日産 AD	小型	2	1		
138		人権啓発課	番城福祉会館	480た2403	貨物	H 28.5.27	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1		
139			三間町隣保館	480つ6290	貨物	H 30.11.8	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1		
140			津島町福祉会館	45す8996	貨物	H 10.1.19	三菱 リベロ	小型	2	1		
141		学校給食センター	中央学校給食調理場	100さ9650	貨物	H 17.4.13	三菱 キャンター	普通	3	2		
142			中央学校給食調理場	100さ9651	貨物	H 17.4.25	三菱 キャンター	普通	3	2		
143			中央学校給食調理場	100さ9652	貨物	H 17.4.25	三菱 キャンター	普通	3	2		
144			中央学校給食調理場	100さ9621	貨物	H 17.4.25	三菱 キャンター	普通	3	2		
145			中央学校給食調理場	100す6826	貨物	H 26.3.19	いすゞ エルフ	普通	3	2		
146			中央学校給食調理場	100す6827	貨物	H 26.3.19	いすゞ エルフ	普通	3	2		
147			中央学校給食調理場	41こ4662	貨物	H 6.1.1	ホンダ アクティバン	軽	2	1		
148			中央学校給食調理場	580さ2633	乗用	H 19.11.8	ダイハツ エッセ	軽	4	3		
149			吉田町学校給食調理場	41は9001	貨物	H 15.2.1	ダイハツ ハイゼットT	軽	2	1		
150			吉田町学校給食調理場	130さ1052	貨物	H 12.9.1	三菱 キャンター	普通	3	2		
151			三間町学校給食調理場	100さ4452	貨物	H 14.3.1	三菱 キャンター	普通	3	2		
152			三間町学校給食調理場	41そ3831	貨物	H 8.1.1	ダイハツ ミラ	軽	2	1		
153			吉田	吉田支所	吉田支所	51い2338	乗用	H 15.12.26	ダイハツ ミラ	軽	4	3
154		吉田支所			400そ4902	貨物	H 17.2.25	日産 AD	小型	2	1	
155	吉田支所	580さ2632			乗用	H 19.11.8	ダイハツ エッセ	軽	4	3		
156	吉田支所	580た4765			乗用	H 21.3.25	スズキ アルト	軽	4	3		
157	吉田支所	480す8993			貨物	H 26.1.22	ダイハツ ハイゼットT	軽	2	1		
158	吉田支所	480せ2826			貨物	H 26.5.16	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1		
159	吉田支所	480そ2700			貨物	H 27.5.22	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1		
160	吉田支所	480そ2701			貨物	H 27.5.22	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1		
161	吉田支所	480ち2977			貨物	H 29.6.29	ダイハツ ハイゼットT	軽	2	1		
162	吉田支所	480ち3257			貨物	H 29.7.11	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1		
163	吉田支所	480つ6436			貨物	H 30.11.14	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1		
164	吉田支所	480つ6437			貨物	H 30.11.14	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1		
165	吉田支所	501ふ7362			乗用	R 2.2.19	日産 セレナ	小型	8	7		
166	三間	三間支所	三間支所	51え5516	乗用	H 16.8.23	スズキ ワゴンR	軽	4	3		
167			三間支所	500ほ6357	乗用	H 16.6.1	日産 マーチ	小型	5	4		
168			三間支所	400そ2800	貨物	H 16.7.28	日産 AD	小型	2	1		
169			三間支所	580ち578	乗用	H 21.5.29	ダイハツ エッセ	軽	4	3		
170			三間支所	480す2497	貨物	H 25.5.23	ダイハツ ハイゼットT	軽	2	1		
171			三間支所	480た2784	貨物	H 28.6.13	ダイハツ ハイゼットT	軽	2	1		
172			三間支所	480ち3255	貨物	H 29.7.11	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1		
173			三間支所	480つ6435	貨物	H 30.11.14	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1		
174			三間支所	480つ8680	貨物	H 31.2.13	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1		
175			三間支所	480て4363	貨物	R 1.9.10	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1		
176			三間支所	501ふ7361	乗用	R 2.2.19	日産 セレナ	小型	8	7		
177	三間支所	581そ5680	乗用	R 2.8.26	ダイハツ ミライース	軽	4	3				
178	津島	津島支所	津島支所 (庁舎裏車庫)	300す7779	乗用	H 11.9.1	トヨタ ハイエース	普通	10	9		
179			津島支所 (庁舎裏駐車場)	100さ4556	貨物	H 14.4.1	日産 ダットサン	普通	5	4		
180			津島支所 (庁舎裏車庫)	400す9573	貨物	H 14.7.1	日産 AD	小型	2	1		
181			津島支所 (庁舎裏駐車場)	50よ2685	乗用	H 14.7.1	スバル プレオ	軽	4	3		

No.	管理 区分	管理課名	駐車場所等	登録番号	用途	登録年月日	車名等	形状	定員	輸送 人員	備 考
182	津島	津島支所	津島支所（庁舎裏駐車場）	400せ3137	貨物	H 15. 6. 1	日産 AD	小型	2	1	
183			津島支所（庁舎裏車庫）	500ひ713	乗用	H 15. 10. 1	スズキ スイフト	小型	5	4	
184			津島支所（庁舎裏車庫）	480た2785	貨物	H 28. 6. 13	ダイハツ ハイゼットT	軽	2	1	
185			津島支所（庁舎裏駐車場）	480ち3256	貨物	H 29. 7. 11	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1	
186			津島支所（庁舎裏駐車場）	581か6188	乗用	H 29. 12. 12	ダイハツ ミライース	軽	4	3	
187			津島支所（庁舎裏駐車場）	480つ8683	貨物	H 31. 2. 13	ダイハツ ハイゼット	軽	2	1	
188			津島支所（庁舎裏駐車場）	400て1959	貨物	H 31. 3. 11	日産 AD	小型	2	1	
189			津島支所（庁舎裏駐車場）	581さ7489	乗用	R 1. 8. 27	ダイハツ ミライース	軽	4	3	
190			津島支所（庁舎裏駐車場）	581そ5681	乗用	R 2. 8. 26	ダイハツ ミライース	軽	4	3	
191			津島支所（庁舎裏駐車場）	581そ5682	乗用	R 2. 8. 26	ダイハツ ミライース	軽	4	3	
192			津島支所（庁舎裏車庫）	200さ202	乗合	H 12. 7. 1	三菱 ローザ	普通	26	25	
193			津島支所（庁舎裏車庫）	200さ5243	乗合	H 19. 1. 26	日野 リエッセ	普通	29	28	
194			津島支所（庁舎裏車庫）	200さ5545	乗合	H 24. 3. 28	三菱 ローザ	普通	24	23	
195			津島支所（庁舎裏車庫）	200さ5778	乗合	H 28. 3. 18	三菱 ローザ	普通	24	23	
合計									581	447	

8-11 安定ヨウ素剤配布対象者数

令和2年4月1日現在

避難区域	地区名	行政区名	避難者カード受渡場所 (地区集会所等)	一時集結場所 (安定ヨウ素剤配布場所)	避難先施設		世帯数	人口							計	うち在宅行動要支援者数
					避難経由所	施設名		新生児	1月以上 3歳未満	3歳以上 7歳未満	7歳以上 13歳未満	13歳以上 40歳未満	40歳以上			
1	奥南地区	板ノ浦	板ノ浦集会所	奥南小学校	—	三間町公共施設	44	0	3	0	2	12	81	98	6	
		中浦	中浦集会所	奥南小学校	—	三間町公共施設	56	0	0	2	4	21	108	135	7	
		古浦	古浦公民館	奥南小学校	—	三間町公共施設	36	0	1	3	6	17	71	98	5	
		船間1	船間公民館	奥南小学校	—	三間町公共施設	46	0	3	4	4	14	75	100	6	
		船間2	船間公民館	奥南小学校	—	三間町公共施設	54	0	2	2	6	23	109	142	5	
		大良	消防ポンプ蔵置所	奥南小学校	—	三間町公共施設	26	0	0	1	2	3	41	47	3	
		惣代	惣代公民館	奥南小学校	—	三間町公共施設	35	0	1	4	6	13	70	94	4	
		南君西	南君西公民館	奥南小学校	—	三間町公共施設	80	0	1	4	10	33	153	201	11	
計							377	0	11	20	40	136	708	915	47	
2	喜佐方地区	鳥首	鳥首集会所	喜佐方小学校	—	三間町公共施設	36	0	0	0	4	25	78	107	10	
		沖村中	沖中集会所	喜佐方小学校	—	三間町公共施設	39	0	0	4	3	27	78	112	5	
		沖村上	沖村地区コミュニティセンター	喜佐方小学校	—	三間町公共施設	48	0	1	3	4	19	77	104	5	
		沖村下	沖下集会所	喜佐方小学校	—	三間町公共施設	51	0	3	3	2	35	109	152	8	
		東蓮寺	東蓮寺公民館	喜佐方小学校	—	三間町公共施設	41	0	0	3	8	21	90	122	3	
		検校谷	検校谷公民館	喜佐方小学校	—	三間町公共施設	46	0	1	4	7	34	92	138	4	
		河内中	河内中集会所	喜佐方小学校	—	三間町公共施設	71	0	2	4	3	22	111	142	11	
		河内上	河内上公民館	喜佐方小学校	—	三間町公共施設	64	0	2	3	7	19	131	162	14	
		筋	筋集会所	喜佐方小学校	—	三間町公共施設	34	0	0	1	2	17	80	100	7	
計							430	0	9	25	40	219	846	1,139	67	
3	玉津地区	池の浦	池の浦集会所	玉津小学校	—	三間町公共施設	29	0	2	0	1	14	52	69	6	
		深浦下	深浦公民館	玉津小学校	—	三間町公共施設	24	0	2	1	0	8	44	55	1	
		深浦上	深浦公民館	玉津小学校	—	三間町公共施設	31	0	0	1	4	15	66	86	8	
		宮の浦西	宮の浦集会所	玉津小学校	—	三間町公共施設	31	0	2	1	3	23	65	94	8	
		宮の浦東	宮の浦集会所	玉津小学校	—	三間町公共施設	43	0	7	3	8	35	77	130	10	
		和田	和田集会所	玉津小学校	—	三間町公共施設	30	0	1	3	3	17	66	90	5	
		浜	浜みんなの広場	玉津小学校	—	三間町公共施設	51	0	1	1	4	20	95	121	5	
		与村井西	与村井公民館	玉津小学校	—	三間町公共施設	42	0	1	4	3	22	74	104	3	
		与村井中	与村井公民館	玉津小学校	—	三間町公共施設	29	0	0	3	4	17	50	74	7	
		与村井東	与村井公民館	玉津小学校	—	三間町公共施設	30	0	2	3	0	14	53	72	3	
		脇中島	脇中島集会所	玉津小学校	—	三間町公共施設	38	0	1	3	2	20	72	98	7	

3	玉津地区	日の平	脇中島集会所	玉津小学校	—	三間町公共施設	25	0	2	3	5	26	46	82	2
		奥南	奥南集会所	玉津小学校	—	三間町公共施設	33	0	0	2	7	19	66	94	4
		先新浜	先新浜集会所	玉津小学校	—	三間町公共施設	35	0	0	1	6	17	63	87	5
		畦屋三ツ尾	畦屋三ツ尾公民館	玉津小学校	—	三間町公共施設	29	0	1	0	0	12	56	69	4
		花組	花組公民館	玉津小学校	—	三間町公共施設	27	0	1	2	2	12	46	63	2
		茜荘	白浦茜荘	玉津小学校	—	三間町公共施設	47	0	0	0	0	0	47	47	46
計							574	0	23	31	52	291	1,038	1,435	126
4	立間地区	奥白井谷	白井谷集会所	立間小学校	—	三間町公共施設	12	0	1	0	0	5	27	33	4
		引地雪森	引地雪森集会所	立間小学校	—	三間町公共施設	27	0	3	0	0	12	53	68	4
		小名	小名公民館	立間小学校	—	三間町公共施設	28	0	0	1	2	10	63	76	4
		中之谷	中之谷公民館	立間小学校	—	三間町公共施設	27	0	0	1	1	17	57	76	5
		高城	高城公民館	立間小学校	—	三間町公共施設	24	0	3	3	4	8	46	64	8
計							118	0	7	5	7	52	246	317	25
5	嘉島地区	嘉島	嘉島小学校	嘉島小学校	—	三間町公共施設	34	0	0	0	0	7	64	71	5
計							34	0	0	0	0	7	64	71	5
合計							1,533	0	50	81	139	705	2,902	3,877	270

(参考) 安定ヨウ素剤予防服用に対する規定量及び服用方法

対象者	ヨウ素量 (mg) ヨウ化カリウム量に 対する相当量	ヨウ化カリウム 量 (mg)	服用方法
新生児	12.5	16.3	ゼリー剤16.3mg
生後1ヶ月以上3歳未満	25	32.5	ゼリー剤32.5mg
3歳以上13歳未満	38	50	丸剤1丸
13歳以上	76	100	丸剤2丸

(注1) 内服液は、医療品ヨウ化カリウムの原薬を水に溶解したものをを用いる。

(注2) 丸剤やゼリー剤を服用できない場合は、内服液を服用させる。

この場合の服用量は、13歳以上は6ml、3歳以上13歳未満は3ml、  
生後1か月以上3歳未満は2ml、生後1か月未満の新生児は1mlとする。

(注3) 内服液の調製に必要な物品等については、あらかじめ準備するとともに、適正に管理する。

## 8-12 広報文例・メール配信追記事項

### (1) Aレベル「警戒事態」段階

※ゆっくり、はっきり、落ち着いて放送すること。

【広報例文】・・・FM告知放送、広報車、メール配信等

こちらは、宇和島市です。

本日、午前（午後）〇〇時〇〇分、四国電力伊方発電所で、「（発電所からの報告に基づき作成）」とする事故が発生しました。

市は、災害警戒本部を設置し、事故の状況など、詳しい情報の収集にあたっています。

《現在、発電所の敷地周辺において、放射性物質が外部に漏れたという情報はなく、放射線の監視モニタにも異常は認められません。》

《放射線の測定結果では、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。》

市民の皆さんは、今後新しい情報が入るまで、無用な外出は控え、自宅にとどまり、今後の市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

宇和島市内に滞在している観光客の皆さん、事業所の従業員の皆さんは、直ちに帰宅準備をお願いします。

今後も新たな情報が入り次第、お知らせします。

（2回繰り返し）

こちらは宇和島市です。

【メール配信等による追記事項】

- 事故状況
- 対応状況
- 気象状況（天候、風向）

- (2) Bレベル「施設敷地緊急事態」段階  
※ゆっくり、はっきり、落ち着いて放送すること。

【広報例文】・・・FM告知放送、広報車、メール配信等

こちらは、宇和島市です。

本日発生した、四国電力伊方発電所の事故の状況についてお知らせします。  
「（発電所からの報告に基づき事故状況の概要を作成）」

《・・・が発生しましたが、放射性物質は外部に漏れていません。》  
《発電所では外部からの電源供給が途絶えたほか、非常用発電機も使用できないなどの問題が発生したため、復旧作業に全力であたっていますが、現時点では復旧の目途は立っていません。》

現在のところ、環境への放射線の影響はありませんが、今後の状況によっては避難指示（命令）あるいは、屋内退避指示をすることがあります。

保育所、幼稚園、小、中、高等学校の児童、生徒は、帰宅しますので、保護者の方は、お迎え、または自宅での受入れをお願いします。

観光客の皆さんは、直ちに市外へ退去をお願いします。

事業所の従業員の皆さんは、速やかに帰宅してください。

高齢者、体の不自由な方は、早めの避難準備を行ってください。

市民の皆さんは、今後新しい情報が入るまで、無用な外出は控え、自宅にとどまり、今後の市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

今後新たな情報が入り次第、お知らせします。

（2回繰り返し）

こちらは、宇和島市です。

【メール配信等による追記事項】

- 事故状況
- 対応状況
- 気象状況（天候、風向）

(3) Cレベル「全面緊急事態」段階

※ゆっくり、はっきり、落ち着いて放送すること。

【広報例文】・・・FM告知放送、広報車、メール配信等

(FM告知放送はサイレン吹鳴)

こちらは、宇和島市です。

四国電力伊方発電所では、

«「〇〇の影響により1号機から3号機全てが自動停止し、外部電源や非常用発電機のトラブルが発生しておりますが、更に3号機に関し、原子炉の冷却機能が失われ、」など»

〇〇の状況であることから「原子力緊急事態宣言」が発令されました。

現在のところ、環境への放射線の影響はありませんが、市民の皆さんは、直ちに自宅に退避してください。

自宅の窓やドアを閉めて、換気扇、エアコンを止めて外気を遮断してください。外から帰ってきた人は、顔や手を洗い、うがいをしてください。

ただ今から、安定ヨウ素剤の配布を開始します。

市民の皆さんは、避難カードをご持参のうえ、避難区域で指定している一時集結所まで安定ヨウ素剤を取りに来てください。

あわてずに避難の準備を始めてください。

市を訪問中の皆さんは、直ちに市外へ退避してください。

今後、市民の皆さんには、事故の状況や防災上の注意事項などについて、適宜お知らせしますので、引き続き、今後の市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

(2回繰り返し)

こちらは宇和島市です。

【メール配信等による追記事項】

- 事故状況
- 対応状況
- 避難の準備

- (4) O I L運用上の介入レベル「避難指示」段階  
※ゆっくり、はっきり、落ち着いて放送すること。

【広報例文】・・・FM告知放送、広報車、メール配信等

(FM告知放送はサイレン吹鳴)

こちらは、宇和島市です。

ただ今、四国電力伊方発電所〇号機で事故が発生しています。  
現在、市内全域で屋内退避を行っていますが、一部の地域において、広域避難（一時移転）が必要な状況となった（放射性物質の数値が避難の必要な数値に達した）ため、半径30km圏外への避難指示（一時移転指示）を発令します。

〇〇地区、□□地区の皆さんは、非常時持出品を確認のうえ、落ち着いて避難を開始してください。

[安定ヨウ素剤服用指示の場合]

〇〇地区、□□地区の皆さんは、避難する前に、安定ヨウ素剤を服用してください。服用の際には、説明資料を必ず読んでから服用してください。

自家用車で避難される方は、三間町の〇〇〇に避難をしてください。  
(避難の途中、〇〇〇で避難退域時検査を受けてください。)

バスで避難される方は、所定の一時集結所に集合してください。

〇〇地区は、〇〇小学校

□□地区は、□□小学校 に、直ちに集合してください。

〇〇地区、□□地区以外の皆さんは、屋内退避を続けてください。

市民の皆さんには、事故の状況や防災上の注意事項などについて、適宜お知らせしますので、引き続き、今後の市からののお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

(2回繰り返し)

こちらは、宇和島市です。

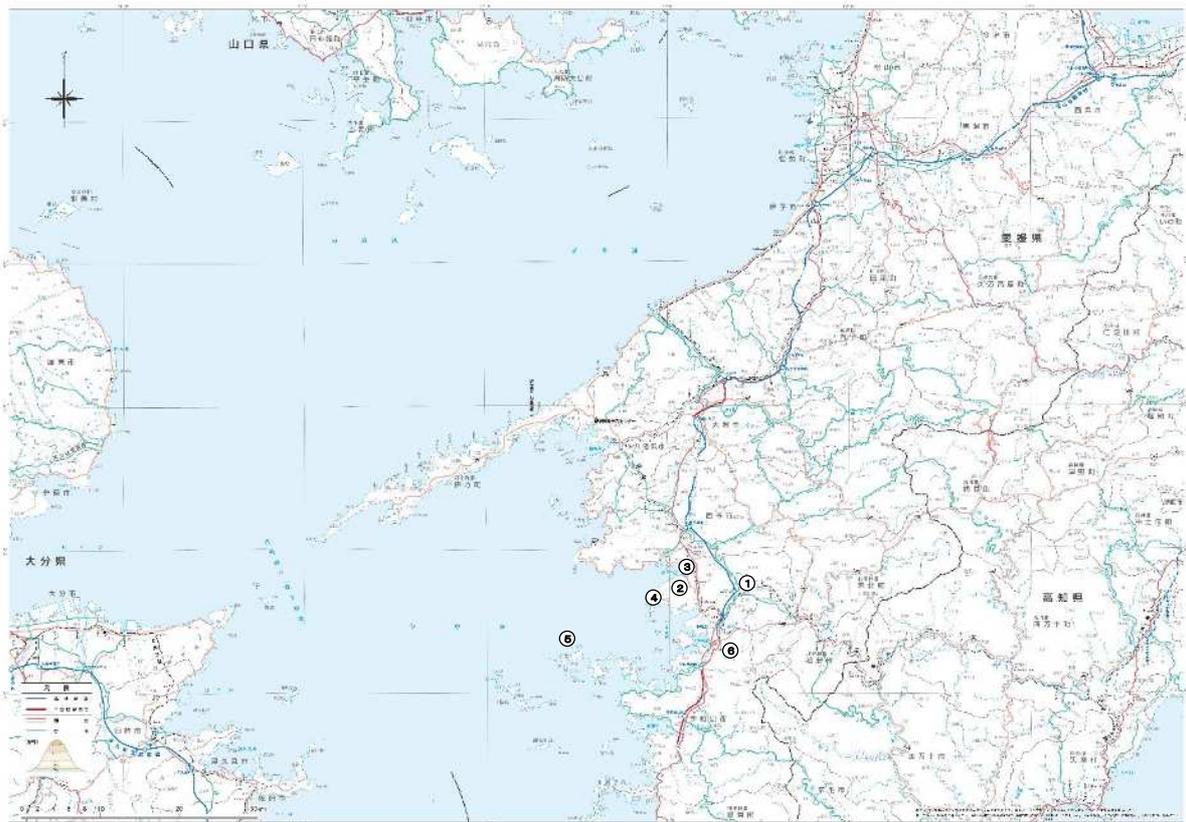
【メール配信等による追記事項】

- 避難施設、一時集結所の明示
- 避難にあたっての注意点
- 避難退域時検査実施場所における検査の協力
- 事故状況
- 対応状況

### 8-13 環境放射線測定地点（宇和島市内）

番号	地名	測定地点名	モニタリング ポスト	可搬型モニタ リングポスト	通信機能付き 電子線量計	大気モニタ
①	三間町宮野下	宇和島市三間支所		○		
②	吉田町沖村	東蓮寺ダム桜公園	○			
③	吉田町白浦	白浦コミュニティーセンター			○	
④	吉田町奥浦	船間集会所			○	
⑤	嘉島	嘉島小学校			○	○
⑥	丸穂町	天神公民館	○ (水準調査用)			

(伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画等から抜粋)



## 8-14 避難者カード

### 宇和島市避難者カード

避難等指示区域		市指定避難先							
自治会名		自主防災組織名							
住所									
家族の避難状況									
世帯主 該当者に○	氏名	年齢	性別 該当に○		連絡先 携帯電話等	職業等 勤務先・学校名を記入	避難先 該当に○		知人宅等へ避難した場合の連絡先 住所・電話番号等
			男	女			市指定施設	知人宅等	
			男	女					
			男	女					
			男	女					
			男	女					
			男	女					
			男	女					
			男	女					
			男	女					
			男	女					
連絡事項									

- 1 本様式は、原子力災害時に避難する場合に使用する。
- 2 記入できる部分は、あらかじめ記入しておく。
- 3 本様式は、今後、関係機関と協議・調整のうえ決定する。